

令和3年第1回大多喜町議会定例会

9月会議会議録

令和3年 9月1日 開会

令和3年 9月10日 散会

大多喜町議会

令和三年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和三年 第一回定例会〔九月会議〕

大多喜町議会議録

令和3年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録目次

第1号（9月1日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	6
一般質問	7
山田久子君	7
渡辺八寿雄君	16
渡辺善男君	23
野村賢一君	33
山口定夫君	42
吉野一男君	49
吉野僖一君	59
根本年生君	68
散会の宣告	78

第2号（9月2日）

出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条の規定による出席説明者	79
本会議に職務のため出席した者の職氏名	79
議事日程	80
開議の宣告	82

報告第10号の上程、説明	82
報告第11号の上程、説明	83
報告第12号の上程、説明	84
同意第14号の上程、説明、質疑、採決	85
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第50号～議案第56号、報告第13号～報告第15号の一括上程、説明	107
散会の宣告	143

第 3 号 (9月10日)

出席議員	145
欠席議員	145
地方自治法第121条の規定による出席説明者	145
本会議に職務のため出席した者の職氏名	145
議事日程	146
開議の宣告	147
行政報告	147
諸般の報告	147
議事日程の報告	148
議案第50号の質疑、討論、採決	148
議案第51号の質疑、討論、採決	152
議案第52号の質疑、討論、採決	153
議案第53号の質疑、討論、採決	153
議案第54号の質疑、討論、採決	154
議案第55号の質疑、討論、採決	155
議案第56号の質疑、討論、採決	155

発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
日程の追加	160
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
日程の追加	167
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
休会について	173
散会の宣告	173
署名議員	175

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 1 号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和3年9月1日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君
代表監査委員	滝口延康君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第1回議会定例会9月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様、ご出席をいただきまして誠にご苦労さまでございます。

また、滝口監査委員はご出席いただきまして誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、令和3年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより9月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第1回議会定例会9月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年第1回議会定例会9月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ議員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと思います。

初めに、本町のワクチン接種の進捗状況などについて報告をさせていただきます。

なお、今回は、大多喜町住民の接種状況で、職域等で実施をいたしました町外の方の状況は含んでおりませんが、これまでの接種の実績でございますが、65歳以上の接種券発送数は3,860件で、1回目の接種者数は3,336人で、接種率は86.4パーセントでございます。2回目の接種者数は3,167人で、接種率は82パーセントとなっており、当初希望した方の接種率は100パーセント以上となっております。

64歳以下の接種券の発送数は4,251件で、1回目の接種者数は3,553人で、接種率は83.6パーセント、2回目の接種者数は2,760人で、接種率は64.9パーセントでございます。

住民全体で1回目の接種率が83.6パーセント、2回目の接種率が73.1パーセントという高い数値となっています。若年層の対象者の接種も順次進めており、9月中旬までには本町全ての希望される方の接種が完了する予定でございます。

また、妊娠中の方の接種につきましても、再度本人に周知、確認をし、集団接種会場で優先的な接種ができる体制を整備しております。

さて、今回の定例会の会議事件でございますが、本日は一般質問が行われ、明日2日は継続費精算報告、専決処分の報告、固定資産評価審査委員会委員の選任案件、条例の一部改正、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、特別養護老人ホームの事業会計の補正予算を提出させていただきました。

議事日程の最終日には、令和2年度の各会計の決算認定をいただきたく提出をさせていただいております。

ここで、令和2年度の決算概要について若干述べさせていただきます。

一般会計の主要事業といたしましては、第3次総合計画の後期基本計画の策定、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、子ども医療対策事業、有害獣駆除対策事業として猿捕獲用大型檻を補助金対象に加えた有害獣被害防止実施団体への補助金を交付、基幹農道整備事業では、川畑平沢線、平沢田代線の農道施設点検及び安全対策の策定、面白峡遊歩道整備事業では、施設整備工事、町道維持管理事業では、三又297号線の法面修繕工事、町道改良事業では、増田小土呂線などを前年度から継続して実施をするとともに、前年度から繰り越した大中西線の道路改良工事を実施し、消防機械器具整備事業では、小型動力ポンプ3台を更新、教育関係では、GIGAスクール構想に伴う小中学校の情報化整備事業、海洋センター体育館の屋根及びトイレの洋式化の施設改良工事を実施しました。

さらに、令和元年の台風により被災をしました公共土木施設及び農地農業用施設の災害復旧費が主なものでございます。

このように臨時的な事業も含め、一般会計の歳出決算額は、対前年度比24パーセント増の63億21万円となりました。

特別会計につきましては、それぞれの目的に沿った決算となっております。水道事業会計では、水を安定供給するため、老朽化した配水管の布設替え工事、面白浄水場更新工事及び低区配水池更新工事を実施したところでございます。

特別養護老人ホーム事業会計では、職員不足や介護報酬の引下げ、さらには利用者数の減

少などにより厳しい決算内容となりましたが、外国人技能実習生制度を活用するなど、あらゆる可能性を協議しながら、改善に向け取り組んでいます。

なお、それぞれの決算に対する財政の健全化の指標につきましては、いずれも早期健全化基準の範囲内であり、財政の健全化が図られているところでございます。

結びに、各議案とも可決、ご承認くださいますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。第1回定例会8月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、8月30日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合第2回定例会が開催されました。この件について、11番吉野一男君から報告願います。

○11番（吉野一男君） それでは、報告いたします。

令和3年第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が、8月30日10時に広域事務所において招集され、麻生勇議長、野村賢一議員、私と3人で出席しましたので、ご報告させていただきます。

議長の選挙におきましては、指名推選により、勝浦市議会の黒川民雄議員が選出されました。

続きまして、議案第5号、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、大規模地震や風水害等による復旧または公益上必要な措置を対象とする危険物申請手数料の免除に関する規定を追加しようとするものであります。

また、議案第6号、令和3年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正予算は歳入歳出予算の補正であり、人事異動等による人件費を増額及び夷隅郡市福祉作業所の空調設備並びに給排水管の老朽化に伴う改修工事を実施、歳入歳出予算においては、既定予算に235万4,000円を追加し、予算総額を20億4,343万1,000円にしようとするものであります。

歳出予算において、総務費の一般管理費に1,740万円、社会福祉総務費61万4,000円、これに対する財源として繰越金235万4,000円を追加したものであります。

続きまして、議案第7号、令和2年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決

算認定については、歳出面では、経費の節減、合理化に努め、限られた財源の効率的な予算執行に留意し、健全財政を維持する中で、勝浦消防署及び大原消防署の消防ポンプ自動車並びに大原消防署の高規格救急自動車を更新整備し、緊急活動における感染防止用資機材として、感染対策に陰圧搬送器具及びオゾン脱臭除菌装置を新規整備し、緊急業務の安全性の確保に努めたわけでございます。

また、在宅当番医、病院輪番制並びに24時間電話相談健康診断事業により、地域医療体制の維持に努めたところでございます。

続きまして、議案第8号、財産の取得につきましては、大原消防署の水槽つき消防ポンプ車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に更新整備するためであります。

議案第7号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、花崎喜好氏が再任されました。全議案とも全員賛成で可決、認定、同意されました。定例会終了後、老人福祉センターの今後の取扱いについて説明があり、施設当初の目的、役割が終了したものと考えられることから、令和3年度をもって施設の供用を廃止する旨の説明がありました。

以上で、令和3年第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の報告といたします。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、8月26日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、9月会議の審議期間は、本日から9月10日までとし、本日と明日2日、明後日3日、そして10日を本会議開催日とし、この間、7日と8日に総務文教・福祉経済合同常任委員会協議会を開催する予定です。7日は総務文教常任委員会が所管する事務、8日は福祉経済常任委員会が所管する事務について、決算の内容説明を受けることとしています。執行部の皆様には、よろしく願います。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影を許可しましたので、ご承知願います。

あわせて、報道関係者による傍聴席からの写真撮影を許可しましたので、ご承知願います。それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

3番 野村 賢一 君

4番 末吉 昭男 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（麻生 勇君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 山田久子君

○議長（麻生 勇君） 初めに、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日は、大綱2点にわたり質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、大綱1、学校施設の環境整備について質問をさせていただきます。

本町では、普通教室への空調設備の設置、トイレの洋式化、1人1台のパソコンの導入、英語検定への助成金の創設など、子供に寄り添う数々の取組をしてくださっており、感謝申し上げます。

また、この夏は、オリンピック、パラリンピックが開催され、数々の感動と多くの感謝の心を耳にいたしました。

また、大多喜中学校では、特設陸上部や柔道部をはじめ、郡内の大会において数々の上位入賞や関東大会、全国大会への出場も果たされ、与えられた環境の中で郷土を足場に精いっぱい頑張り抜いてくださっている生徒さんたちの活躍に希望をいただいたところでございます。

さて、初めに、平成31年3月会議でも質問をさせていただきましたが、西小学校の屋外運動場の排水整備と学校正門脇の運動場に掘られております簡易排水路対策についてお伺いをいたします。

当時のご答弁では、西小学校につきましては、全体的に排水性がよく、水たまりができた場合には、砂、岩瀬砂とおっしゃっていたかと思いますが、その入替えによって対応しているとのことでした。現在も砂を入れるなどの対応はしていただいているようですが、移転後、天候が回復しておりまして運動場が数日使用できない状況が見受けられるようでございます。

本年も運動会で、運動場のぬかるみにより数日間延期になったように思っております。以前は、マラソン大会でもそのようなことがあったと聞いております。保護者が訪れる行事でも運動場のコンディションの状況で予定どおりに使用できないことが考えられておりますことから、ふだんの学校行事や授業にも影響が出ているのではないかと考えるところです。

また、正門横の簡易排水路は、夏場、草で見分けがつきにくくなっていることもあり、溝につまづいたとのお声もいただいております。最近の雨量の多さなどを考えますと、暗渠排水工事、排水路工事などを実施し、天候が回復していればグラウンドを使用することができる環境整備を進めることが必要であるのではないかと考えますことから、町の見解をお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、山田議員の一般質問に教育課からお答えさせていただきます。

西小学校の屋外運動場の排水状況につきましては、平成30年度、学校に調査依頼したとき、部分的には乾きにくいところもあるが、排水性には重大な問題はなく、現状では体育指導等には問題がないと伺っておりました。これにより、一部には暗渠が入っているもの、現在までは乾きにくい箇所があった場合、先ほど山田議員がおっしゃったように砂の入替えなどで対応してまいりました。

しかし、屋外運動場の現状は、表面の凸凹が原因で勾配が取れていないため、降った雨がたまりやすくなっており、水はけが悪い状態となっております。屋外運動場の雨水排水は、降雨中の雨の8割から9割は表面排水で処理できるため、暗渠排水や地盤改良を行わなくても運動場表面の勾配排水で十分効果が表れると伺っております。

このことから、表面の凸凹を解消して表面水が排水できるように、併せて排水路も含めた整備を学校教育活動に支障が生じないように計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。

学校では、大多喜小学校さんもそんなようではございますけれども、スポンジで水を吸い取ったりとかしながら、対策をしながら使っていただいている話も伺っております。計画的にということでございますので、今後も町の予算等もあると思いますので、しっかりと組み込んでいただきまして、形が見えてくるような形で取り組んでいただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、同じく平成31年の3月会議以降、大多喜小学校のグラウンドの排水整備状況はどのようになっているのか、このときの答弁では、やはり大多喜小学校さんのほうが排水状況が非常によくないということで、ここはお城まつりなどでも使わせていただいている中で一般の皆さんがビニールシートを敷いたり、張ったりとかして使っていただいているという状況もあるかと思っております。

現在も雨が降った後など見に伺わせていただきますと、運動場に足跡がそのまま形として残ってしまっていて、固まってしまっているような状況もございます。やはりこちらでも対策が必要ではないかと思っておりますので、その後の進捗状況と今後の予定、どのようになっているのかお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問に教育課からお答えさせていただきます。

平成31年の議会の定例会3月会議において、山田議員から大多喜小学校の屋外運動場の排水状況について質問されておりました。そのときには、教育課からは、大多喜小学校の屋外運動場の状況は浸透性が悪く、表面水の処理をしないと水が抜けないと考えており、今後は勾配の見直しや排水溝の高さを変えていくことを検証していくというふうに回答しております。

その後のどのように改善されているかということなんですけれども、現在も水のたまるような低い箇所には目の粗い砂、先ほど言われた岩瀬砂ですね、そういうものを入れて作業を行っております。

ただし、勾配は十分に取れていない状況の中で、当時と比べて若干ではあります、排水状況が改善されたものと思っております。

屋外運動場は、教育スポーツの中心の用途が主となっておりますが、現状は用途以外としてオープンスクールなどの学校行事の際の駐車スペース、あと、先ほど山田議員おっしゃっ

たお城まつりのイベント会場などの活用が増えてきております。

このように用途以外の活用が増えてきていることから、グラウンド整備の課題解消には至っていないという状況となっております。現状では表面の凸凹、芝と土の部分の高低差、これを解消しない限り、排水状況は改善されないというふうに考えております。

これらのことから、西小学校と同様に計画的に今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ご答弁ありがとうございます。

やはり大多喜小学校さんにつきましては、本当に前から、本当にそういったお声、グラウンドの整備についてはお声をいただいているところだと思います。今も課長のご答弁もありましたけれども、なかなか、ほかの用途でも使うことが増えているということで難しい部分もあるんだということでございましたけれども、やはりちょっとこの間も、先週も私は見に行ってきたんですけれども、雨の降った後、どなたかが歩かれているんだと思うんですけれども、そのまま足の形でグラウンドにずっと固まっちゃっているんですね。そうすると、ボールだとか、何かそういうのはちょっと、例えばサッカーをやるとかすると、できないよねという感じになってしまっているんです。

なので、ある意味以前よりも少し私はちょっとよくないのかなと。前はぐちゃぐちゃだったんですけれどもね。何がグラウンドとしていいのか悪いのかというのはちょっと私の基準では分からないんですけれども、ちょっと見ると、これだとボール遊びとかをする、サッカーをやるとかするには支障があるよねというようなちょっとイメージは受けました。

ですので、先ほどお話がございましたけれども、しっかりと計画に入れていただいて、何とかいい形になるようお願いをしたいと思います。駐車場で使うということでございますので、どういう形がいいのかというところを、はっきり私も分からないんですが、中にはご意見としていただいている中で、芝生なんかを使って排水のそういうものを対応したりとか、そういうところでやっているようなところもあるよというお話もいただいたんですけれども、芝生は場合によってはその後の草刈りの問題とかいろんな状況もあるので、これを進めてくださいとはちょっと言いづらいんですけれども、近隣ですと睦沢の保育園さんでは園庭を芝生にしているようなところもあるんですが、そこは面積が小さいので逆に言うとやれているのかなんていう思いもあります。

ですので、どういう方法がいいのか分かりませんが、ご検討いただきまして、ぜひ
お願いしたいと思います。子供たちにとっては一日一日が本当に貴重な日であり、一年一年
が貴重なところであると思います。特に今、コロナ禍ですといろいろ制限がある中で、やは
り学校の中で、外で元気に遊べるという環境、また、体育ができる、運動ができるという
ても大事な環境だと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、大多喜中学校のプールに蓋をすることについて質問させていただきます。

現在、大多喜中学校のプールは使用されていない状況になっておりますが、このプールか
ら発生するカエルやカエルの鳴き声、蚊の発生の対策を求めるお声をいただいております。

そこで、これは前々からいただいております、ほかの議員さんもお耳にしているところ
ではあるかと思ひます。また、役所もご存じであるかと思ひますけれども、やはりこの対
策を求められているところでございます。

その中で、このプールを防水シートで蓋をしてしまったり、もしくはコンクリート板など
を乗せて蓋をしてはどうかというふうになんかちょっと考えました。仮にコンクリートの板などで
蓋をすることができれば、その上を有効利用することもできるのではないかとちょっと思っ
たところでございます。

プールを防水シートで蓋をするという発想は、子供のちょっと大型プールなんかがあるん
ですけれども、それを庭とかに置いておいた場合に、蓋をして水を守るという、そういうの
があるんです。なので、ちょっとプールは大きいんですけれども、同じようなことで発想し
ていただきまして、そうすることでカエルやそういったものが外へ出ないという、そういっ
たところから発想を持ってまいりました。

このプールを蓋をするということ、町で検討できないかと思ひますけれども、いかがでし
ょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問について教育課からお答えさせていただきます。

大多喜中学校のプールは、平成18年度頃にろ過装置と、あと配管のプールの間の漏水が原
因で使用禁止となり、それ以降、消火栓及び防火水槽が近くに設置していないことから、地
域の消防用防火水槽と位置づけ管理してまいりました。

このプールは、学校の授業として使用していないことから、管理に目が行き届かずに近隣
の皆様にご迷惑をおかけしてしまうこともあります。今後は学校と協議をしながら適切に
管理するよう努めてまいります。

なお、議員のほうから提案のありましたコンクリート板で蓋をすることは、確かにその上の空間が有効利用できるという観点からいい提案だと思っておりますが、現段階ではちょっと難しいというふうに考えております。

また、学校の使用してないプールは、旧西中学校、大多喜小学校と順次対応してきているところであります。大多喜中学校のプールについては、防火水槽や老朽化している施設も含め一体的に考えていく必要があることから、関係課と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

できれば何とか対応してほしいと。なぜかといいますと、すぐプールのあたりに住宅街があるんですね。学校の生徒さんからもカエルとか蚊が入ってくるという話は聞いているんですけども、近隣住民の方の環境ということを考えますと、何かやはり対策というもので応急処置的なものでもいいと思うんですが、何か対策をしてあげていただけないかと思っております。

なぜ応急処置というふうな言い方をさせていただくかといいますと、後期の基本計画の中で中学校施設の管理事業、そういったところの中でご検討していただいている部分に少し触れている部分もあるのかなと思いますので、それができるまでの間でも何とかカエルの対策、蚊の対策、できるものがないかと思うんですが、何かお考えいただけるものはございませんでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 今まで、やはりそのようなお話がありまして、一応私どものほうの対策としては、そちらのほうに塩素をちょっと入れまして、それで蚊とかカエルが発生するのを防いだりとか、今後は、簡易的にプールの上に網を張るとか、そういう対策を今のところ考えております。

それは、今後もしそういう対策がよければそういうふうに、そういうことを施していこうかというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

じゃ、それが塩素ですとか網というんでしょうか、その実施に向けて検討していただい

ているというふうに捉えさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） こちらについては、対策は必要だというふうに感じておりますので、先ほど言った対策ではなくて、何か対策は行いたいというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。

先ほども申し上げましたけれども、後期基本計画の中にも少し全体的な部分の中でお考えいただいているところもございますが、まだこちらのほうが実施のものが見えてきておりませんので、応急的な対応でも結構でございますので、それまでの対策としてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、大綱2、大多喜町消防団員応援サポート事業（仮称）消防団員カードの創設についてお伺いをいたします。

消防団員の皆様には、日頃より火災や自然災害をはじめ、町民の皆様の安全を守るために多くのご尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。

一方、地域を担う消防団員の成り手不足もささやかれ、地域の消防力、防災力の低下も懸念されるところでございます。

そのような中、消防団員の減少のため、長期間にわたりご尽力をくださっている団員の方々も多くおられます。そこで、団員の確保及び拡充を図り、地域防災力の充実に資することができればとの観点から、ポストコロナを見据え、各企業さんや店舗さん等にご理解とご協力をいただきながら、町の消防団員さんに対して割引や優待などのサービスを提供する大多喜町消防団員応援サポート事業（仮称）消防団員カードを創設し、消防団員の皆様の応援をしてはどうかと考えます。

イメージは、千葉県が実施している子育て応援サービスチーパスの消防団員版です。まずは、消防団員を応援してくださる企業さんや商店さん等を募集していただき、協賛店さんの利用時に消防団員が町の発行した消防団員カードを提示することで、協賛店さんが提供してくださる各店独自のサービスを受けられるというものでございます。消防団員でなければ受けることのできないサービスを提供していただくことで、応援していただいているということを感じ取っていただくことができるのではないかと思います。

また、協賛店さんは、無理のない範囲でサービスを提供していただくことで、消防団員さんによるお店の活用の増加につながっていくことができればと思います。何より、消防団員

を応援しているお店というイメージになるのではないかと思います。

消防団員であることを証明するカードは、大多喜町電子通貨カードに、消防団員シールなどを貼って使用していただく方法でもよいのではないかと考えます。健康保険証にジェネリック医薬品のシールを貼る、あのイメージです。

電子通貨利用協賛店さんでは、電子通貨カードの利用もしていただけるかもしれません。もちろん現金取扱店である多くの企業や商店さんにも消防団応援協賛店に手を挙げていただくことができると思うところです。大多喜町消防団員応援サポート事業の創設をしてはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問について、総務課からお答えさせていただきます。

本町消防団は、地域防災の中核を担い、災害時の活動はもちろん、火災等の予防啓発など、地域の安全・安心を守るために日夜活動いただいております。

議員のおっしゃるとおり、地域防災を担う消防団員数の減少は本町だけではなく、全国的に進んでおり、地域の消防力、防災力の低下が懸念されておるところでございます。

これを防ぐための一つの方策として、消防団サポート事業が全国的にも展開されており、県内では5市がこの制度を導入しております。この制度は、消防団が自治体と各企業、店舗等と相互に協力し、実施するもので、消防団を応援していただくサポート企業、店舗等として登録をいただき、その登録費用等が自主的なサービス、優遇措置を消防団員等に提供していただくものでございます。

また、その自主的な応援サービスを受ける消防団のあかしとして、また、身分証として団員カードも併せて交付するような内容でございます。議員さんおっしゃるとおりでございます。

このように、町、地域全体で消防団を応援するとともに、消防団員の皆様が誇りを持って消防団活動に取り組むことができる環境を整備することはとても大事なことで、結果、地域防災力の充実強化に資することと思われまます。

なお、現在、コロナ禍の状況では、消防団員同士の懇親会等の開催もできない状態が続いておるところではございますが、このサポート事業が展開される以前から、また、もともと地元消防団に対して地元の店舗の方からは温かな善意の優遇措置等をいただいているところもうかがえるところでございます。

いずれにしても、本事業につきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、企業、店舗等の自主的なサービス等の提供やご協力をいただくことが基本的なことになりますので、本事業や団員証のことも含め、今後の本町消防団の方向性や課題について、団員からのアンケートや意見を基に、令和元年度から協議を進めております消防団の役員で構成されております大多喜町消防団の今後の在り方を検討する会議において、調査、研究する事項として取り上げていただき、消防団員の皆様と一緒に協議をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

本当に今、課長にご答弁いただきましたように、大多喜町の商店さん等は本当にふだんから消防団員さんに応援していただいているいろんなサービスをしてくださっている、本当にそうなんだろうかと、そのように感じ取っておるところでございます。その中で、こういうふうな形として設けてはどうかというところでは思ったわけではございますが、お話がありましたように、今後の協議会の中でご検討いただければありがたいと思います。

まさしく今、コロナ禍でございますので、協賛の気持ちがあってもできないという商店や企業さんもいらっしゃると思いますので、その中で検討いただきながら、もしいいものになっていただき、また協賛していただく、制度としてあったほうがいいということであればご検討いただければありがたいかと思っております。

本来であれば、こういったものであれば、子育て支援チーパスのように県でやったらどうと、ちょっと私も思ったりするところなんですけど、もしかすると県でやると来てくださるお客様も多いんですけども、提供する方も増えてしまうので、協賛してくださる企業さんや商店さんがまた逆に大変になってしまうかなという思いもありまして、地域の消防団員さんを地域の皆様に応援していただくことができればいいのかなというふうな、ちょっとそういう思いもございました。ぜひまたご検討のほうよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

なお、10時55分から会議を再開いたします。

（午前10時42分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

◇ 渡 辺 八 寿 雄 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、8番渡辺八寿雄君の一般質問を行います。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 8番渡辺八寿雄です。

9月会議におきまして、一般質問をする機会をいただき、感謝をいたします。

私は、町の通学路の安全対策についてご質問をさせていただきます。今回デビュー戦でありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

今年6月28日に八街市におきまして大型トラックが下校途中の子供たち5人を撥ね、2人の児童が死亡し、3人の児童が重傷を負うという痛ましい事故が発生しました。亡くなられたお子様には心からご冥福をお祈りするとともに、重傷を負われたお子様には、一日も早い回復を望むところであります。

子供の安全を守るのは大人の使命であり、子供の安全を守れない大人はいてはならない、この言葉は千葉県教育長の言葉でありますけれども、まさにそのとおりだと思います。

この事故を受けまして、熊谷千葉県知事は、県内通学路の緊急一斉点検を県下市町村教育委員会に対し8月19日までにその報告をするように指示されたようであります。

そこで、第1点目の質問であります、この県の指示を受けて行った通学路の安全点検、その結果、どの程度の危険箇所と思われる箇所、部分があったのか、これについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 渡辺議員の一般質問に教育課からお答えさせていただきます。

令和3年6月30日付で、県から小学校の通学路の緊急一斉点検の実施依頼、令和3年7月9日付で国から通学路における合同点検の実施依頼の通知がありました。

これを受けまして、本町に設置されている大多喜町通学路安全対策協議会において各学区ごとに各危険箇所の合同点検を行ったものを協議し、危険の内容、安全対策の内容及び実施時期を県へ報告させていただきました。

危険箇所の把握、抽出に当たっては、県から3つの観点が表示されています。1つ目、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路などの車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入の多い箇所、2つ目、過去に事故に至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所、3点目、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所、これらの観点を踏まえて報告した内容は、主な危険箇所として国道465号線、市川、中野、森宮地先、県道大多喜停車場線上原地先、大多喜里見線泉水、田丁地先、町道船子石切り場線船子地先となっております。

危険とされる内容は、交通事故が多発している、歩道が狭く交通量が多い、国道の抜け道となっておりスピードを出す車が多い、横断歩道などの道路交通標識が見づらい、または消えかかっているなどとなっております。

安全対策の内容は、道路管理者が減速を促す道路標示を設置することや、道路交通標識などの整備などが主な対策の内容となっております。

安全対策の実施時期ですが、道路標示の設置や横断歩道、路側帯の着色などは今年度、安全対策の内容にもよりますが、時間を要するものについては次年度以降での対応の見込みとなっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ご説明ありがとうございます。丁寧にご説明いただきました。

通学路安全対策協議会という組織の下に毎年交通安全点検を行っておるということであり、ますけれども、この通学路安全対策協議会の構成メンバーはどのような方々がメンバーになっておるのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまのご質問に教育課からお答えさせていただきます。

大多喜町通学路安全協議会の構成メンバーにつきましては、警察、夷隅土木事務所、各小中学校のPTAの代表、各小学校の代表教員、あと、町の関係課ということで、そちらのほうで構成メンバーとなっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。子供たちが元気に学校に行き、そして、子供たちを元気に自宅に帰すこと、これはある意味では教員の責務であると思っておりますし、尊

い命が失われて、初めて対策に乗り出しても遅いわけであります。児童・生徒が安全に登下校できる環境づくりは常に必要であると思っております。

そこで、2点目でありますけれども、事故発生原因の一つに道路構造上の問題点もあると考えられます。危険と思われる通学路に時間帯に合わせての速度制限や速度を抑えるための減速帯、これはハンプと呼ばれるものだそうでありますけれども、これの設置、また、歩行者の通行スペースを空ける外側線の整備、そのほかにはガードレールやガードパイプの設置、通学路の標示板の設置、幹線道路への抜け道における安全啓発対策、これらが考えられるところであります。

道路構造上、通学路の危険箇所について、どの程度把握されておりますでしょうか。ただいま教育課長からは、点検の結果について細かい説明をいただきました。こちらは、ある意味では道路行政上の問題も関わってきますので、その分野で、ひとつお答えいただきたいと思えます。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、ただいまの質問につきまして、教育課のほうから危険箇所の把握につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

通学路の危険箇所の把握につきましては、児童・生徒、保護者及び学校関係者などからの情報を基に収集しております。その情報を基に、町では小中学校の通学路における安全確保を図るために、先ほど申しましたけれども、平成30年度に設置しました大多喜町通学路安全対策協議会を開催しまして、日頃より安全確保に努めております。

この協議会におきましては、通学路の安全対策に関すること、通学路の安全に関する調査の実施、危険箇所の確認及びそれに対する対策を講じること、これにつきまして協議しまして通学路の安全確保に努めています。

今年、各小中学校などで通学路の安全対策を実施した箇所としては72か所上がってきております。今年度は、8月17日の午前中、協議会のメンバーにより、危険度や緊急性の高い箇所の確認を行いまして、その日の午後、各関係機関において具体的な対策について協議を行いました。その中で、安全対策として減速帯やガードレール等の設置が有効な箇所につきましては、設置基準に照らし合わせながら現在、把握しているところであります。

過去に実施された安全対策としましては、オリーブ前の交差点に車止めのポールの設置や、消えかかっている横断歩道や外側線の修復、防犯灯の設置、歩道上の草刈りなどを行っていただいております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 先ほどの道路管理者の面からという話がありましたので、私のほうから若干、町道の安全対策についてご答弁させていただきます。

通学路の安全対策につきましては様々な、先ほど議員も言われたとおり、対策が考えられると思います。例えば、歩道やガードレールなどの設置のほかに、車道をあえて狭くする狭窄部の設置や、先ほど言いました路盤に起伏をつける、これハンプと呼ばれている、そういうもので車の速度を抑える対策のほかに、ゾーン30等の指定によりまして、最高速度の規制や路面マークの塗装による注意喚起などの対策が考えられるところでございます。

歩道やガードレール等のハード対策につきましては、経費がかかったり、道幅が狭いなどの物理的に難しい場所も見られるところであります。このようなことから町が管理する町道の安全対策につきましては、関係機関をはじめ、学校、また、PTAの方々のご意見をお聞きしまして、緊急性の高いところから順次実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） どうもありがとうございます。

確かに交通安全上、危険と思われる箇所はたくさんあると思いますけれども、全て満たすわけにはどうしてもこれは無理があると思いますけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、事故があってからでは間に合わないわけでありまして。近所の方、保護者の方、関係者が危険と思われる箇所はなるべく早い時期に対策を講じていただきたいと思う次第であります。

次に、3点目でありますけれども、町では年1回、園児・児童・生徒に対しまして、交通安全教室を開催し、交通マナーについて指導されていると伺っております。今回の八街市の事故を受けまして、特別に安全教室を強化して実施する予定があるのか、また、平素の交通安全対策につきましてどのような指導がなされているのか、改めてお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

交通事故防止を図るには、特に歩行者に関する基本的なルールとマナーを十分に理解して、

登校時も含め日常生活での実践を促すことが大切でございます。このようなことから、本町でも警察、交通指導員の指導、協力を受けながら、実際に道路横断の仕方、信号の見方、渡り方の訓練などを国の交通安全教育指針等に基づきまして、毎年、交通安全教室を実施しているところでございます。

本年度も既に保育園児、小学生全学年においては、交通安全及び防犯に係る基礎講話、小学生1、2年生には、道路環境を模したコースに信号機を用いて横断歩道の渡り方の実技を行い、中学生1年生においては、交通安全等の基礎講話、自転車実技教室を行っております。

なお、コロナ禍の影響により時間短縮等をする必要性から、例年実施しておりました小学生3年生から6年生までの自転車実技教室は見送りとさせていただいたところでございます。

このように、一方的な知識を伝達するだけではなく、子供自身になぜ危険なのか、どうすれば安全なのかを考えさせ、気づかせて危険感受性を高めるような技術的な面も配慮し、効果的な交通安全教室を実施しているところでございます。

今後も、社会情勢等に応じた交通安全教室の内容の充実等、そのときのニーズに応じて関係者と模索、研究していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

交通安全教室につきましては、特別に行う教室のほかに、通年で学校教育の中でされている授業もあると伺っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの質問に教育課からお答えさせていただきます。

学校の交通安全は安全教育領域に属しまして、生活安全、災害安全と一体に取り組むこととされております。学校での交通安全の取組としては、児童・生徒へのバスの乗り降りの仕方、地区児童会、長期休業に入る前の生徒指導担当職員の講話など、定期的を実施しております。

また、そのほかにも全国や県内で発生した事故などの報道を受けて、各学級の担任による安全指導を随時行っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

交通安全対策につきましては、交通安全指導員を含めた交通安全協会の協力を求め、また、学校教育の中で進めてまいるといふことでもあります。

なお、先ほど総務課長ご答弁いただきましたけれども、いわゆる交通安全指導、交通の方法に関する教則というものを基盤に行われているようでもありますけれども、新聞報道でありますけれども、特に横断歩道では子供たちに手を挙げて渡らせると、そういうことが強く指導がなされたというように聞いております。

このときにつきましては、小学生、中学生、高校生もそうでもありますけれども、年齢が高くなるにつれて恥ずかしいといった、そんな感情が先走ってなかなか手を挙げることができないということではありますが、この手を挙げることにつきましては、本人の安全はもとよりも、相手のドライバーに対する、私は渡りますという意味表示をするための手を挙げるという行動がこれからさらに強くなって指導されてくるようでもあります。

これからにつきましても、私が言うのも大変恐縮なんですけれども、交通指導の中で徹底した取組をお願いしたいと思っております。

次に、通学路の危険箇所、大多喜小学校の正門へ通じる進入道路、こちらも危険と思っ
ている方もいらっしゃるのではないかと思っております。

幸いにも、町長さんの決断によりまして、迂回路と申し上げていいか分かりませんが、町道大中西線の改良事業が行われております。現在の進捗状況につきましてお伺いしたいと思ひます。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 大中西線の道路改良工事の進捗状況ですけれども、みつば保育園から大多喜中学校の裏門までの道路改良工事は、平成30年から工事を実施しまして、全体の計画延長291メートルのうち、これまで中学校の裏門から約210メートル区間の工事が完了しております。本年度はみつば保育園の交差点部分の改良部分を除いた60メートルを実施するとともに、中学校裏門付近の交差点の舗装の工事を実施する予定であります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） この改良事業は何年度をもって完了の予定でありますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今、お話ししたとおり、今年の工事を除くと、みつば保育園等の交差点部分、これが残ろうかと思ひます。できれば来年度中には完成したいと思っております。

すけれども、交差点の協議につきましては、もう一度警察と協議してまいりたいというふうにも考えておりますので、工事が順調に進めば来年度完成になるかなというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） どうぞ、計画どおりに事業が進むことを祈っております。よろしくお願ひしたいと思います。

私の質問の最後になりますけれども、通学路に危険と思われる点では、通学路沿いにあるブロック塀があります。2018年の大阪府北部地震では、ブロック塀が倒れ、登校中の児童が死亡するという事件が発生しております。町では、通学路沿いにあるブロック塀について、倒壊の危険性のある塀についてどの程度把握されておられるのか、また、その対策についてどのようにお考えになっているのかお伺ひしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） まず、ブロック塀の把握ですけれども、通学路のコンクリートブロックの点検につきましては、平成30年7月に建設課と教育課と合同で実施をしております。この点検では、小学校を中心としたおおむね半径500メートルの範囲内に点在するブロック塀等を目視により実施いたしました。また、この調査では、指定範囲外の通学路についても併せて実施をされており、56か所の調査を行っております。

次に、考えということなんですけれども、少し調査の方法等について述べさせていただきたいと思います。

この調査ですけれども、高さが現行法の基準の2.2メートルを超えているのかどうか、また、透かしブロック、ブロックの模様で透かして向こう側が見えるような、そういうブロックですけれども、そういうものが多用されているかどうか、また、傾斜や亀裂が多いかどうか、また、コンクリートの基礎があるのかどうか、擁壁や石垣、土留め等の上に基礎があるのかどうか等、こういうものを確認しております。

その確認の結果ですけれども、調査箇所56か所中、緊急性は低いが必要観察等、要する箇所4か所、緊急性が高い箇所が1か所ございました。

この調査結果につきましては、所有者の方に点検結果をお知らせして改善していただくようにお知らせをしているというところでございます。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 丁寧なご説明ありがとうございました。

説明をお伺いする中で、危険なブロック塀が1か所あるということではありますが、子供たちの登下校、いつ地震が発生するか分かりません。危険と思われるブロック塀、たまたまそこを通りかかった子供に対してブロック塀が倒れてくることもあります。これは隣の市でありますけれども、いすみ市では、倒壊の危険がある通学路などのブロック塀の撤去促進のために撤去費用の補助制度がありまして、その補助率、補助額をさらに引き上げ、所有者に対しまして撤去を促すとしております。

今回の9月定例会議にその補正予算を提出するような記事になっておりました。ちょっとこれは通告でなくて申し訳ないですけれども、町にはそのような補助制度があるのでしょうか。ないとすれば、このような補助制度を創設するお考えがあるのかないのか、この点お伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 危険なブロック塀の撤去に対する町の補助制度があるかどうかというご質問ですけれども、残念ながら現在、その制度がないのが状況でございます。

これにつきましては、いすみ市さんがやられているという新聞報道も私も目にいたしました。近隣市町村の状況を見ながら研究してまいりたいというふうに思います。

○議長（麻生 勇君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） いろいろとありがとうございました。

通学路の安全対策につきましては、本当に事故があつてからでは間に合いません。尊い命が奪われてからでは間に合わないことになります。どうぞ緊急性の高い順から厳しい財政状況の中であると思っておりますけれども、子供たちの安全を守るためにぜひともそちらに神経を注いでいただきまして、安全対策を講じていただきますようお願いを申し上げます。

以上で私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で渡辺八寿雄君の一般質問を終了します。

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（麻生 勇君） 次に、1番渡辺善男君の一般質問を行います。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 1番渡辺善男でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方式で質問させていただきます。今回の質問は、大きな項目として3項目についてです。それぞれ幾つかの小さな項目に分

けて質問いたしますので、できる限り簡潔で前向きな答弁をいただきたいと思います。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策の意味を持って一般質問を30分ということで時間制限がございますので、再質問は予定してございません。できる限りこの出してある質問の中で答弁をお願いいたしたいと思います。

質問事項1、休耕農地の有効活用奨励について。

高齢化が進む本町では、残念なことに農業に携わる人の減少に歯止めがかかりません。特に稲作については後継者がいない、機械の買替えができない、水路が壊れたなど、様々な理由によって減ってきていると思われます。

しかし、この状況を放置してしまうと田畑は荒れ放題となり、景観が悪化するだけでなく、有害獣の生息範囲を増やす原因となってしまいます。

また、財産の価値という観点からも、管理の行き届かない土地は評価を下げってしまうだけで、よいことは想定できません。本町においては、これまで農業を基幹産業として捉え、農業振興に力を注いできました。今後もその方向性は変わらないと思われます。しかしながら、環境変化に伴い、農地に対する考え方も転換せざるを得ない状況になってきていることも事実です。

そこで、本町における農業政策、施策の状況や今後の見通しについてどのような捉え方をしているか伺いたい。

まず初めに、水稻、畑作の耕作面積の推移はどうかお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に農林課からお答えさせていただきます。

水稻の耕作面積の推移につきまして、直近の10年を5年単位で調べたところ、平成23年度は381ヘクタール、平成28年度は385ヘクタール、令和3年度は349ヘクタールとなっております。この数字につきましては、毎年耕作者に提出していただく営農計画書の水稻作付面積の集計面積になります。水稻の耕作面積の推移は、営農計画書の作付面積では、10年前と比較して92パーセントとなっております。

畑作の耕作面積につきましては、調査しているものがなく、把握する手段が存在しないため、把握できておりませんのでご了承をお願いします。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 丁寧な説明ありがとうございました。

耕作者の意識変化についてはどうでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 耕作者の意識変化ということですが、耕作者が高齢化していることや後継者の確保が難しいこと、米価の低迷、有害鳥獣の被害の増大などの要因により、以前と比較して耕作者の耕作への意欲は低下傾向にあるものと考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 3番目にいきます。

農業地利用計画の変更申出や転移を伴う農地の売買や賃貸借の推移はどうか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ご質問の農用地利用計画の変更につきましては、直近の10年を5年単位で調べたところ、平成22年度が除外件数5件で2,903平方メートル、平成27年度が除外件数3件で2,639平方メートル、令和2年度が除外件数6件で、8,251平方メートルとなっており、令和2年度は平成22年度の約2.8倍の増、除外面積となっております。

次に、農地の移転や賃貸借の推移ですが、農地の所有権移転、農地法3条の申請になりますが、これに関する許可申請については、平成22年度は12件、平成27年度は18件、令和2年度が33件で、令和2年度は平成20年度の約2.8倍増となっております。

また、農地を農地以外にする農地法第4条、第5条の申請に関する許可申請におきましては、平成22年度は11件、平成27年度は15件、令和2年度が27件で、令和2年度は平成22年度の約2.4倍増となっております。ここ10年間に於いて、各年度により多少の増減はあるものの、農地利用計画の変更及び農地の売買や農地から農地以外への転用ともに増加傾向にありました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 時間のないところ、たくさん調べていただきましてありがとうございました。

この農業用地の農用地計画というのは、いわゆる農振除外ということで一般的に言われておりますけれども、除外申請の申出をすると、その受付が半年に一遍、それからまた1か月なりかかるということで、非常にこの除外申請というのは時間がかかることになっております。

私が申し上げたいのは、この計画の中に、網かけの中に、今現在優良農地として使用され

ている、また、使用の見込みのあるところはそのままでいいと思いますけれども、どう見てもこの山間部にあったり、また、荒れ放題になったりというところは、そのまま農業振興地域ということで網がけになっている場所が見受けられます。時代の変遷とともに環境が大きく変わってきているということから、地区によって農用地利用計画の見直し、申出がなくても行政のほうからその辺の見直しができないものかということだと思っています。いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 農用地利用計画の見直しということですが、農用地利用計画につきましては、大多喜町農業振興地域整備計画で農地として利用するための計画となり、その中で農地として使用することが求められているのが農用地となりますが、一般的には議員がおっしゃいましたとおり、農業振興地域の農用地を略して農振と呼ばれていることが多いと思います。現在、大多喜町の農地の多くはこの農振に指定されておりますが、かつては国等の事業を活用するに当たり農振地域が優遇されたため、町内の多くの農地がこの地域に指定されていたものと認識しています。

そのような状況の中で、周囲を森林に囲まれた農地や、山あいにある農地等で農業機械の搬入も苦勞するような農地においても、農振地域として指定されている状況が垣間見られますが、そのような状況において農振地域として指定されていることが適当でない場合は、大多喜町農業振興地域整備計画の軽微な変更として随時見直しができないか調査していきたいと考えています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1 番渡辺善男君。

○1 番（渡辺善男君） 休耕地の新たな活用方法を例示して奨励できないものかと、それも行政のほうは近隣、また、ここもいろんな事例があると思いますけれども、農用地を農用地として活用するのか、それを一部変更するのか、いろいろな方法あると思いますけれども、そういうことに対してどのような見解をお持ちか伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 農地につきましては、農地法で農地は現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源と位置づけられており、さらに農業振興地域の整備に関する法律では、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与するとされて、整備の原則として、農業地域を保全し及び形成することとさ

れているため、農地を農地以外の新たな活用方法等について例示、奨励することは、現時点では難しいと考えます。

しかしながら、農地を新たな形の農地として活用する場合や、他の農地を有効に活用するための用途に使用する場合には、その限りではないと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 先ほどのとおり、今回丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

当然、担当課長とすると、農地を守るというほうが優先されてくると思いますのでその答弁になると思いますけれども、一方で、最初の質問のほうでもありましたように、ここ数年の推移を見ても、いろいろな形で状況が変わってきた、そして、担い手の考え方、意向もいろいろな様々な理由によって変わってきている。今後、この5年、10年を見据えた場合に、その辺の農用地としての活用の仕方少しはソフトランディングと申しますか、少しは発想を変えていかないと守るものも守れなくなるのではないかなと思いますが、その辺のところ、町長、いきなりで申し訳ありませんが、お答えいただければと思います。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの渡辺議員が農地につきまして、また、農業につきまして、いろいろと現状というものをあぶり出しながら質問していただいたところでございます。

まさに今、渡辺議員が言われたとおりだと思います。この大多喜町に限らず、今農業はどんどん衰退していることは間違いないし、また、就農する後継者、そういった若者も減少していることも事実でございます。このまま本当に5年、10年といたしますと、この農業という将来というのは本当に厳しい状況になることは間違いないわけでございます。

私ども町といたしましても、やはりこの農振農用地をどういう形で何とか生かしていけるかということは実は研修をしてまいりまして、いろいろ研修の中で調べさせていただいたところでございますけれども、特に私どもの認識の中で、町が農地を取得することはできないというふうに私も認識していたところでございますが、詳しく研修をしていきますと、町が農地を取得できるということが分かってきました。それはあくまでも先ほどの話にもありましたように、きっちりとした計画を持って進めるということが重要であるということでございます。

私ども町も、今研修の中で、やはり大多喜町の全体の農業をどういう形でこれから再生し

ていくかということの中で、町が農地を取得する条件として、やはり一つのそれぞれの地域、条件が違ふと思いますが、計画をしっかりと立てながら、それを町が取得した中で、就農意欲のある方にそれをまたやっていただく、あるいは企業が農業をやるというときにそれを援助する、あるいはまた、その地を新たなものに転用してその活用していくという、あらゆる展開ができると思いますが、今までの状況でいきますと、それぞれ農地が個人の所有ということもありまして、そうしますと、1つの事業をやる時になかなかその辺、農地の取得につきましても、売買につきましてなかなかうまく進まないということがありました。

そういうことで、これを今私どもは研修した中で、町はこれから1つの農業ビジネスモデルとしてやはり考えていくものであると、今考えているところでございます。あくまでもそれは町がどういうものにしていくかという計画と、また、町民の農業をやっている方の目的というものがはっきりした中で進めていければ可能であると思っておりますので、やはり大多喜町としても農業という新しいモデルをつくり上げていきたいなと思っております。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 町長、ありがとうございます。

それでは、質問事項2に移らせていただきます。

獣害のない農産物の生産普及についてということで、本町の現状では、農産物の生産において障壁となっているのが獣害と言っても過言ではありません。生産者は何とか被害を最小限に食い止めようと工夫していますが、費用等を考えると思い切った対策を講じることもできないのが現状です。

見方によっては、獣の餌を作って呼び寄せているようにも見えてしまいます。そこで、発想を変えて、獣害のない作物を作り、その特産としていくことが考えられます。かつては山間部の悩みだった獣害も、今は町内全域にわたる問題となりつつあります。収入の減少や生産意欲の低下など、深刻な状況です。

したがって、その次の項目について伺います。

野菜、果物の被害をどう捉えているか、把握しているか伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 野菜や果物の被害を把握しているかのご質問ですが、有害鳥獣の被害については、年に1回、県と町合同で調査を実施しております。調査の方法は水稻の作付等を調査する営農計画書の送付と併せて調査票を配布させていただき、回答いただいたものを集計しております。

令和元年度の大多喜町の被害は、被害面積が35.5ヘクタール、被害金額は383万2,000円であり、作物別では、水稻が189万5,000円、特用林産が158万3,000円、野菜類が16万5,000円、イモ類が11万9,000円、果樹が7万円となっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 生産者からの相談や、また意見、提言とかありませんか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 有害鳥獣の被害及び捕獲に関する相談や意見については、生産者に限らず、町民から多く寄せられているところですが、獣害のない作物や特産品に関する提言等については、現在のところ寄せられておりません。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） それでは、町として、行政として、担当課として特産品ができる作物について研究したことがあるか伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 獣害を受けにくい作物で、特産品化できる作物について研究したことがあるかのご質問と思いますが、近年において町が研究したものは特にございませぬ。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 私が思うところ、獣害のない作物もないわけではないと。オクラがあったり、ニラがあったり、そのほか薬物でも結構獣害のないものはあるということで、そういったものを、その販路まで含めて1つの町、またある集落の特産品として生産する、当然販路がなければいけないことなんです、その辺までも総体的に研究する価値があるのではないかなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 特産品化できる作物や農産物の普及や推奨する際には、販路を含めての支援体制を構築することが理想と考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ぜひ本当に、作ったものが猿であったり、猪であったり、キョンであったりということで、高齢化している生産者の中でその作物を取られるというのは非常にシ

ヨックが大きいというふう感じております。ならば、その食べないものを何とか生産する形で、そして特産化してということで、その生産に意欲を持たせるような形も考えていくことが必要ではないかなというふうに考えておりますので、提言させていただきました。

一方で、柔軟な発想と、意欲のある生産者をよそから呼び込むことはできないかなというふうに考えておりますが、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 町としましては、今後、柔軟な発想と意欲のある生産者、特に若者を積極的に呼び込みたいと考えておりますが、呼び込む方法等につきましては、これから模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 前向きな答弁ありがとうございます。ぜひ、何か大多喜町の特産と一石二鳥ということのできるような形で、農地を守るという意味からいうとそういったことも大事ではないかなというふうに思っております。水稻が駄目なら畑作でという形もあると思いますけれども、そんな形でできるだけ優良農地については農地として限りなく維持できたらと思います。

それでは、質問事項3、バーベキュー客の受入れ体制についてということで質問させていただきます。

養老川沿線には、昨年引き続き、本年も多く観光客が訪れています。観光面では嬉しいことですが、ここ数年の中で困った現象が生じています。バーベキューを行う人たちのマナーの悪さです。地元住民や漁協の役員の声を受け、県と相談の結果、昨年より養老川でのバーベキュー禁止の看板を掲出いただきました。

ただ、罰則がないため、完全に抑制ができないのが現状でございます。地元にとっては観光客は大事だが、何とかしてもらいたいというのが本音です。

そこで、バーベキューの制限と受入れ体制整備について伺います。特に昨年、海が閉鎖、今年も海が閉鎖という状況の中で養老川一帯に非常に多くのお客さんが見えております。そういういい面、そしてそのマイナスの部分、現状をどう把握しているかお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

バーベキューを行う方は、養老川の中でも主に粟又の滝周辺及び滝めぐり遊歩道、それから中瀬遊歩道に多く見受けられます。昨年度は特にごみをそのまま放置するなど、マナーの悪さが目立ちました。養老川沿いを巡る遊歩道につきましては、草刈り、流木等の撤去と併せて大多喜町観光協会に巡回を委託しておりますので、バーベキューの状況につきましては町へ状況報告があり、また、職員が他業務等で出向いた際に巡視を行うなど、常に状況を把握するようにしております。

紅葉シーズンを控える中、今後につきましても千葉県や観光協会と連携し、現状把握に努めたいと考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

この問題については、先ほど課長答弁のように、やっぱり連携が本当に大事になってくるかなと思います。ぜひその方向で進めていただけたらと思います。

具体的に解決策というか、実際に考えていることはありますか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 解決策はあるのかということでございますけれども、養老川沿いの河川敷の管理につきましては千葉県の所管となっておりますので、河川部のバーベキューについては法的な根拠がないことから罰則等はございませんが、昨年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により近隣の海が閉鎖されたことで、養老川沿いの河川敷でのバーベキューが多く見られ、一部の観光客のマナーの悪さによりましてごみの放置など、モラルが問われる状況になりました。

そのため、地元住民や養老川漁業協同組合から要望もあり、町から千葉県に状況を報告の上、協議したところ、バーベキュー禁止看板の掲出許可をいただき設置しました。それ以降につきましては一定の効果が見られ、現在のところは大きな苦情がない状況でございます。

今後につきましても、千葉県と連携を図り、本町の重要な観光資源であります粟又の滝及び遊歩道の適正な維持管理に努めてまいりたい考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

確かに課長の言われるとおり、昨年と比べると今年のほうがきちんと整理ができていると

いう、粟又、また中瀬の近辺の方にも、漁協の役員の方にも言われている。

ただ、1点だけ新たなことが出てきているのが、結構最近は外国人も多いらしいんですね。だから日本語が通じないということで、要望というか、その中で出ていたのは、外国人にも分かるようにということで、非常に看板等の効果はあるということで伺っておりますので、ぜひ引き続き看板も増やすなり、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、3番目に移ります。

当然地元からの声、また、河川のかかっている漁協の役員からも声とかあつて、管理上、バーベキューを閉鎖すること、これは異議ありません。ただし、やっぱり遠くから家族連れで、いろいろと楽しみにして、現地に来てからバーベキューできないという、がっかりして帰る方も承知しております。できたらそういった方たちのために場所をきちんとして、有料でもいいと思ひますけれども、そういったバーベキューができるようなところは、官でも民でもいいと思ひますけれども、そういったことはきちんとして全体の中に配置できないものかというふうに思ひますが、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきましてお答えします。

養老溪谷でのバーベキューのできる場所につきましては、本町では現在のところ1か所できる施設がございますけれども、ほかはない状況となっております。観光客も多く誘客し、自然が多く残る当該地域の特性を生かすことにより、バーベキューも地域特有の産業になり得、民間での起業があつた場合に地域の活性化や雇用の創出にもつながる可能性が考えられます。

そのため、町営での有料バーベキュー施設の設置は考えておりませんが、起業の相談等がございましたら、立地に係る事業提供やアドバイスや連携のための関係団体の紹介、現在休業しているバーベキュー施設等の情報提供などを行つていければと思ひます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

ぜひ、先ほど質問の中にもありましたとおり、遊休農地とか、また荒廃農地とか、いろんなその利活用ともリンクしてくることが見方によっては出てくるような気がいたします。ぜひその辺のところを、必ずしも官がやらなくても、うまく活用しながら、また、多少補助をすると、そんな形で、そういった形の全体的な観光地としての整備を図つていただけたらと

いうように思います。丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で渡辺善男君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

その間に昼食を取っていただき、午後は1時から会議を再開いたします。

(午前 11時52分)

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 野 村 賢 一 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、3番野村賢一君の一般質問を行います。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 通告に基づき一般質問をさせていただきます。

その前に、一般質問の前に先月発生した停滞前線の豪雨による災害でお亡くなりになられた方々のご冥福と被災された皆様の日でも早い復旧、復興を心からお祈り申し上げます。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

昭和29年10月5日に1町4村で合併し、大多喜町が誕生しました。多分、課長さんたちは一人も生まれていなかった頃の時代でございます。ご存じのとおり、当時は1万9,000人弱で合併したと思います。それ以降、人口減少が進んでいるのは皆さんご存じのとおりだと思います。

そこで浮かび上がるのが少子高齢化の進行であります。そして、これに伴い様々な課題が出てきました。過疎化の進行、農地・山林の荒廃、有害鳥獣の被害、たくさんの課題を抱える大多喜町になりました。

今日は、たまたま防災の日であります。最近の異常気象による災害対策、防災対策、喫緊の問題として私は思っておりますので、この問題を私は質問したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

安全で安心なまちづくりは、全ての町民が望むところであります。近年、日本各地で台風や豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂崩れの災害が頻繁に発生しております。本町におい

ても、先月の台風10号の影響による大雨での避難所の開設や道路、農地、排水路、あるいは、倒木による災害が発生しています。また、令和元年、房総半島台風では、暴風雨による大規模な停電が発生しました。

防災対策は、平素からの準備が必要でございます。町の面積の70パーセント近くは森林です。倒木による災害に対しては、いま一度見直すことが必要ではないでしょうか。

それでは、初めに、昨年7月に東京電力パワーグリッド株式会社と基本協定と覚書を締結し、停電復旧などの活動に連携して取り組むことが広報に掲載されていました。どのような内容が協定として締結されたのか、まず伺います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまの質問について、総務課からお答えさせていただきます。

本協定は、令和元年、房総半島台風で本町はじめ県内の市町村で大規模停電が長期化したことを踏まえて進められたもので、大規模停電などの災害が発生した場合、住民生活の安定を図るため、本町と東京電力パワーグリッド木更津支所が連携して電力復旧などの活動に取り組むことを目的とした災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定と、当該基本協定に基づき、1つ、停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物などの除去、2つ、連絡調整員の派遣、3つ、電源車の配備の3つの覚書を併せて昨年7月7日に締結したものでございます。

本協定の内容については、以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） ありがとうございます。

2番目の質問です。

町の過去の倒木による災害は、暴風雨だけでなく積雪による倒木で大規模な停電が発生したこともございます。倒木による停電が発生した場合は、協定の内容に基づき停電復旧がスムーズに行われますようお願いいたします。

また、事後の対応も必要ですが、本来は、倒木があっても重要インフラに支障がないようにすることが必要だと考えます。そのためには、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用することも必要で、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る必要がございます。

森林経営管理制度に関する基本計画策定業務の進捗状況を伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に農林課からお答えさせていただきます。

森林経営管理制度に関する基本計画策定業務につきましては、本町の山林の調査を行い、森林の状況を確認し、本町の森林に関するデータを集め、総合的に判断をしつつ計画の策定を進めております。現在のところ、順調に進捗しておりますので、11月中には完成できる予定でおります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） ありがとうございます。

次に、この基本計画の中で優先順位をつけると伺いました。優先順位に関する町の方針を伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 町では優先順位をつけるための項目としまして、河川の流域、森林の尾根や谷津などの地形、地域森林計画対象民有林の林班などによりゾーン分けを行い、各ゾーンについて6項目の判定項目を設け、点数づけを行い、点数の高い箇所を優先順位が高いとする方法を採用しております。

その判定項目の内容ですが、1、人工林が多い、2、まとまった人工林が多い、3、道路や施設に接している、4、森林整備が行われていない森林、5、台風被害を受けている森林、6、既に境界が確定している森林の以上6項目となります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） ありがとうございます。

過去に災害が発生している場所や重要インフラに接している森林については優先的に実施するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 町としましては、基本的には森林経営管理制度に関する基本計画に沿って森林整備を進めることとなりますが、計画上で優先順位が低い場所についても計画策定後、状況の変化や新たな情報等により住民の生命や財産及び多くの住民の生活に重大な影響を与える可能性などが認められる場合には、例外的に優先順位を見直すことも想定されるものと考えられます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 分かりました。ありがとうございました。

多くの町民の立場に立った計画づくりをお願いします。この計画では、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合は、町が森林経営管理の委託を受けて林業経営者に再委託できない場合は町が管理する、町が管理を実施することになります。このことは大変重要だと思っております。

この森林所有者に対する意向調査はいつ頃から実施し、いつ頃まで調査する予定でいるのか伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 現在作成しております森林経営管理制度に関する基本計画については、本年11月に完成する予定であります。完了後の計画書の中で優先順位の高い地区を選定し、早ければ今年度末から一定数の地権者に意向確認の調査票を発送する予定であります。

意向調査に関する期間につきましては、本町の7割が森林であることを考えると、多くの土地所有者が存在することから、毎年継続して調査を実施するとしても相当数の年数を要するものと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 長い年月になるということでございますので、できるだけ早く調査していただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

そこで、まだ基本計画を策定の段階ですので、どのような優先順位になるかも分からない状況だと思います。森林所有者への意向調査にも相当の年数がかかるようでございますが、意向調査、そして、管理計画までの具体的なスケジュールをしっかりと定め、推進するようお願い申し上げます。

重要インフラの影響にあるような森林や被災したことのある森林については、災害に強いまちづくりのためにできるだけ早く対応するようお願いいたします。

それで、先月の台風10号の大雨により被災した排水路の復旧について伺います。

人口増対策は町の重要な課題だと考えております。上瀑地区の峯之越地区では町道増田小土呂線沿いに住宅が新築され、地域の人口増対策に寄与しております。町道増田小土呂線の排水と新築された住宅の生活雑排水が高谷川に流れ込みますが、その排水路が先月の大雨に

より崩れた土砂が堆積しています。この排水路は町道との間に民地があり、崩れるたびに地域の関係者が直していたものでございます。5年前にも町での整備を要望し、一部を補償していただいた経緯もあります。

この排水路の災害に対して、町はどのように対応する予定があるか伺います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 建設課からお答えをさせていただきます。

現地を確認いたしますと、現地は高谷川に通ずる水路であり、周辺地域から生活排水のみでなく道路排水も流れ込んでいる水路で、この水路ののり面が崩れ、水路が埋まっている状態であり、このまま放置しますとさらに被害が大きくなるおそれがございます。

町としましては、現在、水路に崩れている土砂を撤去して水路の機能を確保するよう対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） ありがとうございます。

今の答弁で、課長さんは、さらに被害が大きくなるおそれがあると、そのような答弁をいただきました。土砂を撤去して水路の機能を確保するばかりでなく、しっかりとした対策を早くしていただくようお願いします。

また、早くしないと再度台風の時期、大雨の時期に心配が出るわけです。この問題は、下大多喜の区長会の皆さんが役員が交代するたびに町のほうに陳情してまいりました。そこら辺を鑑み、ぜひ建設課長、もう一度、なるべく早くやる、それで、今の崩れた場所の地主は、町に寄附してもいいんだよと、そのような考えを持っているそうです。いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） そうですね、できるだけ早く水路の復旧ですか、対策を講じてまいりたいと思います。

また、今、地主さんからのそのようなお話もありますので、そういうことも考えて対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） よろしく申し上げます。

本町にとっては、人口の増加は重要な課題でございます。人口の定住化に向けてしっかり

と排水路を整備することが必要だと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 答弁は、野村議員さんの排水路の整備についてどうかということでございます。

本町は、やはり、定住化に向けて様々な施策を打ち出しているところでございますけれども、なかなかその成果としてのものが十分ではないかなと思っております。

しかしながら、大多喜町の今の住宅に向けての、定住化に向けて、環境がどこまで整っているかということになりますと、やはり若干問題があるのかなと私も感じているところがございます。

特に、大多喜町の場合、水道につきましては、97パーセントの普及率であります。上水というもの。下水道につきましては、実は、大多喜町は下水道はございません。それは、下水道に代わるものはいわゆる浄化槽で対応しているというのが今の大多喜町の現状でございます。それは、やはり大多喜町の地形上からいいますと、高低差があり、なかなか下水道に向かないという地形であり、それで、その浄化槽というものが大多喜町の選択肢の中にあつたというふうに、私も当時開発委員の中でそういったお話もさせていただいたところがございます。

今、大多喜町の浄化槽の普及率というのがまだ50パーセントに満たないということがございます。浄化槽で必要なのは排水ということになりますので、排水がなければ浄化槽は設置できない。住宅を建てる場合に、必ず上水道と下水と電気、この3つだけは、何があってもこの3つだけはなければ住宅は建たないわけでございます。その一番重要なところの排水整備は大多喜町にとりましては非常に未整備なところがあります。今、議員のおっしゃられるとおりですね。

だから、定住化に向けた中で排水整備というのは非常に重要なものであると私も考えております。今、町のほうもこれから、下水道課はございませんが、いわゆる排水課なる、そういう形のものの中でしっかりとこれから排水整備を進めていながら、宅地になるような場所を増やしていくと、これは定住化につながるものと思っております。

そういうことで、町としても下水道に代わる排水をしっかりと進めていきたいと、このように考えております。

○議長（麻生 勇君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 町長の前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。

私の考えも同じであります。定住化に欠かすことのできない整備だと考えますので、ぜひ対応を速やかに実施していただくようお願いいたします。

それでは、通告している質問に移りたいと思います。

実は、令和3年8月19日の朝刊、千葉日報ですか、の記事を見て一瞬衝撃が私に走ったんです。「飯島町長、今期引退、3期目、支援者へ意向を伝える」。議会関係者は誰も、一人も聞いていない。また、町関係者、誰も、周りの人も聞いていない。全く衝撃を受けました。この件で質問したいと思います。

町長はこれまで3期12年間、過疎化が進む本町の将来を見据え、健全な財政運営に基づく人材育成と若者の定住化を柱に各種施策の推進に誠心誠意尽くされました。

新型コロナウイルス感染症は蔓延していますが、町の新型コロナウイルスのワクチン接種では、接種日時の指定によりワクチン接種が速やかに実施され、町民から高い評価を得ております。

ところが、昨日の朝の新聞で、千葉日報さんですか、これも、また、「ワクチン1回目完了、大多喜町県内最速ペース」、お褒めの言葉といたしますか、町長の企画したワクチン接種が順調にいった、こんなような結果ではないかと私は思っています。そのほかにも自らトップセールスとして数々の実績を残しております。これらの活動に対して心から敬意を表すものでございます。

また、議会に対してもご理解、ご支援をいただきました。私は、議長のとときには議会改革をするんだということで議会基本条例や政務活動費、その中でも率先してご理解を示していただきました。特に私が印象に残るのは、議会基本条例を制定したときに、これではまだ改革が進まないんじゃないかということで通年議会をお願いしました。通年議会では、まだ傍聴者が少ないのではないかと、今日みたいにたくさん来てくれればいいんですけども、傍聴者がほんのいるかいらないかぐらいの傍聴者で、日曜議会だったらどうかということで、日曜議会をやるには職員を説得して回らなきゃいけないということで、その辺もお骨折りいただきました。そんな中で、議会の活性化に向けても大変ご尽力いただきました。

また、町総合計画の後期基本計画も昨年の12月に策定し、今後、この推進にご尽力をいただけるものと考えております。

当然、あともう一期やればもう4年あります。当然、そうしますと総合計画の後期基本計画もクリアできるわけですね。そこら辺もひっくるめて、来年の1月には任期満了に伴う大多喜町長の選挙が予定されておりますが、この選挙に対して今、私の思いも含めて選挙に立

候補されるご意思があるか伺います。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま野村議員さんのほうから来年の町長選挙について出馬をするかと、そういうご質問をいただいたところでございます。また、いろいろと、今お話にもありましたように、大変いろいろなことで成果というものをお話しいたきまして、大変私もありがたく、うれしく思うところでございます。

私も3期12年が来年の1月をもって任期となります。私もこの12年間に及びます中、本当に議員さんと共々、先ほどのお話もありましたように、議員の皆さん方が議会改革、また、私は町政の発展、また、住民福祉の増進と議会とともに様々な議論を交わし、また、力を合わせて一生懸命この12年間進めてきたところでございます。また、私もこの12年間の中で、町民の皆さん方も本当に協力していただき、また、ご支援をいただき、そして、今のこの12年間があると思っております。

私は、この12年、ずっと同じことを言い続けてきましたのは、皆さんも既にご承知のように、今、議員のお話にもありましたように、私は財政基盤の安定強化というのを常に基本として進めてきたところでございます。これは事あるたびに申し上げてきました。そして、財政基盤の安定強化をつくり得る、成し得ることは、やはり人以外にはいないということで、人材の育成ということを常に柱に掲げてやってきたところでございます。そして、これは、やはり教育ということが基本にありまして、教育というものにしっかりと力を入れてきたところでございます。

また、一方で、今お話にもありましたように、過疎化が進み、また、人口減少の中で若者の定住化ということが大きな課題となって進めてまいりました。これは様々な施策をそこからやってまいりました。それなりに施策をやってきたところでございます。そういう中で、私は財政基盤の健全化というものについても一定のめどがついたような、私も自分なりに思っているところでございます。また、様々な施策についても、ある程度私は成果を上げてきたものと自負しているところでございます。

そういう中で、これはひとえに、やはり、議員の皆さん方のご協力があり、また、お互いに議論し、切磋琢磨しながらやってきたことが一つの大きな要因であると思っております。また、町民の皆さん方のご支援、ご協力があったことであります。そういうことで、本当に町民の皆様方をはじめ議員の皆様方にも心から感謝を申し上げる次第でございます。

しかしながら、その時代というものは本当に進みが今、本当に速く進んでおります。昔は

十年一昔と言いました。今は本当に10年どころではなく大変な時代の変化があるわけがございます。そういう中で、やはり新しい時代に対応できる新しい考え方で町政を進めることも重要であろうと思っています。そういうことで、やはり新しい時代に対応した考え方の中にやっていただける人がいれば、それが私はいいいのではないかと、そういう方に未来を託したいと思っているところでございます。

そういうことで、私は、来年の町長選挙につきましては立候補しないこととしたところでございます。本当に12年に及ぶ期間の中、皆さん方に大変お世話になりました。本当にありがとうございます。

○議長（麻生 勇君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、感染症の予防対策、町の経済の立て直しなど後期基本計画の目標達成には飯島町長に率先して事業を進めていただくことが大変重要だと考えております。そういう意味で質問させていただきました。

ただいまのご答弁を伺って、次の町長選挙には出馬されない強い意志が伝わってまいりました。町長の実績、功績、そして、まだ達成していない政策や事業があることを考えると大変残念でございます。ましてや、基本計画もあと1期やれば4年で終わるわけです。そういう意味でも再度の質問でございますが、出馬に関してお考えはございませんか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど申し上げましたけれども、やはり今、時代の変化というのは非常に大きく変化しております。そして、大変なスピードで変化をしていることは事実でございます。そういう中で、やはり10年という歳月というのは本当に長いと思います。そういう中で、やっぱり新しい考え方の中で大多喜町をまた新たに率いていただくということも大事だと思います。

やはり、何よりも町政の発展、住民福祉の増進に向けて新しい考え方の中で、本当に新しい方が出ていただいて町を率いていただければと思いますので、本当にお世話になりましたけれども、今期をもって私は引退とさせていただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） しかしながら、町長、まだ時間があります。再考いただくことも可能かと思いますが、自らの政策を次の人に引き継ぐことも大切だと思いますので、町の発展のため、今まで以上に各種政策の推進に一層ご尽力をいただきたいと思います。

思いは尽きませんが、これで一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で野村賢一君の一般質問を終了します。

◇ 山 口 定 夫 君

○議長（麻生 勇君） 次に、9番山口定夫君の一般質問を行います。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 9番山口定夫です。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問を始めさせていただきます。

大多喜町議会議員として初めての一般質問ということで、大分緊張しています。議会議員として皆様方のご指導をいただきながら日々精進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。執行部の皆様方には簡潔、明瞭かつ前向きにご答弁くださいますようお願いいたします。

それでは、1の人・農地プランについてお伺いいたします。

本町の農業を取り巻く環境は、担い手の減少、高齢化の進行、農作物の価格の低迷、有害獣の被害などにより遊休農地や耕作放棄地が年々増加しております。大多喜町の面積129.87平方キロメートル、そのうち農地面積16.15平方キロメートルと全体の12.4パーセントを占める田畑をどのようにしたら維持できるのか。

農林水産省の資料では基幹的農業従事者数、これは個人形態ですけれども、2015年の176万人が2020年には136万人と5年間で40万人減少しております。また、65歳以上の割合は、2015年の64.9パーセントから2020年には69.6パーセントと4.7ポイントも上昇しております。

このように担い手の減少、高齢化の進行等による労働力不足が深刻な問題となっております。町内で一番大きな横山地区でも耕作者の減少や高齢化が進んでおります。水稻耕作者の現状は二十数名であり、そのほとんどが60歳以上であります。そのうちの3分の2は65歳以上であり、また、後継者もほとんどいないというふうに聞いております。そんなような状況ですので、その対策は急務であると考えます。

国では、全国的な課題であります地域の高齢化や担い手不足を解消するため、将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか、誰に農地を集積、集約していくのかを地域の皆さんで決めていくため、人・農地プランの策定を求めるとともに、この実効性を確保するため、人・農地プランの実質化の取組を進めています。

それでは、初めに、本町の人・農地プランの現状と今後の町の方針についてお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 農林課からお答えさせていただきます。

本町の人・農地プランにつきましては、平成25年に旧市町村単位で作成されており、5プラン80経営体で形成しています。この計画の実効性を確保するためには、農地所有者の農地利用に関する意向調査や地域の話合いを十分に行う必要がありますので、新たに人・農地プランの実質化を進めているところであります。

新たな人・農地プランの策定については、今年3月に3地区について、農地所有者に今後の農地利用についてアンケート調査を実施し、現在、集計作業を進めております。今後、町及び農業委員会で協力し、地域の話合いの場の設定、助言等を行っていく予定で、必要に応じ専門的な知識を持つアドバイザー等の協力を仰ぎつつ、各地域の実態に即したプランの作成を目指したいと考えております。

なお、全ての地区において人・農地プランを一度に作成するのは困難なため、順次進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

このプランの策定に農業委員会と協力して地域と実施するとのことですが、専門的な知識を持つアドバイザーが必要だと思います。それぞれの地域により後継者となり得る人がいるのか、いないのか、あるいは、個人に貸すのか、法人に貸すのか、どのような農業経営を実施していくのかなど多岐にわたり協議するためにはアドバイザーは必要だと思います。

必要に応じアドバイザー等の協力を仰ぎと答弁でありましたが、どのような場合に必要で、どういう人を想定しているのか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） アドバイザーといたしましては、県のOB、あるいは県職、あるいは千葉県農業会議の職員等を予定しております。また、地域で大規模あるいは中規模に農業を営んでいる方等を予定したいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 地域農業の将来の方向性を決めるもので、専門的な知識を有する方や実務経験豊富な専門家が必要だと思しますので、ぜひアドバイザーの確保をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

各地域により後継者の状況も異なると思いますが、新規に就農された方や新規に農業に参入した法人の実績、特に水田農業を主体として新規に参入された方の実績について伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 町で把握できている新規水田就農者及び新規参入法人等についてですが、平成24年から令和2年までの間に10名の方の就農と7件の法人が新規に参入しています。そのうち水田農業を主体としている個人は1名で、法人は2名でございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

水田農業を主体とする方は個人で1件、法人で2件と非常に少ない実績だと思います。

基本的には、農地を集約する必要は理解していますが、米価の低迷のため水田農業は極めて困難な状況です。担い手を探すに当たり、収益性の低さが問題になると思います。このような状況の中で水田農業の高収益化を推進する必要があると思いますが、町としてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 議員のご指摘のとおり、水田農業は米の需要の減少による米価の低迷や、1年に一度しか収穫できないことなど、現状においては採算性を確保するには難しい状態であり、担い手の確保が難しいものと考えます。

このような状況の中で、県でも各種試験栽培等を実施していますが、解決方法が見つかっていない状況であります。今後は、水稻の耕作しにくい水田の畑地化なども視野に入れ、県などへの相談や情報交換等を密にし、水田の高収益化を模索していきたいと考えております。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

農業は本町の重要な産業であり、農業の衰退が町の衰退にもつながります。地方創生は本町に何があるのか、どのように生かせるかを考えなければならないと思います。農業の高収益化を目指すような町の指導や施策があり、販路が確保できれば、若い農業経営者の育成に

つながるものと思いますし、新規就農者の増加も可能性があると思います。

水田農業の高収益化については大変重要な施策だと考えます。今後、検討し、積極的に推進すべきものだと考えますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2のスマートアグリタウン構想について伺います。

横山区の通称「中田耕地」は昭和28年から3か年間にわたり土地改良事業を実施しました。耕地面積42ヘクタール、耕作者135名、区画は1反区画の約1,000平方メートルです。北側の県道茂原大多喜線は、大多喜線側の耕地は平たんですが、南側の県道大多喜一宮線側の耕地は段差のある耕地となっています。中田耕地の現状は耕作面積の減少と耕作者の減少等から耕作放棄に拍車がかかり、特に段差のある南側の農地が耕作放棄地となっています。

そのような中、町ではスマートアグリタウン構想を策定し、ラン栽培の事業者、グランブーケ大多喜を誘致し、現在に至っています。

しかし、その後、構想の進展が見られませんが、この構想を実現するための町の今後の方針についてお伺ひいたします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） スマートアグリタウン構想につきましては、大多喜町が持つ農業資源、観光資源、人的資源をつなぎ、住民、消費者、企業にとって魅力あるまちづくりのため、横山地区の農地活用、旧上瀑小学校の再生等に取り組み、大多喜町の産業振興と住民生活向上を目的とし、長期的に実現を目指すために、平成28年に作成したものです。

その後、平成29年に株式会社グランブーケ大多喜がコショウランの栽培を開始しております。その後、幾つかの企業が現地の視察等を行っていますが、実現には至っておりません。

今後の方針としましては、現在の構想が進展しておりませんので、どのようにしたら構想を実現できるのか、課題を明確にし、地域の意見等も伺ひながら必要な見直しを実施したいと考えております。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

この構想の実現に向けて必要な見直しは、ぜひ実施して下さるようお願いいたします。

なお、見直しに当たっては、町職員だけではなく地域と専門的な業者を交え、できる限り速やかに実施して下さるよう併せてお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

スマートアグリタウン構想では県道横山松木元線から山之越へ向かう道路の南側は公共エ

リアや水耕栽培等エリアとなっていますが、段差があり、使い勝手が悪いいため、公共工事等で発生した残土を入れて平たんにすることや、用水路、排水路を整備することに対し、町の考え方について伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 山口議員のご指摘のとおり、スマートアグリタウン構想のエリアのうち、大多喜寄りのエリアについては国道より低い土地となっており、そのままの状態で使用するより平たんな土地にして用水路、排水路などを整備することにより耕作のしやすい農地となり、さらに収益性の向上にもつながると考えられることから、企業や団体など大規模営農者等の誘致にも有効と考えられます。

しかし、多数の地権者が存在しておりますので、そのような試みが可能か、地域の方と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

地権者の同意や費用負担、埋立てによる遊水地の問題などがありますが、基本的な考え方としては、埋立てを前提に考えていく必要があると思いますので、これからの見直しに関する意見とさせていただきます。

さて、スマートアグリ、スマート農業とは、本来、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のことです。担い手の減少、高齢化の進行等により労働力不足が深刻な問題であり、農業の現場では依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題であるため、作業の自動化、情報共有の簡易化、データの活用を図り、スマート農業を推進することも必要だと考えています。

スマート農業実証プロジェクトとして、全国的には令和元年度採択69地区、令和2年度採択79地区、令和3年度採択31地区と全国で179地区、水田作だけでも44地区で展開されております。この構想の露地栽培エリアに対するスマート農業の導入に関する考え方について伺います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） スマート農業の技術導入は、ますます加速するものと考えられます。特に、大規模な営農をする場合は必須となるものと思います。

この構想においても、構想内の各エリアにおいてシステム導入、管理による各種野菜の生

産やロボット技術の実証実験、ICT教育などの実現も提唱しておりますので、可能であれば、そのような事業者を誘致したいと考えております。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） ありがとうございます。

労働力不足の解消や高収益化を図るためにスマート農業は重要だと思います。本町でも試験的に実施することが必要だと思いますし、農業経営の積極的な企業誘致も可能になりますので、計画策定に当たり考えていただきたいと思います。

次に、この構想に対する土地の先行取得について通告していますが、先ほどの渡辺議員の一般質問の答弁の中で、目的が明確であれば町が農地を取得する意向もあるように伺いましたが、この構想を実現するために町が土地を先行取得することに対して町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

スマートアグリタウン構想につきましては、構想を上げてからグランプーク1つということではなかなか前に進んでいないのが現状でございます。

先ほど来幾つかご質問された中で、それぞれその問題点が今いろいろとあぶり出されてきたところでございますので、その辺についてはあまり申し上げませんが、やはり私ども、農地というものを、先ほども答弁したところでございますけれども、町、いわゆる市町村がなかなか取得できないという、実はそういうふうにも思っていたところでありまして、実は私ども、いろいろ研修をした中で、そうではないんだと、先ほど申しましたように、計画的なもの、いわゆる目的を持ってしっかりと立てればできるということを、実は分かったわけでございます。既にそれを実施している市もあるんですね。ですから、そういったところの方を招きながら勉強させていただいたところでございます。

先ほど来農業についてはご質問いただいているわけでございますが、今の現状でこのままにいきますと、大多喜の農業というのは崩壊をしていくことは間違いのないわけでございます。ですから、今ここで手を入れなければいけない。だけど今、先ほど来ご質問のありましたように、人手の問題、あるいは資金の問題、あらゆる問題があります。集約化という問題もあるんですが、やはり、1つは、アグリタウンという計画が町はあります。その計画は町にとって大きなものでございますので、この計画を基に、町が今考えておりますのは、あの一画、実証的にも町が用地を取得できれば、皆さんが用地を取得できるようなお話で承諾いただけ

れば、町はそこに積極的に介入しながら進めていく必要があるんだと思います。

そして、農業をやりたい方に、就農したい方にまたそれを提供できればよろしいし、また、集約農業もできればよろしいし、改めて、また転換した新たな企業ということも考えられるわけでございます。

ですから、そういう中で町も考えているわけでございますが、それは、やはり今の状況の中で言いますと、先ほどもありましたけれども、幾つかの企業さんも、実は私どものほうに何度か来ています。しかし、なかなかその用地取得に時間がかかるということの中で、どうしても企業はスピード感を持ってきますので、なかなか実現に至らないというのが現実でありました。

そういうことで、今の農地取得というものを町が進める中でスピード感ができるということで、これによって民間の事業者とも話ができるということになりますので、こういったところは町として一つ実証的にやっていく必要があると思います。

そして、大多喜町全体の農業の中で、大多喜町が新しい農業モデル、ビジネスモデルというものをやっていかなければならないわけでございます。先ほど議員もおっしゃられましたように、農業というのはもうからないというのが定説であるわけですね。しかし、持続可能にするためには、やはり収入が上げられなければなかなかそれは持続できないわけでございます。ですから、そういう意味で収入の持てるような、そんな事業に転換ができれば、町としても積極的にその辺をまたこれからしっかりと研究しながら前に進めていければと思っています。

○議長（麻生 勇君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 町長から丁寧なご答弁をいただき、ありがとうございます。

この構想の実現には多くの方が注視していると思います。地域と十分協議した上で、必要な見直しを行い、積極的な土地の取得、そして、有効な活用をお願いいたします。

また、スマートアグリタウンの本来の言葉の意味に近づける農業を推進できる場所となるよう、引き続きご尽力くださるようお願い申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で山口定夫君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

なお、14時5分から会議を再開します。

（午後 1時55分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、11番吉野一男君の一般質問を行います。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） それでは、11番吉野一男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきましましていままから一般質問をさせていただきます。

大多喜町都市交流センター改修工事等についてと旧総元小学校の跡地利用状況について、さらに、町長の政治姿勢について、3点を通告してありましたが、今回は30分ということですので、大多喜町都市交流センターの改修工事等についてのみ質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、大多喜町都市交流センター改修工事等について、千葉県が道路通行者のトイレ、休憩施設を建設省交通安全施設等整備事業により整備し、あわせて、大多喜町が多種多様な資源の総合的な活用による都市と交流を通じた農業及び農業関連産業の経営基盤の確立と活力ある地域の形成を図るため、大多喜町都市交流センターを整備いたしました。平成12年8月18日に千葉県で9番目の道の駅として建設省の登録を受けたものです。

今現在、千葉県内の道の駅は29か所あります。現在登録されている全国の道の駅は1,193か所です。道の駅の認定は、無料の休憩所、24時間利用可能なトイレ、駐車場、情報発信の場があるなどの条件があります。

そこで、以下の質問についてお伺ひします。

最初に、大多喜町都市交流センターの維持・管理についてお伺ひします。よろしくお願ひします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に農林課からお答えさせていただきます。

大多喜町都市交流センターの維持・管理につきましては、大多喜町都市交流センターの設置及び管理に関する条例及び大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、有限会社たけゆらの里おたきと大多喜町都市交流センターの管理に関する協定

を締結し、現在は、有限会社たけゆらの里おおたきに指定管理委任しており、同社が管理・運営しております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。

続いて、その工事や修繕等について、町とたけゆらの里おおたきの分担はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 大多喜町都市交流センターの土地、建物、建物の附帯設備などの基幹的な設備や車両などの管理物件の多くは町が所有しているものを指定管理委任しているものとなりますが、この基幹的な設備や管理物件については、本来は所有者である町が管理する必要があるものであり、受任者の故意または過失により備品等を棄損、滅失した場合以外の老朽化や経年劣化などによる修繕においては、町が工事や修繕をすることが必要であると考えます。

しかしながら、協定において受任者の管理物件の定期的な点検、適正な維持、必要に応じて修繕等を行うとされているため、日常の点検業務や軽微な修繕については受任者をお願いしているところです。また、大多喜町都市交流センターの設置目的にない事業に要するものや、受任者が独自に自主事業として取り組む事業に関する経費は受任者に負担していただくこととなります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） たけゆらの里おおたきでの農産物の販売売上げのうち大多喜町産の農産物の割合がどのくらいか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 大多喜町の農産物の販売割合というご質問です。

有限会社たけゆらの里おおたきに確認をさせていただきましたところ、令和2年度に販売した農産物のうち大多喜町産の農産物の割合は88パーセントとのことでございました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 続いて質問いたします。

たけゆらの里の組合員は何名いるのか、また、組合員のうち大多喜町とその他の割合はどの程度となっているのか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 有限会社たけゆらの里おおたきに確認をさせていただきましたところ、令和3年8月1日時点での組合員数は212名とのことです。そのうち大多喜町在住組合員は162名、76パーセント、残り50名、24パーセントが町外在住組合員とのこととございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） そこで販売手数料についてであります、大多喜町在住組合員と町外組合員の手数料の額はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 有限会社たけゆらの里おおたきに確認をさせていただきましたところ、町内在住組合員及び町外在住組合員の手数料の区別は特にされておらず、同額とのこととございました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 今に関しては手数料については同額ということとあります。今現在の手数料の額は、金額はお幾らでしょうか。

○議長（麻生 勇君） じゃ、町長。

○町長（飯島勝美君） 今現在、18パーセントいただいております。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。

これは町内、町外、全部同じ割合ですか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） はい、同じでございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） その場合、同じということなんですけれども、できれば、町内業者についてはその18パーセントございますけれども、町外関係につきましても、組合員につきましても、多少なりともアップした中で、20パーセントにするとか、そういう形のほうが形

としてはいいんじゃないか、売上げの関係もあると思うんですけども、そういう関係は考えていないんでしょうかね、町長。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） たけゆらも、一時期赤字をずっと続けていた時期がございます。その時期に、どうして赤字を続けていたかといいますと、午前中で農産物がなくなるんです。午後は新聞紙を売っているような状態であったということで、そういう状態で一日商売ができないということで赤字が続きました。それを何とか解決しなければならないという中で、町外の皆さんにも協力して出させていただいているわけでございます。

ですから、先ほどの売上げのパーセンテージを見ても町外の参加者と売上げは、逆に、参加者は多いけれども売上げは町外の皆さん上がっておりませんけれども、やっぱり町内の皆さんが相当優先してやっておりますので、その上、むしろ売上げにといいいますか、営業にかなり貢献していただいているところでございますので、同額とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ただいま町長が言ったとおりなんですけれども、実際的に町外の方がいないとなかなかそういう農産物が入ってこないとうことであります。確かに、たけゆらの里は苦勞していると思います。

それについて、実際に、これは当初なんですけれども、たけゆらの、都市交流センターができた暁なんですけれども、そのときには、あくまでも、町長はよく言うんですけれども、人材育成ということで、これをやるということでこれは建てたと思うんです、最初は。

そういうことがありながら、実際に人材育成ということは、今現在はやっていないと思うんですけれども、そういう点で、なるべく人材育成をやらせてもらって、それで町内の方を人材育成して、それで入れてもらうとか、やらせてもらうところが一番形としては、町の施設でするので、そういう形でやるほうが、町の一般の町民としてもいいんじゃないかと思っておりますので、その点、ちょっと町長、管理者としてどう思いますかね。ちょっと。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大分経営の中に入ってきているようでございますけれども、今やっぱり人材の育成ということは、もちろん町のこともそうですし、あらゆるところで私は今進めております。

たけゆらの今の職員そのものは、かなりモチベーションも上がりまして、職員そのものの人材はもう十分出来上がってきていると思います。ですから、その辺は私も安心をしている

ところでございますけれども、ただ、今申し上げましたそちらの質問はいわゆる生産者の人材育成ということになるんだと思いますが、なかなか先ほどの農業の質問にもありますように、生産者の高齢化といえますか、後継者不足の中でなかなか、常にいわゆる生産者を募集しているんですが、なかなかうまく集まらないし。

ただ、たけゆらとしましても、農家組合の皆さんと毎月それぞれの分野で定例会議をやっております。その中でお互いにやっぱり技術の向上とか、それぞれ作物の増収を図るための研修、あるいは品質とか、様々なものを毎月一回定例会議をやっておりまして、その中で進めているところがございますので、これはそれなりの人材育成ということでは進めております。

しかし、事情としましては、やはり、高齢化ということと後継者不足ということがありまして、高齢者に人材を育成するというのもなかなか厳しいところがございますから、若い方が後継者が多く出てくれれば、またさらに教育できるんだと思います。その辺の努力はしておるんですが、実情がなかなか許さないというところにあります。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。

それで、実際的に、私は考えるんですけれども、ある程度、品質ということはあるんですけれども、確かに品質は重要なんですけれども、今から作るのにそんなに品質といっても、やっぱり今、キュウリであれば曲がったものとか真っすぐなものとか、商品出すなら真っすぐなほうがいいでしょうけれども、やっぱり、ちょっと虫が入るとか、そういう農家の方が作ったものはそんなに薬使っていないので、そういう形になると思うんですよ。

やっぱり、その関係で、実際に農家の年寄りが持ってくる場合には、なるべくそういう、あとランクづけというんですか、多少いいものとか、中間とか、ちょっと悪いものと、これは観光客なんか入ってくると、やっぱりよいものを買う人もいるし、ちょっと曲がっているのがいいよと言う人もいるし、ちょっと虫が、虫が入っちゃまずいですけれども、虫が入ってもいいよという方も実際的にはいるんだと思うんですよ、中にはですね。全部が全部、都会の人でもそういういいものという形じゃないと、虫が入っているほうが実際健康的にいいからということで買う人もいると思うんですけれども、そういう点を踏まえた中、形をそういうランクづけという方法は考えられないんですかね。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 何か中身が大分変わってきましたが、取りあえずお答えしますけれど

も、今、生産者も様々なんですね。ですから、ランクづけしなくてもそれぞれ生産者が自分で値をつけます。ですから、自分の作ったいわゆる農作物は自分で値を貼ります。ですから、それが消費者が受け入れる価格であれば買いますし、受け入れなければ売れないわけですね。

ですから、当然その午前中終わって3時頃になりますと値引きをかけるわけでございますけれども、やはり、どうしても品質の悪いものについてはなかなか売れない。特に虫のいるものについてはクレームが大変ありまして、これは品質の中で一番問題になるやつで、これはいつも会議の中でその問題が出まして、1回やりますとイエローカードを出すとか、いろいろやっております。

多分、今言ったように、形が曲がったとか、そういうものについては別に問題ないんですよ。ですから、問題はそういう虫がいるとか、そういうものについては完璧に品質管理の中では一番問題になりますので、お客さんは、それは必ずクレームで来ます。毎月クレームが二、三件あるんです。ですから、クレームの来る生産者に対しては、来たクレームに対して必ずお伝えし、あまり多いとイエローカードからレッドカードまで出す話になるわけで、だから、それは品質管理を徹底しないとなかなか、やっぱり信用を落としますので、そういうことでしっかり。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 確かにそのとおりであります。ただ、私はちょっと、たまたま極端なことを言っちゃうわけなんですけれども、そういう関係でなるべくそういう感じでも年寄りが持ってこられるような体制づくりですか、そういうものが必要じゃないかと思うわけでありますので、ありがとうございました。

続きまして、以前、たけゆらの里ではれんげのアイスを名産としていたにもかかわらず、たけゆらの里にジェラートの販売店が出店したらすぐに撤退したと思うが、なぜなのかお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ジェラートの販売店についてということですが、有限会社たけゆらの里おたきが自主事業として事業者場所に場所を提供し、場所の提供を受けた事業者が一時的に営業をしていたものと認識しています。

撤退した理由について、有限会社たけゆらの里おたきに確認をいたしましたところ、見込んでいた売上げを得ることができなかったため撤退をすることとなったということでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ちょうどジェラートの、その入り口のところですか、一応設置したわけですが、そのジェラートの販売店の設置費用、それを誰が、どなたが出しているか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） こちらも有限会社たけゆらの里おおたきに確認をさせていただきました。出店した事業者が負担をしたということで伺っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） そして、ジェラートの販売店はどのくらいの期間営業していたのか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 有限会社たけゆらの里に確認したところ、2018年7月24日から2020年1月8日まで、約16か月間とのことでした。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。

続きまして、ジェラートの販売が始まったために、れんげの里のアイスクリームがなくなったと聞いたが、れんげの里のアイスクリームは今も販売しているのか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 有限会社たけゆらの里おおたきに確認したところ、ジェラートの販売が始まったために、れんげの里のアイスクリームの販売を中止した事実はないということでした。対象商品につきましては、現在も販売をしているということになります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 実際にこのジェラートが入ると、実際的にれんげの里のアイスクリーム、逆を言えば、ジェラートの前であるから、売っているから、その中のれんげのアイスですので、するとれんげが入れば、逆を言えば、ジェラートが売れて、れんげのアイスが売れ

なくなる可能性もあるわけですね。あの入り口だから。

だから、そういう点で、やっぱり、ジェラートが入るのはどうかなと私は思ったんですけども、ジェラートは撤退したからそれだといんですけれども、やっぱり、ずっといると、れんげのアイス自体が売れなくなっちゃうわけですね、実際的に。そういう点加味した中でちょっとどうかなと思って質問したわけでございます。

また、数年前に増設した土地の土産物を売っているコーナーは、レジから死角になっていると思いますが、防犯カメラは設置してあるのか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 防犯カメラにつきましては町で設置したもので、管理物件の一つとなっております。議員がご指摘の箇所について、有限会社たけゆらの里に確認させていただきましたところ、設置されていなかったため、営業上必要であると判断をし、同社において独自に2台増設しているということでございました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁、ありがとうございました。

続きまして、大多喜町都市交流センターの加工所、改修工事の入札ではなかなか落札もされなかったと聞いたが、入札がスムーズに行われなかった経緯や理由についてお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 大多喜町都市交流センターの加工所改修工事におきましては、令和2年9月3日に開催された令和2年第1回大多喜町議会定例会9月会議において、大多喜町都市交流センター加工所改修工事2,033万9,000円が可決されました。

このことから、令和3年1月14日に工期を契約の翌日から令和3年3月26日までとし、8者の指名競争入札を実施しましたが、1者のみの応札であったため、大多喜町電子入札約款第6条第2項の規定により入札を中止いたしました。

その後、指名した全者に状況や辞退した理由の聞き取りを行ったところ、コロナの影響で工場製作が間に合わない、技術者の不足、工期が短いなどの意見があったため、令和3年2月24日に繰越設定の上、工期を令和3年7月20日までに延長し、さらに指名業者を2者増やし10者で指名競争入札を実施しましたが、10者全てが辞退との結果でございました。

再度指名した全者に状況や辞退した理由の聞き取りを行ったところ、技術者の不足、会社の都合、採算が合わない等の理由でございました。

そのような状況であったため、地方自治法施行令167条の2第1項の規定により随意契約によるものに切り替え、指名先を総入替えし、町内の建築業者8者に変更し、見積りを徴したところ、1者の応札があり、見積額が予定価格の範囲内であったため契約に至っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） コロナとかいろいろ、予算の値上がりとかいろいろ大変だと思いますが、この対応なんかには大変ご苦労さまでした。これがうまく決まりがついたことに対して感謝申し上げます。

それでは、続きまして、現在実施している加工所の工事に関連して、今後別工事を発注する予定はあるのかどうか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 現在、実施しております加工所の改修工事に関連した新たな工事を発注する予定は、現在のところございません。

しかしながら、新しい加工施設が完成後、現在使用しております加工所の撤去が必要になると考えられますが、現時点で経費等の試算を行っていないため、今後、有限会社たけゆらの里おおたきと工事の時期等について協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

続きまして、都市交流センター加工所の改修後の使用目的が何か、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 主な使用目的としましては、町の特産品であるタケノコの加工を重点的に考えております。

本町のタケノコについては、昭和40年代には年間の生産量が最大900トンの生産量があったとの文献もありますが、近年は平均で年90トン程度と最盛期の10分の1程度となっている状態でございます。これは、生産者の高齢化や有害鳥獣の被害拡大等により生産量が減少しているものと思われませんが、その結果、竹林の荒廃が進み、有害鳥獣のすみかとなっております。

そこで、市場に出荷できない規格外のものや単価の低い時期のものを一定の金額で買取り

を行うことでタケノコの流通の安定化を図り、生産者及び生産量の増加につなげ、町の特産品としてのブランド化をより一層進めることで竹林の整備促進を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 加工所で加工する農産物はタケノコだけなのか、他の農産物の加工はしないのか、タケノコの時期は一時的なものであり、その他の期間は何もしないのかをお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 町といたしましては、受任者に協力をいただき、できるだけ多くの種類の農産物を加工品として製品化したいと考えておりますが、加工に適した農産物であり、さらに、一定程度の安定的な品質と数量が確保される必要があると考えます。

残念ながら、現在のところ、本町においてそのような農産物が列挙できる状況にはありません。今後、受任者と協力し、県などの意見を参考に加工に適した農産物の発掘に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 続きまして、現在、既存の加工所を使用しているばばちゃん工房が改修中の加工所を使用する予定と聞いているが、どのような形で使用を想定しているのか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 先ほどご説明をさせていただきましたとおり、大多喜町都市交流センターは有限会社たけゆらの里おおたきに指定管理をしており、加工所に関しても受任者が管理・運営をしているため、受任者が大多喜町都市交流センターの管理に関する協定に挙げる目標達成のため、もしくは、自主事業として事業を推進するために管理業務の実施を妨げない範囲において、他の企業や団体と連携や協働することについては受任者の裁量の範囲内であると考えますので、町としては詳細について把握しておりません。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 時間がなくなっちゃうんですけども、取りあえず町長にお伺いし

ます。指定管理者の飯島町長にちょっとこの関係についてお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今のばばちゃん工房ですけれども、やはり、たけゆらといたしまして、商品開発という一つのテーマがございます。それで、その皆さんに、いろいろこの作品を作ってくれとか、いろいろお願いして、作って、それを店に出して、それで試作を随分やっていたいております。

それと同時に、もう一点は、やっぱりどうしても1週間のうちの土日に物すごい人が入りまして、平日が少ないという中で、人を安定的に、それだけの十分な人を置いておきますと赤字になりますので、そういうときにお手伝いをしてもらうという、お互いのウィンウィンの状態の中でありますので、その日だけ来てくれといっても、なかなかできませんので、そういうときにお手伝いをしてもらうとかということで、そういう関係の中のことです。

○議長（麻生 勇君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 答弁、ありがとうございました。

以上で11番吉野一男の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

以上で吉野一男君の一般質問を終了します。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（麻生 勇君） 次に、6番吉野僖一君の一般質問を行います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 議長さんの一般質問のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） 吉野君、マスク外して。聞こえないもの。

○6番（吉野僖一君） そういうわけで外させてもらいます。通告どおり一応30分ということで、少し疎抜くかもしれませんが、よろしくお願いします。

初めに、緊急事態宣言の延長に伴う今後の町のコロナ対策について、お伺いします。

初めに、1番、拡大防止のため食堂や各商店や企業の休業依頼に伴う休業補償の給付金について、これを国・県・町は、一応これは新聞発表どおりということによろしいですかね。ちょっとお伺いします。確認です。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして商工観光課からお答えさせていただきます。

現在のところ、休業補償給付金等の使用につきましては、国の制度で緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置に伴う休業や時短営業の影響により対象月の売上げが減少した中小法人または個人事業者に対し給付の支援を行う月次支援金がございます。

また、県の制度で、休業や時短営業の要請に応じた飲食店に対し、店舗の売上げに応じた協力金の支援を行う感染拡大防止対策協力金と、この協力金の対象とならない売上げが減少した中小法人または個人事業者に対して支援金の支給を行う中小企業事業継続支援金がございます。

商工会へ設置した相談窓口での利用の推進と、商工会と連携した中小企業者等の制度の活用への推進に努めていければと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

続きまして、（2）で今後の町のコロナ対策と町民の健康維持管理についてどのように対応するのか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの感染症対策についてでございますが、これにつきましては、現在実施していますワクチン接種を含めた感染症対策を継続していきたいと考えます。

感染症対策は3つの密を徹底的に避けるとともに、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いやアルコール消毒などの手指衛生等の基本的な感染対策のほか、新しい生活様式を推奨するなど住民の皆さんが確実に実施していただけるよう進めてまいります。

健康維持管理に関する部分については、長引く自粛生活により各種イベントやサークル活動、運動教室等の中止により外出の減少や運動など体を動かす機会が減ったことによるフレイルと呼ばれる体の虚弱が見られる方もいることから、自宅でできる簡単な運動を紹介したり、感染状況を注視しながら状況に応じた活動が早期に再開できるよう準備を進め、住民の健康維持管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

続きまして、今までの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の経過報告及び収支報告、今日、印刷物、今年度の分も配付していただきました、4月から。

ただ、ちょっと確認です。いいですか。昨年度、ホームページにも出ているんです、3億2,629万9,000円、それで3月末の支出金が2億5,923万100円ですか。差額が6,706万8,900円、間違いないですか、これで。一応、計算上、資料のあれで見たらこういう感じになる。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今、お話のありました件ですけれども、3億2,629万9,000円ですか。

（「ホームページにも出ているよ」の声あり）

○企画課長（市原芳則君） こちらは、第1次と第2次で国から内示をいただきました交付金の金額でございます。

（「総額」の声あり）

○企画課長（市原芳則君） そうです、第1次と第2次ですね。昨年の分の内示が出たコロナの交付金の金額でございます。

今、お話のあった2億5,900万円というのは、令和2年度に実施しましたコロナ対策、このコロナの交付金を使った事業の実績の金額でございます。

（「実績だね」の声あり）

○企画課長（市原芳則君） はい。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 分かった。じゃ、いいです。

新年度は今日配っていただいたこれが、4月からはこれが2億1,407万1,000円、間違いないですね。これ、8月1日までかな。今日頂いた資料、今年度の。間違いなければいいです。

（「間違いございません」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。頑張ってください。

それから、すみません、時間がないので、次いきます。2番の中野駅周辺の開発についてお伺いいたします。

西畑地区の観光資源について、西畑地区に多くの名所があるが、特にシンボリックな名所である大塚山がやっぱり西畑地区のシンボルということで、三条区の40年近い整備活動により農村公園として整備され、景色もよく、ハイキングコースとして多くの観光客が訪れる名所です。

しかし、環境整備管理をする三条区は高齢化が進み、整備、管理が困難な状況です。また、豪雨のたびに土砂崩落と簡易舗装のため道路に深いわだちができ、管理する三条区の大きな負担となっていますが、この件について何回か質問しました。

この件について、この間、企画課からいただいた入り口から150メートルですか、4メートル道路でやってくれるということで、引き続き、今後やはり頂上までの道路を、いろいろとありますけれども、やはりテレビアンテナがある、NHKも民放も入っていますので、その維持管理道路として国・県、放送協会とか、そういうのを取り入れて、今後ともやっていただきたいと思います。

ただ、このいっぱい来てくれるのはいいんですが、①にあるように、公衆トイレの設置についてはどのように考えておられますか、お伺いします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのトイレ設置のご質問について、お答えさせていただきます。

西畑地区では、ちば眺望100景にも選定された大塚山をはじめ神社仏閣が多く、民話等で伝えられている観光資源が多くあります。このように広域に観光資源が点在していることから、上総中野駅を中心といたしました広域的な整備計画の中で地元区や地域の団体等のご意見や役場内での協議を行いながら計画的な整備を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

飛ばします。

これは、やはり、管理するのに林道を町道認定するというのが一番いいかなと思うんですが、その辺について、ちょっと建設課から、よろしくお願いします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 町道認定の話ですけれども、町道の認定基準について若干説明させていただきます。

町道認定基準では、私有地がなく幅員3メートル以上の道路が、これが前提となります。

大塚山に通じる道路は、一部、私有地があり、幅員も3メートル未満の箇所があるため、現在のところ町道の認定基準を満たしていないという状況でございます。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） やはり心配で、雨が降るたびに時々見るんですよね。この間も区の人が草刈りをやってくれたということで、やっぱり、あの斜度のきついところを年寄りがああいう草刈りをやるというのは相当な重労働であるんですよね。やっぱり現場を見に行くと、本当に区の人は大変な思いをしているんですよ。高齢化で、やっぱり、これから後継者は、いなくなっちゃうの。若い人が増えてくればいいんですけれども、ああいう階段も木道、老川のほうの遊歩道は擬木で造ってあるから、自分も川まで、足が悪いのに下まで下りて見てきた、一般質問、観光客にしたんですけれどもね。

○議長（麻生 勇君） 吉野君、マイクのところでしゃべってくれる。

○6番（吉野僖一君） ごめん。だから、やはりそういう、今後改修するときには自然木がいいんだけど、腐っちゃうんで、やっぱり擬木で対応してほしいという要望でございます。続きまして、いいですか。

この農林水産省所轄の農林公園、そして、千葉県の報道広報課が指定する千葉県のちば眺望100景、見晴らしハイキング、万葉ロード、いろんな名前が出ているんですよね。総務省所管の地上デジタルテレビ放送電波塔の設置等が今まであって、地元が管理しているということなんで、今後もそういう、雨が降るたびに、この間も見に行ったら、やはり碎石は流れちゃっていますので、執行部のほうはそういうことを、現場をよく見て対応していただきたいと思います。

時間がないので、次にいきます。

3の町民の生命と財産を守るための事業について。

今回の質問は、過去の1年間のピックアップしたやつを載せたり、その後どうなっているか、一応確認ということで一般質問させていただいております。

(1) 町道中野堀切線について、中野・堀切につながる堀切橋の改修工事が予算化されました。関連事業として、この町道に救急自動車が通行できる拡幅工事が必要と思われます。ましてや、その橋の工事をやるにしても車両、重機が入るにはちょっと今の道は狭くて、直角に曲がっているようなところがあるので、今まで堀切区、本村区といろいろ会合して、いろいろ検討してきたんですが、なかなか進捗、いいほうにいいいけませんので、この堀切、

ほかにも、ちょうど消防署からもあった狭い道路の、この前、関係課長さんにはみんな渡してありますから、そういう狭い町道がいっぱいあるんで、やはり、それを拡幅工事しないと、町だよりを見ていると毎月人口が減っちゃっていて、世帯数も減っちゃっている。このままいくと8,000人割っちゃうのは目の先になっちゃうという感じなんで、そういう生活道路の整備が今後必要と思います。

その辺について、町長さん、バトンタッチするということで、その辺の対応はどうですかね。これは本村区の。堀切のほうの地主さんはみんなオーケーなんですよね、橋から奥は。手前の本村の地主さんがなかなかということなんで、町長さんの顔で、本村は町長さんの支援者がいっぱいいますので、その辺で町長さんが頭を下げて最後の仕事でお願いしたいというか、って言えば、その川向の自然水利も、やはり、今ごみがきれいに流れてきれいに見えますんで、行って、やっぱり災害復旧でやれば国・県のお金でできるんで、その辺をちょっと地元の最後の仕事で町長さん、よろしくお願いします。

どうですかね、町長。お願いします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 建設課のほうからお答えをさせていただきます。

狭隘な町道の整備についてのことだと思います。

現在、町には様々な要望が各地区から提出されており、その多くは道路幅員の狭い道路の拡幅要望もございます。町では、第3次5か年計画に計上されている路線から順次事業を進めているところでございます。

この狭隘道路の拡幅ですが、やはり関係区の協力が必要であり、とりわけ土地所有者のご理解が不可欠でございます。このように集落内道路の拡幅要望につきましては、土地の承諾ができたことを前提に要望していただいておりますので、まず地域において拡幅部分の土地の道路への承諾を取り付けてくださるようお願いをしたいと考えております。

道路の工事につきましては、多額の費用と土地所有者等のご理解を必要とする、多額の費用と土地所有者のご理解を要することから、これからも関係区とよく内容を協議いたしまして、拡幅等の事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課からお答えさせていただきます。

中野区の自然水利につきましては、農業用水の施設を消防水利として利用していた箇所、平成29年の増水により頭首工が破損し、水位が低下していますが、農業用水の受益者の方からは、現在、農業用水としての使用はしていないため、復旧は要しないということで回答をいただき、以前の一般質問でも復旧を要しないこととお答えをさせていただいております。

また、既に消防関係者にもご理解をいただいております、消防・自然水利の機能に係る復旧の要望もなく、今のままでも自然水利としての機能が充足され、利用することは可能であるとの確認をしております。

このようなことから、町といたしましても、以前、お答えをさせていただいたとおり、頭首工の破損を復旧することは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ちょっと総務課長、これは今、田んぼの用水ということで言いたけれども、それは予算はその予算でつくったかもしれないけれども、中野消防自動車、タンク車だった。あそこを、わざわざああやって積み上げて、それでできているんですよ。私は、自慢じゃないけれども、うちのおやじは消防副団長を長くやって、県の消防員のあれも表彰されたんですよ。副団長でなかなかそういうことないんですよ。私はおやじとけんかした。私はおやじがいつまでもやっているから消防団に入れない。

常におやじは言っていましたよ。貯水とか消火栓なんて一時的なもので、地震なんかあったら消火栓は使えない。貯水だって、地震があれば本当にあれで、ここ、西畑で2件火災があった。本当に貯水なんていうのは一時的なものなんですよ。最後は川なんですよ。

中野新町も肉屋さんと映画館の火災があったとき、あのときもすぐそばに貯水があって、すぐそばですよ、あったけれども足らなくて、あのときは西小のプールの水で消したんだ。やっぱり、いざというときになった場合には、やはりあれだけ軒並みがそろっていると大火になった場合には最後は川しかないんですよ。

だから、それを保証してくれるんならいいです。私は一応地元の町民から、おまえ、何やっているんだ、現場見てこいと怒られたよ、俺。今、雨が降るたびに心配だから見に行っていますよ。それで、悪いけれども、申し訳ないけれども、飯島町長さんも消防団員やって、一緒に消防団員やってあれを造ったときのあれは重々知っていますよというんだよ。田んぼの水上げするのにあんのところへ車寄せなんか造らないよ。悪いけれども、総務課長、もう少し住民の声聞いてくれよ。いざというときは川しかないんだよ。

グリーンクラブだって、ああやって今なっているけれども、あの当時は、グリーンクラブ、

毎日あそこにくみに来てたんだ、芝を張りつけするのに。それを町民がみんな見ているんですよ。

今、本当にごみが、この間の大雨できれいに流れていますから、今、行けばきれいに見えるから。あれがずっと、市川の踏切の下のトンネルの染物屋さんの下のほうまでずっとあの水位が、相当な水量なんですよ。いざというときには本当にそれが一番役に立つんですよ。結局ああいうところをちょっと整備を、釣堀みたいなものはできる、観光的な今。だから、そういうことをね。ただ、田んぼに水上げするのにあんなの造らないよ。だって、みんな自分でポンプで上げているんだから、そりゃ、おかしいよ。せっかくああやって護岸工事して、車が横づけになる、できているのに、それを理由に田んぼに水上げる人が要らねえって、そういう問題じゃないぞ。

県分の消防だよ、おやじは、副団長でそんなのもらわないよ。そりゃ、団員の方に本当に迷惑、伝兵衛さんと同級生で、先に辞められるとき一緒に辞めた。うちの中でも、おまえがいつまでやっているから消防団員になれねえとけんかしましたよ、おやじと。だけど、おやじは、常に、あんなに消防なんかで何であんな一生懸命やるんだ。真っ暗な中でホースを延長するのはふだんの練習しかないんだよ、それ言われたよ。今、消防団員だって、もう団員が少なくて、大変なんだよ。分かった。

（「何時なんだ、何の話しているんだ」の声あり）

○6番（吉野僖一君） 消防員の。俺も消防員だけれども、首になっちゃったから。だけど、俺もちょっと言いたいこと、やっぱり言わす。やっぱり飯島さんと一緒に、町長と一緒に消防やった人は重々知っているわけだということなんで、はい、すみません、そういうことで、次いきます。

4番のデマンド型乗り合い交通事業について、お伺いします。

これは、先だってやりましたので、本当に見直ししていただきまして、町民の声をよく聞いてくれて、それが本当の行政だと思います。ありがとうございます。これは飛ばします、時間がないので。

最後に、野村さんもさっき質問してくれました。町長さんの3期目の公約、8項目ありました。これは本当はもっとやってほしいんだけど、年も年だし、私も本当は全部今までのができていれば3期で終わっちゃったんだけど、やっぱり、やり残した仕事があるんで4期目挑戦しました。

町長さん、どうですか、今、野村さんが先ほど言いましたけれども、やり残した仕事、何

かありませんか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど野村さんにお答えしたとおりで、いろんな仕事というのは際限がないんですよ。これは、やっぱり、やればやるだけ次につながっていきますんでね。やっぱり先ほど申したように、十年一昔じゃありませんけれども、時代はどんどん変化していきます。やっぱり新しい時代に即した、新しい考え方を町の中に入れるということは大事なことですよね。ですから、そういう新しい考え方を入れながら、また町政の発展、また住民福祉の増進に寄与してくれるんだと思います。だから、そういうことで新しい人に期待をすることです。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） それで、やっぱりこういう、オリンピックじゃないけれども、リレーですよ。まず、バトンタッチをしなくちゃいけないんですけども、後任のそういう町長さんになるような人は、飯島さん、その中で、ここで言っちゃってもいいんじゃないかと思うんだよね。みんな知っているから。どうなんですか、後任の推薦する人というのは、バトンタッチする。はっきり。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、私が答える立場にございませんので。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） やはり、毎月毎月人口減っちゃって、トップをやるとそういう町民の声というのがやはり何か、私も含めて、もう少しみんな町を何とかしようという危機感を持たないと、本当に空き家だらけになっちゃう。中野も、本当に独り暮らしで、あと5年たったらもう本当に。そういうわけで、うちも後継者いません。だから、今、なかじまやさんが壊しています。だから、本当に真剣に考えないと、これはえらいことになると思う。自分の青少年相談員やったときには、西畑だけでソフトチームが子供会、9チームあったんですよ。そういう。今、子供がいなくなっちゃったね。

そんなことで、ちょっと私もエスカレートしちゃって。でも、これは、やはり消防団の人たちが熱い中、ああやってやるということは、それだけふだん鍛えていなくちゃできないというわけだね。たまたま火災がここきて2件あったんで、ちょっとエキサイティングしちゃって、総務課長、すみませんね。

以上でもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で吉野僖一君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

なお、15時15分から会議を再開します。

（午後 3時02分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

◇ 根 本 年 生 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 根本です。一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、先ほど野村議員の質問の中等で町長が次、立候補しないということ
で非常に残念でなりません。本当に12年間、ありがとうございました。私も未熟、町議にな
って、本当に未熟なことが多くて、町長さんに対しては失礼な言葉も多々あったかと思いま
す。どうぞお許してください。長い間、ありがとうございました。

しかしながら、まだまだ大多喜町、難問が山積みになっています。町長、もしお辞めにな
っても、いろいろな面で助言とか、いろいろな面で私も未熟なところが多いものですから、
ご相談に上がることがあるかも分かりませんので、そのときはよろしくお願ひしたいと思
います。長いことありがとうございました。

では、質問に移らせていただきます。

私はもう何回もやっているんですけども、やっぱり集落の活性化がどうしても必要だと、
これが本当に心配でならないんです。質問をするたびに、町の答弁とすると、実効性のある
施策を行っているから大丈夫だよとまでは言いませんけれども、やって
いるからというような答弁であったと思います。

しかし、一向に、日本をはじめ大多喜町全体もそうですけれども、急激な人口減少、高齢
化によって、非常に厳しい状況になっています。それで、やっぱり、集落行っても、大多喜
町のことも全体も非常に心配していますけれども、やはり自分たちが今住んでいる集落が10
年後、20年後どのようになってしまうのかなど、今、子供はいるけれども、子供が果たして

住んでくれるのかな。じゃ、孫がいるけれども、孫は住んでくれるのかな。子供が外に出てしまっただけで帰ってこなければ、孫が行って帰ってこなければ、我が家はもう絶えてしまうと、そういった非常に強い危機感を持っているということ強く認識しております。

その件について、いろいろな政策を打っていますけれども、実効性は上がったのか、今までどおりの施策を繰り返して活性化できるのかについて質問させていただきます。

それで質問の内容ですけれども、1時間の予定でありましたので、間、疎抜くことがあるかも知れません。皆様には一生懸命答弁を考えていただいたところ、大変申し訳ないんですけれども、質問しない部分も出てくるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、質問させていただきます。

さらに厳しさを増す各集落の現在の状況及び10年後、20年後の状況についてはどのように認識しているのか。このままで大丈夫なのか。多くの集落行って、もう諦めムードが大変充実しているんです。そして、もうこのまま人口が減っていくし、何をやっても無駄だよというような、本当に閉塞感でいっぱいなところは強く感じています。

やはりここは、何か新しく一歩踏み出して何かやらないといけないのかなという思いで言っています。それで、1番と2番、一緒にやります。

様々な政策を行っていると思います。その政策の成果はどうなんでしょうか。出ているんでしょうか。様々な政策がある中で、成果が上がっている政策、あまり上がっていない政策とあると思います。それはどのようなものがあるのか。それで、政策を行った上で、当然、評価していかなければいけないと思います。検証していかなければならないと思っています。その検証はどのような形で、評価はどのような形でやられているのか、その検証の結果によって当然見直しをしていかなければいけない。

最近やっぱり、先ほど町長も言っていましたけれども、時間が、本当に一年一年刻々と状況が変わってきます。特にコロナの影響で、やはり集落の活性化に向けての対策も変わっていかなければならないと強く思っています。その件でお伺いします。よろしくお願い致します。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課から各集落の現在の状況及び10年後、20年後の状況についてご説明させていただきます。

人口推計において、2025年には8,005人、約40年後の2060年には4,056人になると推測されております。この推計のとおり推移するとすれば、地域のコミュニティは現在より大変厳しくなっていくものと考えております。

町といたしましても、人口減少に歯止めをかけることは持続可能なまちづくりを目指し、第3次総合計画の後期基本計画や第2期総合戦略等に基づき定住・移住対策、生活環境・生活基盤の整備、教育・文化・健康・福祉の各施策に取り組んでおるところでございます。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの根本議員のご質問の中で、政策に対する評価、また、地域活性化に対する政策の成果が上がっているもの、そうでないものはどういったものがあるのかというようなご質問がありましたので、企画課のほうからお答えさせていただきます。初めに、評価についてお答えさせていただきます。

本町が行っている地域活性化のための施策は、第3次総合計画に基づき実施しており、事務事業につきましては、毎年目的、妥当性や有効性、効率性、公平性、優先性など、そういった視点に基づいて行政評価を行っております。その内容について、改善及び見直し等によって活用しているところでございます。また、その結果につきましては、町ホームページで公表しているところでございます。

そのほかにも、第3次総合計画で計画した事業実績に対しまして、現在までの取組状況、これまでの評価、現状と課題など施策評価シートを作成しまして、達成状況等について毎年検証を行いまして、その内容については大多喜町総合開発審議会でも報告させていただいているところでございます。

ただいま根本議員のおっしゃったように、町は様々な施策を行っているところでございます。地域活性化のための施策として成果が出ているもの、逆に上がっていないものというご質問でありますけれども、地域活性化については、その施策による成果が十分であるのか評価が難しい部分もございます。

行政評価の結果から申し上げますと、地域コミュニティ活動の基盤となる集会施設の整備等に係る町が行うコミュニティ育成事業や、集落単位での共同活動によって農地及び施設を維持・保全を行う集落営農組織の活動に対して町が行う多面的機能支払交付金事業、また、介護予防に関するボランティアによる認知症予防のための脳トレ教室、体力向上のための運動教室を行う介護予防普及啓発事業など、こちらの事業につきましては、各事業とも達成状況で高く評価されているところであり、成果が出ているのではないかと考えています。

逆に、協働のまちづくり推進事業も毎年やっているんですが、講習会や研修施設の実施など、そういった中で少しずつまちづくりに対する意識向上が図られていると考えますけれども、大きな事業効果を発揮するまでには至っていないことや、結婚活動支援事業、こちらも

毎年やっているんですけども、婚活パーティーやお見合い形式の開催など、知り合う機会の提供はできていますが、結婚まで至らないことがほとんどであり、今後も関係者や地域の皆様からご意見を伺い、事業の見直しも含めて推進していくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

それで、評価、政策の評価、検証については十分行っているということですけども、これは評価、検証が非常に大切であると思っています。町がやる政策ですから、決して悪いものは私、一切ないと思っているんです。

ただ、その方法とかやり方とかを多少変えることによって大きな成果を上げることがあるのではなかろうかと思っています。そのために、私、評価とか検証を第三者というんですか、役場の中でやるだけではなくて、地域の代表とか有識者とかを入れて、その中で評価をしていく方法もあるのではなかろうかと思っておりますけれども、その辺の第三者的な人を入れて評価、検証を行うということは考えられないでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 現在行っている事業評価でございますけれども、町の一次評価といたしましては、事業担当課で行っております。

事業の実施状況、内容、自己申告の中で報告いただいて、その内容について、行政評価であれば、また違った担当以外の所属長等が集まってやっているところでございますけれども、また、いずれにしても、様々な施策の報告、結果の内容の検証といたしますか、そういったものについては、総合開発審議会のほうでも町民の方を代表されている方や各関係者の方もいらっしゃるって、内容については報告させていただいて、その中でもご意見をいただきながら、その後の見直し等活用していっている状況でございますけれども、必要に応じて今後も、そういったものも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

それで、ほかの議員さんも言っていましたけれども、アドバイザーというんですね、専門家。林業にしても農業にしても、専門家の方、国が推奨しているようないろんな組織があっ

て、その方の専門家をアドバイザーにして意見を聞くということ、国の施策としてもやっているとしますので、それも含めて検討していただければ助かります。

次いきます。

そして3番は、すみません、ちょっと省略いたしまして、4番にいきます。

人口減少がこのまま進むと、当然、税収入は減少し、高齢化によって社会保障費は増加し、インフラの老朽化問題など地方財政はますます厳しい時代を迎えると思っています。

このまま税収が、当然下がってくると思うんですけども、税収が減っていけば、行政サービスが低下すれば、町民の生活利便性が低下し、ますます過疎化が進むと思います。このような状況下、今までどおりの行政サービスは提供できるのか、もしできないとしたら大多喜町をどのような方向に持っていくのか、その対策はあるのか、税収入が減れば職員も減少するかも分かりません。職員数が減少しても行政サービスの低下につながらない具体的な組織編成を考える必要があるのではないかと、その具体的な計画はあるのか。

これは、集落を回っていて、やっぱりこういったことを非常に心配する町民の方も本当にたくさん、多いんです。思えば、十数年前、夷隅郡市で合併の話が持ち上がったときがあると思います。私は合併には大反対です。合併する必要はないと、本当に極力大多喜町独自で健全化を図るべきだと強く思っていますけれども、そのときに比べて、やはり今の状況はさらに悪化しているなと思います。

そのときは、町を挙げて、私も説明会に何回か行きましたけれども、このままでは財政が破綻するんだと、何とかしなければならぬという説明を町を挙げて町民に説明したものと思います。しかし、いろいろな理由があって合併はしなかったんですけども、私はそれはそれで、合併しなかったことはよかったなと思っています。

そういったことで、今は大丈夫かも知れない。しかし、10年後、20年後には当然そういったことも考えられるわけで、そういったことは1年、2年では解決できないと思っているんです。やはり、ある程度の組織編成を変えとか、いろんなことについては、少なくとも3年や5年はかかると思っています。

ですから、今のうちから、もう想定されるわけですから、ある程度のことは準備して、計画を練って、どうしても駄目な場合にはこういったふうにやるんだという計画をつくっておくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 現段階では、人口減少、職員数の減少に対応するための具体的な

組織編成等については考えておりません。

町の人口が将来極端に減少していった場合は、行政運営もかなり厳しくなることが想定され、行政サービスへの影響も考えられます。役場の組織は構成人数が減少しても行政サービスへ影響を及ぼさないようにしていくことが必要と考えると同時に、現在、国が進めているデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針等の意義でも掲げられている、近い将来訪れる全国的な労働力供給が大幅に制約される想定からスマート自治体、すなわちシステムやAI等の技術を駆使して効果的、効率的な行政サービスを提供する自治体を実現するため、自治体の職員がより価値ある業務に注力できる環境をつくらなければならないとされていることなども勘案しまして、デジタル化の推移や住民ニーズに対応できる適正な職員を計画的に配置したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 行政の皆さんも非常に心配していることと思います。今、心配しているんで、いろんなことをやるよというような答弁だったと思います。

しかし、ある程度の計画性を持ってやらないと、やはり単発的にこれをやっても効果ないと思うんですね。やっぱりある程度計画をつくって、具体的にこういうふうにするんだよと。さっき言いましたように、1年、2年じゃできないと思っていますので、少なくとも3年、5年かかるはずですから、来年度からでもこういうふうに、将来人口減少見込めるわけですから、こういうふうにするんだというある程度の、計画まではいかないまでも、ある程度の話し合い等が持たれるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 先ほどご説明させていただいたとおり、当然のように、住民ニーズ等に応じた対応ができる適正な職員を計画的に配置したいという考えは変わらないところでございます。

定員管理計画の中でも人員は示されております。その中で、その総合計画、また、第2期の総合戦略を進めるに当たって必要な、適正な職員適正化の配置を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ぜひ早めに検討して、私は1年でできるのなら別に来年計画立てずに

やっつていいと思うけれども、やっぱり3年、5年かかるものは一年でも早く始めていただいて、将来町民を安心させるような政策を打ってもらいたいと思っています。

次にいきます。

地域に行って、やっぱり今、空き家問題、非常な、皆さん心配しています。空き家が増えるということは、そこだけ各集落の人口も減るし、世帯数も減るし、大変厳しい状況になっています。

空き家問題を解決するには、やはり、その実態調査が必要であると思っています。現在の状況がどうなのか、5年後はどうなるのか、10年後はどうなるのか、こういった実態調査をして今後の空き家対策を進めるべきだと思います。

それで、空き家の実態調査を行うに当たって、各集落、行政区の人たちも非常に心配していますので、各行政区の人たちと協力し合って、あなたのところの行政区は今こういった状況ですよ、5年後、10年後にはこうなりますよ、じゃ、何か施策を打たなければいけないんじゃないですかということですね、やはり、相当の危機感を持ってやっつていかないとけないんだと思っています。

この空き家問題、地域の人たちと一緒に取り組んで、何とか少しでもいい方向に持っていければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして、商工観光課からお答えいたします。

空き家調査につきましては、平成26年度に実態調査を行い、空き家は175軒、それから、空き地が48件の調査結果となっております。

この調査資料は貴重なデータでございますけれども、その後8年が経過いたしまして、社会情勢等の変化により状況は変わりつつあると推測されておりますので、この調査データを基に空き家の追加修正を行い、既存データに反映したいと考えております。

調査員につきましては、地域住民と連携し、地域の支援活動を行う予定の大多喜町集落支援員や地域の方の協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染症の収束後になると思っておりますけれども、調査を行う必要があると考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ぜひ実態を調査していただいて、5年後こうなるんだよ、10年後こう

いったふうになるおそれがあるよ、そういった調査をして、町と住民が同じ危機感を持って、恐らく空き家調査についても地元に行けば、半日とか一日で、大体この家はどうなんだとか、この家は、今、じいさん、おばあさんしかいない、じゃ、10年後、20年後、申し訳ないけれども、ちょっと不幸なことになったら空き家になっちゃうとか、私は半日もあればできるんじゃないかなと思っているんです。それで、やっぱり地域の方と危機感を共有して、地域の方の応援を得なければ空き家対策はできないことでしょうか、ぜひ早急な空き家調査をやってください。お願いします。

続きまして、次、すみません、7番、8番、9番飛ばして10番にいきます。

地域の活性化は地域住民と行政が膝を交えた徹底的な話し合いが必要であり、共に協力して取り組む必要があります。過去何回も質問しました。町のほうで積極的に各集落のほうに向いて行って、各行政区が抱えている問題等を把握する必要があると思っています。

そのために、これが一例ですけれども、区の総会に行けば、そこでいろんな問題が全部、総会は2時間かぐらいで終わると思います。そこに行けば、あらかた各区で思っていること、いろんな問題点が分かってくると思います。

そのほか、地域貢献度に向けて職員を採用するとか、相談体制を充実させるとか、いろんなことがあると思いますけれども、やはり、もっと積極的に集落のほうに職員の方が出向いて行って、職員と住民の方が積極的に膝を交えて話し合う、そういった姿勢が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 現在、全ての行政区に職員がいて、全ての職員が総会に出席しているわけではありませんが、その地域に住んでいれば、勤務時間以外のプライベートにおいても、役場職員として地域の方々の問合せ等には積極的に対応しているものと考えております。

また、区長さんを行政連絡員として委嘱し、町とのパイプ役をお願いしております。区長さんにおかれましては、行政区内の状況把握等を担っていただいているものと考えております。

さらに、現在導入を進めている集落支援員制度の成果等も勘案しながら今後、行政区単位ではなく、旧町村単位などの地区ごとに集落支援員や地域の職員と一緒に地域の活性化に関わっていくことも一つの方法ではあると考えております。

このようなことから行政区ごとの総会にその都度出席するような地域担当制の導入につ

いては、現在のところ考えておりません。

職員採用につきましては、公平・公正に広く優秀な人材を確保するために地域を限定することなく募集をしております。採用も決定も公平・公正に成績により選考することが求められておりますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 様々な制約があると思いますけれども、やはり、地域の住民と行政が一体化になって、いろんな施策を行うし、いろんなことをやっていく必要があると思っています。職員の皆さんが一生懸命やっていることは私も重々承知していますけれども、これから先の各難問題を解決していくには、行政の力だけではできませんので、町民のエネルギーとパワーと知恵をお借りすることが非常に大切であると、町民がやる気になってもらわないことには何もできないと。そのやる気を起こさせるのが、やっぱり行政の役割だと思うんですよね。その辺で、ぜひとも地域との関わりをより一層深めていただければと思います。

続きまして、12番にいきます。

これも再三、私は言っていますけれども、集落支援条例を制定してということ。

大多喜町にとって、集落の活性化は、私は最重要課題であると、各集落が活性化しないことには大多喜町は活性化しません。それで様々な政策を打っていることと思います。しかし、最重要課題である集落の支援について今、条例はあるのでしょうか。やはり、条例をつくって、町は集落活性化のために一生懸命やる、町民もそれについて協力するという条例をつくって、条例ができて、それに基づいて計画をつくって、地域活性化計画なるものをつくって、それで様々な政策を打っていくと、そういった新たなものがないと、このままの施策をこのままの状況で続けていって、果たして10年後、20年後、大丈夫なんでしょうか。

条例をつくったからといって、うまくいくとは限りませんが、一歩前に踏み出すきっかけにはなるんじゃないかなと思うんですよ。町は本当に町民のほうを向いて一生懸命やっているよという、そういった目を向けて、町民の方も協力してくださいという、何か一歩踏み出さないと、このままでは10年後、20年後、このままいっちゃうんじゃないかなということを非常に危惧しています。

条例だけ、ほかの件もあるかも分かりませんが、新しい施策を一歩踏み出してやっていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの根本議員のご質問にお答えします。

一歩踏み出すための条例づくりということでご質問でございます。

これまでも何度も回答のほうは町からさせていただいているところでございますが、同じようになるかもしれませんが回答させていただきます。

（「課長、悪いけど時間がないんで割愛でいいです。申し訳ないですね。ちょっと時間がなくなっちゃったんで、簡単に答弁を」「簡単に」「はい、簡単で。ちょっと時間がなくなっちゃったんで、すみません」の声あり）

○企画課長（市原芳則君） 地域住民と行政が一体となって集落の活性化を図るということは大変重要なことだと、十分な話し合いは必要であるということは認識しておりますけれども、やはり条例は住民の権利、義務について定めるというようなことが主な目的でございます。話し合いをするためだけに条例をつくるというものは、きっかけづくりとしてはちょっと厳しいのかなというふうに思っております。

現在の町のほうの最上位の計画であります総合計画に定める内容に基づきまして、地域活性化を図る施策というものがありますので、その内容をもって地域と十分な話し合いをしていければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 課長、すみませんね。いろいろ考えておいていただいて、何かしゃべっていただかなくて申し訳ありません。時間がなくなっちゃったんで。

それで、私は過去の答弁の中で、事務量が多過ぎてなかなか新しいことをやろうと思っても難しいよという答弁を受けたことがあるんです。

それで、各事業を行うには担当課が心身ともに健康でなければならないと思っています。十分に精査された計画はあるのか、適正な職員数は確保されているのか、人材は十分なのか、専門的知識はあるのか、予算は確保されているのか、役場のほかの部署及び地域住民、関係団体との協力体制は整っているかなど様々なことを熟慮し、不十分なところは補い、集中と選択で大多喜町にとって最重要課題である集落の活性化に向けた政策を進めるべきと考えます。

いかがでしょうか。町長、一言答えて。ありますか。

○議長（麻生 勇君） これは認めよう。町長。

○町長（飯島勝美君） 根本さんが、やっぱり大多喜町の将来というものを非常に危惧して、

また、いろいろと心配しているということはよく分かります。

しかしながら、やはりどんなに人口が減ろうとも、また、多くても同じなんですけれども、最終的にはその地域にいる人たちが本気でそのことに取りかからなければ何事もできないことを思います。ですから、人から押しつけられてできるものではないと思っています。

だから、やっぱり、どんな状況になっても、地域の皆さんが本気でその地域を守るという思いがなければ、私は最終的にはいい形にはならないんだと思っています。

そういうことで、地域の皆さんと真剣にやっぱり取り組むということは十分必要なことでありますが、そういう気持ちになれるようなところで指導していければと思っています。

○議長（麻生 勇君） 以上で根本年生君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日2日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

(午後 3時47分)

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 2 号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和3年9月2日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課	秋山賢次君
商工観光課	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君
代表監査委員	滝口延康君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局	宮原幸男	事務局	市原和男
事務局	鈴木孝一		

議事日程（第2号）

- | | | | |
|-----|----|--------|---|
| 日程第 | 1 | 報告第10号 | 継続費精算報告書について |
| 日程第 | 2 | 報告第11号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 | 3 | 報告第12号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 | 4 | 同意第14号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 | 5 | 議案第44号 | 大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 | 6 | 議案第45号 | 令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 | 7 | 議案第46号 | 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 | 8 | 議案第47号 | 令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 | 9 | 議案第48号 | 令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 | 10 | 議案第49号 | 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 | 11 | 議案第50号 | 令和2年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 | 12 | 議案第51号 | 令和2年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 | 13 | 議案第52号 | 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 | 14 | 議案第53号 | 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 | 15 | 議案第54号 | 令和2年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明） |
| 日程第 | 16 | 議案第55号 | 令和2年度大多喜町水道事業会計決算認定について（提案説明） |
| 日程第 | 17 | 議案第56号 | 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（提案説明） |
| 日程第 | 18 | 報告第13号 | 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について |
| 日程第 | 19 | 報告第14号 | 令和2年度決大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比 |

率の報告について

日程第 20 報告第 15 号 令和 2 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づ
く資金不足比率の報告について

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） おはようございます。昨日の会議に引き続きご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいります。

よろしく申し上げます。

◎報告第10号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、報告第10号 継続費精算報告書についてを議題とします。

本件について報告を願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第10号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。継続費精算報告書について、令和2年度大多喜町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。令和2年度大多喜町一般会計継続費精算報告書。款2総務費、項1総務管理費、事業名、総合計画策定事業。この事業は、令和3年度から令和7年度の5年を計画期間とする大多喜町第3次総合計画後期基本計画を、令和元年度、令和2年度の2か年で実施したものでございます。表内の全体計画の年割額は、令和元年度418万円、令和2年度464万2,000円、合計882万2,000円。実額の支出済額は、全体計画額と同額で、財源が一般財源でございます。

次の款3民生費、項1社会福祉費、事業名、次期介護保険事業計画等策定事業。この事業は、令和3年度から令和5年度を計画期間とする次期介護保険事業計画等の策定を、令和元年度、令和2年度の2か年で実施したものでございます。表内の全体計画の年割額は、令和元年度112万2,000円、令和2年度356万4,000円、合計468万6,000円。実額の支出済額は、令和元年度110万円、令和2年度330万円、合計440万円。年割額と支出済額との差は、令和元年度2万2,000円、令和2年度26万4,000円、合計28万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。

次の款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、町道改良事業。この事業は、町道大中西線の道路改良工事で、平成30年度までの実施結果は、現場の状況から、令和元年度、令和 2 年度の実施について継続費を設定したものでございます。表内の全体計画の年割額は、令和元年度3,258万2,000円、令和 2 年度4,887万3,000円、合計8,145万5,000円。実額の支出済額は、令和元年度2,987万6,000円、令和 2 年度4,326万6,300円、合計7,314万2,300円。年割額と支出済額との差は、令和元年度270万6,000円、令和 2 年度560万6,700円、合計831万2,700円で、財源内訳の地方債は、道路整備事業債、その他は道路整備推進基金でございます。

以上で報告第10号 継続費精算報告書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第10号 継続費精算報告書についてを終わります。

◎報告第 1 1 号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第 2、報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告をお願いします。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第11号の説明をさせていただきます。

議案つづり 5 ページをお開きください。この報告は地方自治法第180条第 1 項の規定により、議会から町長の専決処分事項として指定されている災害対応業務として、台風10号に伴う大雨の災害対応に係る職員手当の歳入歳出予算の補正として、令和 3 年 8 月 6 日に専決処分をしたものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

報告第11号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

次のページをお開きください。令和 3 年度大多喜町一般会計補正予算（第 4 号）。令和 3 年度大多喜町一般会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,673万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出補正予算」による。

それでは次に、事項別明細書の 2、歳入及び 3、歳出により補正予算の説明をさせていただきますので、3枚めくって12、13ページをお開きください。

○議長（麻生 勇君） 財政課長、座って説明してください。

○財政課長（君塚恭夫君） 着座にて説明を続けさせていただきます。

12、13ページ、2、歳入、款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金、37万3,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお開きください。

3、歳出、款8消防費、項1消防費、目4災害対策費37万3,000円の増額補正は、災害対策本部の設置及び避難所開設など、災害対応業務に係る職員手当でございます。

以上で令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についての報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第11号専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第12号の上程、説明

○議長（麻生 勇君） 日程第3、報告第12号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。座って。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第12号の説明をさせていただきます。議案つづり27ページをお開きください。

この報告も先ほどの専決と同じく、台風10号の災害対応で、台風の大雨により被災した道路及び河川で早急に対応が必要な予算について、令和3年8月20日に専決したものでございます。

それでは本文に入らせていただきます。

報告第12号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

次のページをお開きください。令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）。令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,061万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは次に事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により説明をいたしますので、3枚め

くって34、35ページをお開きください。

2、歳入、款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金、388万4,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお願いします。

3、歳出、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費213万4,000円の増額補正は、町道横山芝崎線の路肩の陥没、町道葛藤京塚線のり面崩落の復旧工事でございます。目2河川災害復旧費175万円の増額補正は、護岸で崩落した小土呂地先の大久保川の河川災害復旧に係る測量調査でございます。

以上で令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についての報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで報告第11号 専決処分の報告についてを終わります。

◎同意第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第4、同意第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

それでは議案書の39ページをお願いいたします。同意第14号について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、江沢正明委員の任期が令和3年10月3日をもって満了することから、引き続き同氏を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会委員に選任しようとする方は、住所大多喜町西部田218番の1、氏名は江沢正明氏、生年月日、昭和29年11月14日生まれでございます。

江沢正明氏におかれましては、経験も豊富で、人格、識見ともに高く、税務の実情にも精通している方でありますので、ご同意くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから同意第14号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、第14号については同意することに決定いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第5、議案第44号 大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(麻生克美君) それでは、41ページをお開きください。議案第44号 大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

令和3年5月に公布されたデジタル改革関連法のうち、デジタル庁設置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴い、これらに影響する大多喜町個人情報保護条例についても一部改正の必要が生じたので、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例。大多喜町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第28条第4項第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条

第8号」に、「同条8号」を「同条第9号」に改める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

この「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める理由は、デジタル庁設置に伴い、番号法で規定する特定個人情報の提供を管理する情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたために改めるものでございます。

次の号ずれの改正につきましては、番号法に新たに1号追加されたことに伴いまして、本条例が引用している号に移動が生じるため、所要の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 質問させていただきます。今、デジタル庁の開設に伴ってこれ改正されるんだということで、デジタル庁は来年度から国のほうで施行されると思います。そうすると、今回これ条例の改正が出てきていますけれども、そのほかにも今後様々な条例改正とかが予定されているのか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

ずれちゃっているんじゃないの。

○総務課長（麻生克美君） それでは……

○議長（麻生 勇君） おかしいんじゃないの。

○5番（根本年生君） じゃ、いいですよ。すみません。様々な条例改正が出てくると考えていいんですか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 議員さんおっしゃるとおりでございます。この後、本町が制定しております個人情報保護条例、それ自体が全改正というような形になる予定でございます。

○議長（麻生 勇君） 困っちゃったな。どれだっけ。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第6、議案第45号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 議案第45号の説明をさせていただきます。43ページをお開きください。

○議長(麻生 勇君) 財政課長、着座で。

○財政課長(君塚恭夫君) 着座にて説明をさせていただきます。

令和3年度大多喜町一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,115万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,177万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」による。

(継続費)、第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)、第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

それでは第2表 継続費から順次ご説明させていただきますので、47ページをお開きください。

第2表 継続費。継続費の設定で、表内の事業を継続して複数年で実施しようとするものです。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名、一般事務費（総務管理費）、総額226万7,000円。年度及び年割額は令和3年度144万2,000円、令和4年度82万5,000円で、これは地方公務員法を改正する法律が令和3年6月11日に公布、令和5年4月1日に施行されることに伴う町の条例は規則等の整備を令和3年度、4年度の2か年で実施するため、継続費を設定するものでございます。

その下、事業名、文書管理事業、総額254万9,000円、年度及び年割額は、令和3年度144万9,000円、令和4年度110万円。これは個人情報保護法を改正する法律が令和3年5月19日に公布、令和5年4月1日に施行されることに伴う町の条例の見直しが必要となるため、令和3年度、4年度の2か年で見直しを実施するため、継続費を設定するものでございます。

第3表 繰越明許費。繰越明許費の設定で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款9 教育費、項5 保健体育費、事業名、公園整備事業3,300万円は、大多喜町B & G海洋センターテニスコート脇に公園を整備するもので、事業内容として、周辺の樹木の伐採、フェンスの改修、排水整備、遊具の設置などでございます。実施するに当たり新型コロナウイルス感染症の影響や台風などの思わぬ影響などから、遊具の設置について年度内の完了が困難となる場合が想定されますので、繰越明許費の設定をするものでございます。

第4表 地方債補正、変更。表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更がございません。起債の目的、道路整備事業債、限度額9,610万円を1億1,120万円に、1,510万円増額するものでございます。これは町道3か所のトンネルの修繕と歩道整備及び道路改良工事を充当するものでございます。

次の農林業施設整備事業債は、限度額420万円を650万円に230万円増額するもので、緊急自然災害防止対策事業債で、基幹農道川畑平沢線の測量業務へ充当するものでございます。

それでは次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

2枚めくって50、51ページをお開きください。2、歳入、款11地方交付税、項1 地方交付

税、目1 地方交付税560万4,000円の増額補正は、デマンド交通に係る特別交付税でございます。

款13分担金及び負担金、項1 負担金、目2 衛生費負担金1,499万8,000円の増額補正は斎場無相苑の屋根の防水工事等に係るいすみ市の負担金でございます。

款15国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金1,763万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。目3 衛生費国庫補助金64万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金でございます。目4 土木費国庫補助金561万円の増額補正は、トンネル修繕工事に対する道路局所管補助金でございます。目5 教育費国庫補助金132万円の増額補正は、GIGAスクール構想の推進に係る補助金で、GIGAスクールサポーター委託業務を対象とするものでございます。

款16県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金60万円の増額補正は、旅券窓口等の整備に対する補助金でございます。目4 農林水産業費県補助金852万7,000円の増額補正は、節13県単森林整備事業補助金の実施面積等の増による増額、節21産地整備支援事業補助金は、施設園芸就農者支援事業補助金でございます。

款19繰入金、項1 基金繰入金、目2 ふるさと基金繰入金5,317万4,000円の増額補正は、公園整備事業とふるさと納税事業の事務費に充当するものでございます。目3 公共施設整備基金繰入金1,898万3,000円の増額補正は、斎場無相苑、屋根の防水工事等に充当するものでございます。目8 環境基金繰入金10万4,000円の増額補正は、生ごみ処理機購入補助金へ充当するものでございます。

款20繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金8,656万3,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

款22町債、項1 町債、目3 土木債1,510万円の増額補正は、地方債の補正でも説明しましたが町道のトンネル修繕及び増田小土呂線の歩道整備、川畑下線の道路改良工事に充てるものでございます。目8 農林水産業債230万円の増額補正は、基幹農道川畑平沢線の測量業務に充てるものでございます。

次に歳出ですが、今回の補正予算では職員の人事異動に伴う増減がございますので、初めに給与費明細書で説明をさせていただきます。

差し替えさせていただいた給与費明細書をご覧ください。68、69ページをお願いします。1枚めくって給与費明細書、1、特別職の表、区分の欄、比較の項、報酬の1万8,000円の増は町有林管理委員会委員報酬でございます。右側のページ、共済費の4万9,000円の増額

は、地方公務員等共済組合法の短期給付に係る負担率の変更によるものでございます。

次のページをお開きください。

2、一般職の1号総括の表、区分の欄、比較の項は職員数6名、短時間勤務職員10名の増、報酬95万2,000円の増。給料977万9,000円の増、職員手当374万2,000円の増。共済費337万円の増で、合計1,784万3,000円の増額でございます。職員の退職、新規採用及び配置の変更などを含む人事異動と産休等による、会計年度任用職員の増などによる給与費、共済費の増でございます。職員手当はその下の表、職員手当の内訳のとおりで、時間外勤務手当は地域防災対策の災害時などの職員の時間外勤務手当の増額が主なもので、その他の手当については、人事異動及び対象者の変動等によるものでございます。共済費の増額は人事異動などに伴う増と、地方公務員等共済組合法の短期給付に係る負担率の変更によるものでございます。以降の表については説明を割愛させていただきます。

次に事項別明細書により歳出を説明させていただきますので、人件費に関する補正については一部説明を割愛させていただきますのでご了承くださるようお願いいたします。

それでは議案つづりに戻り、52、53ページをお開きください。3、歳出、款1議会費、項1議会費、目1議会費21万6,000円の増額補正は人事異動等に伴う人件費の増でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,868万の減額補正は人事異動等に伴う人件費の増減と、説明欄では一般事務費、総務管理費は、育児休業による会計年度任用職員の人件費と、第2表 継続費でも説明させていただいた地方公務員法の改正に伴う例規の整備、一般事務費、管財管理費の備品購入費は、机、いす、棚などの購入でございます。目2文書広報費144万9,000円の増額補正は、第2表 継続費で説明させていただいた個人情報保護法の改正に伴う例規の整備に係るものでございます。目5財産管理費744万円の増額補正は庁舎のエレベーターの修繕、本庁舎と中庁舎の自動ドアの改修工事、次のページをお開きください。説明欄の一番上になりますが、本庁舎と中庁舎の通路のウッドデッキの張り替え工事。町有林管理事業は、開催回数の増による町有林管理委員会委員報酬の増と、中央公民館裏の台風等により、電線などに被害を及ぼす影響のある樹木の伐採でございます。目6企画費1,069万8,000円の増額補正は、本年10月からのデマンド交通に係る委託料と、ふるさと納税のポータルサイト返礼品の見直しなど拡充するための委託料でございます。目8諸費1,657万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策で、防災用の備品として簡易寝袋や紙おむつなどの購入と、中央公民館、図書館のトイレの改修工事、電気設備工事は避難所15か所に発電機接続回路の設置工事でございます。介護保険事業還付費は令和2

年度の実績による県支出金の還付でございます。

項2 徴税費、目1 税務総務費112万3,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の増減でございます。目2 賦課徴収費33万円の増額補正は、徴収事務に係る記録保管用のファイル等消耗品の購入と、公用車車検時の整備費用、滞納者対応記録用のカメラなどの購入でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費301万6,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増と、次のページをお開きください。戸籍事務費は会計年度任用職員の人件費と事務用備品でございます。住民基本台帳ネットワークシステム事業のシステム改修委託料は、戸籍システムのクラウド化に伴うシステムの改修でございます。旅券事務費は、令和4年1月からの旅券事務開始に伴うものでございます。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費1万円の増額補正は、負担率の改正による共済費の増でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費320万2,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額のほか、社会福祉事務費の備品購入費は公用車の更新、国民健康保険特別会計繰出金は人事異動に伴う給与費等繰出金の減と、高額療養費システム改修の事務費繰出金の増でございます。目2 国民年金費32万8,000円の減額補正は人事異動に伴う人件費の増減でございます。目5 介護保険事業費30万3,000円の増額補正は人事異動に伴う介護保険特別会計繰出金の増額でございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、1万3,000円の増額補正は、負担率の改正による共済費の増でございます。目4 児童福祉施設費246万5,000円の増額補正は、次のページをお願いします。人事異動に伴う人件費の増減と、保育園管理運営事業は、つぐみの森保育園の電気設備工事、児童クラブ運営事業は、児童クラブつくし、西小学校の児童クラブの床の改修工事でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費310万1,000円の増額補正は人事異動に伴う人件費の増でございます。目2 予防費64万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外勤務手当と、予診票などの保存ファイルや接種に必要な消耗品でございます。目3 環境衛生費408万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増と実績の見込みによる、生ごみ処理容器等購入の補助金の増でございます。目5 火葬場費3,577万円の増額補正は、斎場無相苑の屋根の防水工事と火葬炉の改修工事でございます。

項2 清掃費、目1 清掃総務費320万4,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増と、

環境センター管理事業の解体撤去工事は、斎場無相苑の前にある格納庫の撤去工事でございます。次のページをお開きください。目2塵芥処理費133万9,000円の増額補正は、ペットボトル圧縮梱包機の修繕と蛍光管、電池及びコンクリートがらなどの処分でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費161万1,000円の増額補正は人事異動に伴う人件費の増でございます。目2農業総務費1,011万8,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増と、農業総務事務費の備品購入費は、公用車の更新でございます。目3農業振興費1,137万5,000円の増額補正は、産地整備支援事業補助金で、事業費の4分の1の県の補助事業に対し、町が10分の1を上乗せして施設園芸事業者へ支援するものでございます。目5農地費231万円の増額補正は、基幹農道川畑平沢線の、のり面改修工事の測量でございます。目6農業施設費1,038万5,000円の増額補正は各施設の修繕と改修で、集落センター及び農村コミュニティーセンターの修繕は、防火設備の誘導灯の修繕、農村コミュニティーセンターの備品購入はガス給湯器の更新、都市交流センター管理事業の改修工事は、外壁等の塗装、防水処理、樋などの改修でございます。

項2林業費、目1林業総務費、6万6,000円の増額補正は、負担率の改正による共済費の増とチェーンソーの購入でございます。目2林業振興費40万2,000円の増額補正は、県単森林整備事業の竹林整備の実施面積、木材等の搬出量の増加によるものでございます。

次のページをお開きください。款6商工費、項1商工費、目1商工総務費2,017万2,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増でございます。目3観光費243万3,000円の増額補正は、観光施設管理事業の修繕料は、城下駐車場公衆トイレの浄化槽ブローアの修繕、大多喜駅前の公衆トイレの排水管の修繕、栗又町営駐車場公衆トイレのベビーチェアの修繕。公有財産購入費は、養老溪谷観光センター周辺用地の購入でございます。観光センター管理運営事業の消耗品費は、施設で使用する手洗いの消耗品など。修繕料は観光センター入り口の照明の修繕でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費191万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減と、備品購入費は公用車の更新でございます。目2登記費5万8,000円の増額補正は人事異動に伴う職員手当及び共済費の増でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費1,705万2,000円の増額補正は、説明欄記載の各工事で、排水整備工事は町道葛藤上之代線の葛藤地先と平沢区の町道尾無線、舗装打換工事は町道中野大多喜線の紙敷地先。のり面修繕工事は、町道大戸石神線の大戸地先。トンネル修繕工事は町道中野大多喜線の方丈谷トンネル、町道宇野辺当月川線の宇野辺トンネル、町道葛藤筒

森線の共栄トンネル、3か所のトンネルの修繕工事でございます。目2道路新設改良工事1,273万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額と、町道増田小土呂線の歩道整備工事、町道川畑下線の道路改良工事及び工事に伴う電柱移転補償でございます。目3交通安全対策費552万2,000円の増額補正は、町道中野大多喜線、中野地先、つぐみの森保育園の入り口付近の滑り止めの舗装などでございます。

次のページをお開きください。右のページの一番上、区画線工事は、町道中野大多喜線の中央公民館の海洋センター入り口付近と、町道増田小土呂線と町道森宮田代線の交差点付近及び、町道田代越口線の田代地先の交差点に区画線を設置するものでございます。

項4住宅費、目1住宅管理費54万5,000円の増額補正は、新丁団地7号の修繕工事でございます。

款8消防費、項1消防費、目4災害対策費109万2,000円の増額補正は、災害対策に係る職員の時間外勤務手当などでございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費235万3,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増減と、教育委員会事務事業の人材派遣業務委託料は、GIGAスクール構想推進のため整備したICT機器等活用のため、国の補助を受け、専門家の支援を受けるものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費33万7,000円の増額補正は、小学校2校の消火器の更新と西小学校の図書室などのカーテンを新しくするものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費45万2,000円の増額補正は、消火器の更新及び図書室のエアコンの修繕でございます。

項4社会教育費、目1社会教育総務費95万9,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増でございます。次のページをお開きください。目2公民館費16万5,000円の増額補正は、中央公民館2階会議室の雨漏りの調査に係るものでございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費2万6,000円の増額補正は、負担率の改正による共済費の増でございます。目2体育施設費5,007万9,000円の増額補正は、海洋センター野球場駐車場の区画線工事と、テニスコート脇の公園を整備するもので、整備に必要な立木の伐採と排水整備、遊具と手洗い場の設置、及び安全に利用していただくため、周囲にフェンスを新設するものでございます。目3学校給食費95万8,000円の減額補正は人事異動に伴う人件費の減でございます。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費1,263万9,000円

の増額補正は、町道天王釈迦堂線の道路決壊の測量、町道葛藤筒森線、町道葛藤向坂線、町道久半谷線の復旧工事でございます。

以上で議案第45号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

なお、11時から、11時0分から再開いたします。

よろしく申し上げます。

(午前10時46分)

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長（麻生 勇君） 議案第45号、提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ページが55ページ目。役場庁舎ウッドデッキ張替工事というのは、その材質はそっくり返っちゃったところのウッドデッキのところですか。今まであれはプラスチックみたいな模造の、木に似せられた、材質が、あれはプラスチックですか。今度はどのような材質を使うのか、それをちょっとお聞きします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 場所につきましては議員さんおっしゃるとおり、中庁舎、本庁舎をつなぐところのウッドデッキでございます。今まで擬木という形で、この年数を経まして、あのような状態で反っていております。

今後、各業者等の提案等を、またそれらを総合的に勘案しながら、擬木がいいのか、また間伐材という形など、本当の生木のほうがいいのか、そういうところを検討しながら工事のほうを進めたいという考えでおります。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ページ67ページの公園整備事業の件についてお聞きします。

もう少し具体的に排水整備工事とか、どこをやるのか。それはいいか。すみません、あそこはまだ海洋センターがちょっと使えなかったりして、どういった状況で使っていたりとか、あとイベントの際に何か駐車場等で使っていた場所だと思うんですけども、出来上がった後の管理体制はどのようになるのか。

今、一番大きい公園として城見ヶ丘の中に、一角にかなり大きいところの公園があるというのは、そこは簡単な遊具が置いてある、あとは芝生が大部分でしょうけれども、ああいったものをイメージしていたんですけども、多少違うような感じを受けます。どのようなものを考えているのか、具体的に教えていただけると。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問に、まず企画課のほうからお答えさせていただきます。今回公園整備ということで、企画課のほうから遊具の設置について提案させていただきましたので、その経過等について説明させていただきます。

公園の整備については第3次総合計画後期基本計画においても、憩い場の提供や景観の形成、交流人口の拡大など、様々な役割を担っているということで、小さい子供が遊べる公園が欲しいという、これまでもそういった要望も多くて、子供が遊べる公園などの整備を進めることが課題でありました。

また、これまでの議会の中でもお話が出ていたと思いますけれども、若い人たちが住みやすい環境づくりの一つとして、家族が遊びにいけるような公園、そういったものを造って、若い子育て世代の方が、町内の移住定住に向けての選択肢に入るのではないかとということで考えて提案させていただきました。

提案に当たっては、今、根本議員さんのおっしゃったテニスコート脇の場所になっているわけですが、これまで安全対策というのが課題でありましたフェンスのほうの改修も併せて、今回大型遊具、多目的な大型遊具の設置を計画させていただいております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、大変すばらしいものを造ってくれて、子育ての方々に利用していただければと思いますけれども、遊具というと各区にも小さいながら遊び場があると思います。それは区で管理、もともとはどこが、町で造ってくれたのか、区では造れないと思うんですけども、各区に小さいながら遊具の置場が、遊び場があると思うんですけれ

ども、その辺は今後、各区でも非常にその管理について困っているところがあるんですけども、その辺の遊び場は今後どうなってしまうのかと、今後新しく造った場合に、安全管理については、管理時間を決めて営業、開園する時間を決めるなり、万が一遊具の事故というのは、新聞報道等でされることがあります。何か事故が起きたとか。その管理体制とか、その辺は十分配慮して、こういった形で管理をやっていくのか、教えてください。

○議長（麻生 勇君） 根本君、何の質問したらいいんだろう。

○5番（根本年生君） 出来上がった後の管理体制。新聞報道なんかでも、事故は、遊具の事故というのは発表されることがあると思いますので、一番いけないのは事故があったとき非常に困ると思うんですけども、事故がないように当然やるんでしょうけれども、その辺の管理体制、出来上がったものを、どのように考えているのかというのを教えていただければ。

○議長（麻生 勇君） これ、新しいところの質問でしょう。

○5番（根本年生君） 新しいところ。

○議長（麻生 勇君） 今のね。地区の話じゃないよね。

○5番（根本年生君） ええ、新しいところです。

○議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 新しい公園のほうの管理という話なんですけれども、そもそもテニスコートの脇ということで、実は、私は教育的な考えのほうから、例えば幼児教育、その中で遊べる体験活動から、そして読書の場で、そういう意味で、まず場所として、非常にB&Gのほうの管理体制の職員から見られる、目視できる場所に。そういった総合的なことを考えて、B&Gのほうの職員が常に目視できる。当初、裏のほうの多目的も考えたんですが、非常に管理とすれば、非常に不審者等の対応もあるので、無論、目視できる場所に設置をお願いしております。

です。今後については、職員がいる時間帯ですか、そこら辺の管理の時間になると思いますけれども、町内で、コロナの中で非常に小さなお子さんが外に出られない。特に、本町では抑えてきたんですが、周りに非常に感染者が多いということで、町外に出られない。そういった中で、町内でそういう、一堂に集まって、なおかつ遊んだ後に図書館で幼児コーナーで本を読んでいただくとか。あるいは幼児コーナーで本を読んだ後、遊具で遊んでいたとか。あるいは多目で思い切り動いていただくとか、そういった総合的な教育の観点からそこに設置をお願いしております。

なおかつ、管理については、B&Gのほうの職員が目視できる範囲で管理できますので、

細かな規定については、また細かいところについては今後検討していきたいと思いますが、基本的には教育委員会のほうのB&Gのほうの職員で、と思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

私はそういう遊具を造ること自体に反対しているわけではございません。その辺の管理が、中央公民館のほうで管理するのかなと。中央公民館か海洋センターか分かりませんが、私が見る限り、職員数も限られていますし、いろんなもので多種多忙になってきています。遊び場ということになると、やっぱり子供たちが遊ぶということになると、それなりの管理をしなくちゃいけないということで考えておまして、今の体制で十分な管理ができるのか、もっと管理するならば職員数を増やすとか、安全管理には十分努めてもらいたいと思いますので発言していますけれども、今の体制で十分管理ができるということによろしいですか。

○議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） それぞれの配置まで、それぞれ注意していただいてありがとうございます。

今後のことについては、現体制でもできると思いますけれども、そこら辺も含めて、今後、管理の在り方等について検討してまいりたいと思います。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ページが62、63でございます。観光費の中で先ほどトイレの改修ということがありましたけれども、せんだって私もちょっと用を足しに、忠勝公園のトイレ、久しぶりに行って見てきたんですけれども。やはり昔の和式だと、私も身体障害者で、なかなかその辺の洋式に変えるというあれは、忠勝公園なんかは入っていない。

○議長（麻生 勇君） 申し訳ないけれども、沿って質問してほしいんですけども、この中に、ほかに。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 61ページの基幹農道の整備事業についてなんですけど、のり面の改修工事ということで231万ですか、改修工事の測量委託ですか、設計委託。これはどの辺の場所なのか、ちょっと場所を教えてください。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 基幹農道の川畑平沢線の橋沢トンネルの出口付近、平沢ダム周辺になるかと思いますが、ここは地形が谷津状になっておりまして、降雨が集中される構造となっております。以前、小規模な土石流のような被害が発生しておりまして、一時通行止めとなった場所であります。今後も繰り返されることが予想されますので、そちらの改良に向けて、設計を進めるための現況調査の測量になります。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ページ63ページ、土木費のほうで、町道維持管理事業、のり面修繕工事なんですけれども、これ大戸石神ということなんですけれども、場所的にどこかと教えていただきたいんですけれども。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ページ63ページ、道路維持管理事業の、のり面修繕工事。こちらですけれども、ちょうど大戸石神線の下川橋がございますね。下川橋の石神側のたもと、ここですけれども、道路がかなりやせていて、ガードレールがかなり浮いているところがございます。そこのところののり面の修繕工事をやりたいというふうに考えております。

○11番（吉野一男君） 分かりました。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） なしと、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第45号は、原案どおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第7、議案第46号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

座っていていいですよ。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、着座のまま説明させていただきます。

議案第46号の説明をさせていただきます。議案つづり、81ページをお開きください。令和3年度、大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,534万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正による」。

詳細につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、86、87ページをお開きください。

初めに歳入でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金76万9,000円の減額補正は、職員給与等繰入金を財源とする国民健康保険関係職員人件費及び国民健康保険事務費の各事業におきまして、事業費の補正が必要となったため減額しようとするものでございます。

次に、款6項の1繰越金、目2その他繰越金3万9,000円の増額補正は、特定健康診査等事業費の増額が必要となったため、その財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出でございます。88、89ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費76万9,000円の減額補正でございますが、隣のページの説明欄をご覧ください。国民健康保険関係職員人件費96万7,000円の減額と、国民健康保険事務費の19万8,000円の増額によるもので、国民健康保険関係職員人件費の減額は人事異動に伴う職員給与等の減額。国民健康保険事務費の増額は、高額療養費の支給申請手続の簡素化を図

るためのシステム改修委託料に係るものでございます。

次に、款5保健事業費、項2、目1特定健康診査等事業費3万9,000円の増額補正は、特定健診等データ管理システムで使用しているADSL回線のサービスが終了となるため、ADSL回線から光回線に切り替えるための手数料を計上しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第8、議案第47号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

座っていて。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは着座にて説明をさせていただきます。

議案第47号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,046万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,309万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書によりご説明いたします。106、107ページをお開きください。

まず歳入からご説明いたします。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金242万7,000円の増額補正は、過年度分の介護給付費国庫負担金精算に伴う追加交付による増額でございます。款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金30万3,000円の増額補正は、職員人件費の増に伴う一般会計繰入金の増額でございます。款9項1目1繰越金773万3,000円の増額補正は、令和2年度分の負担金等の精算によって、返還額等確定に伴う繰越金の増額でございます。

歳入については以上でございます。

次に歳出についてご説明いたします。次のページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費26万9,000円の増額補正は、職員人件費増に伴う増額でございます。款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費、目2包括的支援事業3万4,000円の増額補正は、包括支援センター職員人件費の増によるものでございます。款4諸支出金、項1償還金及び還付金、目1償還金及び還付金773万3,000円の増額補正は、令和2年度分の負担金等の精算に伴う国県支払基金への返還金でございます。款6基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金242万7,000円の増額補正は、前年度分の負担金等の精算に伴い、支払基金からの追加交付分を基金に積み立てるものであります。

以上で令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第9、議案第48号 令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 議案第48号 令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

○議長（麻生 勇君） 座って説明してください。

○環境水道課長（和泉陽一君） 議長のお許しをいただきましたので、着座にてご説明させていただきます。

議案つづり121ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う人件費の増減、漏水修繕箇所増に伴う舗装復旧工事の増額によるものが主な理由です。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）、第1条、令和3年度大多喜町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用ですが、123万4,000円を増額し、補正後の営業費用の総額を4億5,113万7,000円とするものです。

資本的収入及び支出、第3条、次のページをお開きください。支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費ですが、112万円を増額し、建設改良費の総額を3億9,202万円とするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を7,208万7,000円から7,166万2,000円に改めるものです。

詳細につきましては、134ページからの水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明いたします。

134ページをお開きください。支出ですが、目1原水及び浄水費、補正予定額16万5,000円を増額補正は、人事異動による職員人件費の増。目2配水及び給水費、補正予定額193万7,000円を増額補正は、人事異動による職員人件費の増、漏水修繕工事増に伴う路面復旧費の増。目3総係費、補正予定額86万8,000円の減額補正は、人事異動による職員人件費の減額になります。

続きまして136ページをお開きください。資本的収入及び支出ですが、目3配水施設費、補正予定額112万円の増額補正は人事異動による人件費の増及び、平塚加圧所地先排水路境界確定に伴う用地測量の委託料です。

以上で議案第48号 令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第10、議案第49号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(木島丈佳君) 議案第49号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)についてご説明をさせていただきます。

139ページをお開きください。本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

この補正予算は、介護報酬の再請求について、再請求を行った際に変更が生じた修正益、修正損の増額、会計年度任用職員の勤務日数の増などに伴う人件費の増額によるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)。第1条、令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款特別養護老人ホーム事業収益、第3項特別利益ですが、36万3,000円を増額し、補正後の特別利益の総額を739万5,000円とするものでございます。

支出。第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用でございしますが、126万円を増額し、補正後の営業費用の総額を2億8,788万1,000円とし、第3項特別損失ですが、39万2,000円増額し、補正後の特別損失の総額を78万4,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を2億1,487万9,000円から、2億1,613万9,000円に改めるものでございます。

詳細につきましては、特別養護老人ホーム事業会計補正予算、積算基礎資料によりご説明をさせていただきますので、152ページ、153ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、項3特別利益、目1過年度損益修正益、補正予定額36万3,000円の増額補正でございますが、介護報酬の再請求を行った際に、県外に住所を有する利用者の方について、通常処理に要する期間より1か月多く、事務処理期間を要したため、当初の見込みと比べて毎月の受払額に変更が生じたことなどによる増額となります。

収益的収入及び支出の支出でございますが、項1営業費用、目4施設介護事業費、補正予定額126万円の増額補正は、会計年度任用職員の出勤日数の増及び時間外勤務手当の増などによる増額となります。

項3特別損失、目1過年度損益修正損、補正予定額39万2,000円の増額補正でございますが、先ほど歳入の過年度損益修正益でご説明させていただきましたとおり、県外に住所を有する利用者の方の再請求について1か月多く事務処理期間を要したため、当初の見込みと比べて変更が生じたことによる増額となります。

141ページから151ページまでの給与費明細書等は記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号～議案第56号、報告第13号～報告第15号の一括上

程、説明

○議長(麻生 勇君) 日程第11、議案第50号 令和2年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、議案第56号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホームの事業会計決算認定について及び、日程第18、報告第13号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから日程第20、報告第15号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。

なお、決算認定につきましては日程にお示ししたとおり、本日は、各会計決算の提案説明までとします。

これより順次説明及び報告をお願いします。

なお、説明については着席について説明することをお許しします。

最初に提案第50号 令和2年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを説明願います。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明をさせていただきます。

議案第50号 令和2年度大多喜町一般会計歳入歳出決算について、財政課及び会計室から説明をさせていただきます。

初めに財政課から、令和2年度主要施策の成果説明書について説明をさせていただきますので、主要施策の成果説明書の2ページ、一般会計歳入歳出総括表をお開きください。

まず左側の歳入の状況ですが、一番下の欄、歳入の合計では決算額67億6,101万2,000円。前年度14億1,514万9,000円の増、対前年度比26.5%の増でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策関連の特別定額給付金や臨時交付金が主な要因でございます。

区分ごとに見ますと、10、地方特例交付金2,271万5,000円の減、これは令和元年度には保

育料の無償化による子ども・子育て支援臨時交付金があり、2年度にはなくなったためによる減額。11、地方交付税1億3,108万6,000円の増は、新規算定項目として地域社会再生事業費が加わったことが主な要因でございます。15、国庫支出金11億7,369万7,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金及び臨時交付金が主な要因でございます。16、県支出金2億213万円の増は、令和元年度に被災した農業施設、ため池の災害復旧と地籍調査事業を元年度から繰り越した分、それと2年度の事業量の増が主なものでございます。19、繰入金1億359万8,000円の減は、元年度は財政調整基金1億7,550万円の繰入れをしましたが2年度は、繰入れをしなかったことによる減が主なものでございます。

次に右側の歳出の状況でございますが、前年度との性質別での比較の増減の主なものとして、1、人件費1億4,932万4,000円の増、これは会計年度任用職員制度の開始によるもの。2、扶助費3,282万2,000円の減は、保育園の臨時職員賃金が会計年度任用職員制度により人件費に移ったことによるものでございます。4、物件費2億1,824万5,000円の増は、歳入で説明しました地籍調査事業の増と、新型コロナウイルス感染症対策などによるものでございます。6、補助費等9億6,744万9,000円の増は、新型コロナウイルス対策の特別定額給付金によるもの。8、積立金1億5,854万3,000円の減は、元年度はふるさと基金のほかに庁舎管理基金や公共施設整備基金への積立てを行いました。2年度はそれらの特目基金への積立てをしなかったことによる減額。11、災害復旧事業費9,025万1,000円の増は、令和元年度の台風等による災害復旧としての農業施設や町道の復旧作業によるものでございます。

歳出の合計で、対前年度12億2,069万3,000円の増、対前年度比24パーセントの増でございます。

次の3ページをご覧ください。この表は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する比率を算出したもので、比率の推移は前年度との比較のため、5年度分の比率を記載してあります。表に記載のとおり、町の財政健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でございます。各比率については、別途令和2年度決算に基づく健全化判断比率としてご報告をさせていただきます。

次の4ページからは、各会計での予算科目ごとの主要施策の成果説明でございますが、決算書の説明と重複いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

決算書につきましては、地方自治法の規定により会計管理者が調整いたしましたので、会計室長から説明をいたします。

財政課の説明は以上です。

○議長（麻生 勇君） 説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午前11時42分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（麻生 勇君） 議案第50号の提案説明を続けます。

会計室長から説明をお願いします。

会計室長。

○会計室長（多賀由紀夫君） それでは、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、決算書の内容につきまして会計室から説明をさせていただきます。

初めに、財産に関する調書について説明させていただきますので、決算書272、273ページをお願いします。

財産に関する調書については、決算年度中に増減のあった主なものについて説明させていただきます。

1項公有財産、1号土地及び建物、区分で本庁舎土地の欄の決算年度中増減高536平方メートルにつきましては、旧農協倉庫の土地の購入、次に、区分で公共用財産、その他の施設1,303平方メートルは、観光施設事業用地及び面白峡遊歩道整備事業用地の購入に伴う増でございませぬ。

次に、建物、木造の欄の公共用財産、その他の施設の決算年度中増減高11平方メートルでございませぬが、商い資料館の増築による増でございませぬ。

次の2号山林の面積については、増減はございませぬ。

立木の推定蓄積量については、所有林で決算年度中増減高840立方メートル、分収林で9立方メートルの増でございませぬ。

274、275ページをお願いします。

3号無体財産権の決算年度中の増減高の1件は、「喜びの、おひざもと。」の商標権でございませぬ。4号有価証券、5号出資による権利については、決算年度中の増減はございませぬ。

次の2項物品につきましては、記載のとおり増減でございませぬが、276ページをお願い

します。下から4行目の防災備蓄倉庫の決算年度中増減高4か所につきましては、大多喜高校、大多喜中学校、農村コミュニティーセンター、味の研修館になります。

277ページの3項基金につきましては、会計別に記載してあります。1号一般会計について、予算額に基づき増減しておりますが、主なものとしては、表の上から5行目の定住化基金は826万7,000円、また、下から8行目の森林環境譲与税基金は、627万4,000円の積立てをしております。

一般会計24基金の合計は9,243万5,000円の減で、決算年度末現在高は24億9,514万6,000円でございます。

次の278ページをお願いします。

2号鉄道経営対策事業基金特別会計から3号国民健康保険特別会計、4号介護保険特別会計の基金は、記載のと通りの増減となります。

以上の28基金の合計では、1億200万1,000円の減で、決算年度末現在高は31億1,408万6,000円でございます。

次に、一般会計歳入歳出決算について、事項別明細書によりご説明させていただきますので、決算書の18、19ページをお願いします。

歳入につきましては、科目と、右側ページの収入済額、不納欠損額及び収入未済額を中心に説明させていただきます。

初めに、款1町税でございますが、対前年度879万3,000円減の収入済額11億5,206万7,546円、不納欠損額につきましては、個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の合計で748万9,827円、収入未済額につきましては8,342万9,313円でございます。

款2地方譲与税は、対前年度362万円の増、収入済額6,778万4,000円でございます。

20、21ページをお願いします。

款3利子割交付金は、対前年度3万8,000円増の収入済額64万2,000円。

款4配当割交付金は、対前年度35万6,000円減の収入済額384万1,000円。

款5株式等譲渡所得割交付金は、対前年度190万9,000円増の収入済額465万6,000円。

款6法人事業税交付金は、令和2年度からの交付金で、収入済額468万2,000円。

款7地方消費税交付金は、対前年度3,736万9,000円増の収入済額2億2,658万7,000円。

款8ゴルフ場利用税交付金は、対前年度301万円減の収入済額9,173万7,901円。

款9環境性能割交付金は、対前年度385万7,000円増の収入済額756万6,000円。

款10地方特例交付金は、対前年度2,271万5,000円減の収入済額821万4,000円でございます。

22、23ページをお願いします。

款11地方交付税につきましては、対前年度1億3,108万6,000円増の収入済額18億2,565万6,000円。

款12交通安全対策特別交付金は、対前年度33万2,000円増の収入済額189万7,000円。

款13分担金及び負担金は、対前年度1,602万7,000円減の収入済額5,874万4,391円、収入未済額は学校給食費負担金等の187万1,409円でございます。

24、25ページをお願いします。

款14使用料及び手数料は、対前年度232万2,000円減の収入済額8,703万8,490円、収入未済額は、住宅使用料等の104万540円でございます。

28、29ページをお願いします。

款15国庫支出金は、各種事業における国の負担金補助及び交付金で、対前年度11億7,369万7,000円増の収入済額14億9,425万8,678円でございます。

32、33ページをお願いします。

款16県支出金の各事業における県の負担金及び補助金で、対前年度2億213万円増の収入済額5億4,101万2,573円でございます。

42、43ページをお願いします。

下段になりますが、款17財産収入は、町有財産及び光ファイバーケーブル貸付収入、城見ヶ丘団地売払い収入等で、対前年度1,308万5,000円の減の収入済額5,382万7,648円、収入未済額は横山宮原住宅貸付収入等の4万9,960円でございます。

44、45ページをお願いします。

款18寄附金は、対前年度1,243万円減の収入済額1億1,698万7,000円、指定寄附金ではふるさと納税が1億1,661万7,000円でございます。

款19繰入金は、対前年度1億359万8,000円減の収入済額2億3,023万8,885円の基金からの繰入金でございます。

46、47ページをお願いします。

下段になりますが、款20繰越金は、前年度繰越金及び繰越明許分等で、対前年度2,232万7,000円減の収入済額2億6,634万6,022円でございます。

48、49ページをお願いします。

款21諸収入は、対前年度4,759万円増の収入済額1億2,132万7,621円、収入未済額は町内住宅修繕負担金等の16万8,116円でございます。

52、53ページをお願いします。

下段になりますが、款22町債は、道路整備事業債等で、対前年度2,620万円増の収入済額3億9,590万円でございます。

54、55ページをお願いします。

以上、歳入合計は、予算現額70億5,646万2,000円、調定額68億5,506万920円、収入済額67億6,101万1,755円、不納欠損額748万9,827円、収入未済額8,655万9,338円でございます。

続きまして、一般会計の歳出決算の説明をさせていただきますので、56、57ページをお願いします。

歳出につきましては、款または項の支出済額及び主要な事務概要を中心に説明をさせていただきます。

初めに、款1議会費、項1議会費の支出済額は7,730万8,292円、町議会議員と事務局職員の人件費、議会運営に要する事務的経費、会議録作成委託料、政務活動費補助金等でございます。

款2総務費の支出済額は21億358万4,870円、翌年度繰越額の繰越明許費は2億6,031万5,000円でございます。項1総務管理費につきましては19億3,838万9,374円、主なものにつきましては特別職及び職員の人件費、59ページをお願いします。中段の一般事務費の報償費は、行政連絡員への報償費、また委託料では宿直業務委託料等でございます。

63ページをお願いします。

中段の広報おたき発行事業は、広報おたきの発行に伴う印刷製本費等の経費でございます。

65ページをお願いします。

中段の公有財産管理事業では、主に町所有建物及び公用車の保険料、各種保守委託料、また工事請負費は旧薬草園作業棟、屋根ふき替え工事等でございます。

次、67ページをお願いします。

庁舎管理費は、庁舎の維持管理に伴う経費等でございます。

下段になりますが、町有林管理事業は、町有林保育管理を千葉県森林組合北部支部への委託経費でございます。

企画事務費では、次の69ページをお願いします。負担金補助及び交付金では、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金等でございます。

下段の地域おこし協力隊事業では、会計年度任用職員報酬や、次の71ページをお願いします。

す。車両及び住居借上料、また研修会等への参加負担金でございます。

下段の地域公共交通対策事業の委託料は、次の73ページをお願いします。デマンド型地域交通運行业務及び探勝臨時バス運行业務委託料でございます。負担金補助及び交付金では、地方バス路線維持助成金、いすみ鉄道基盤維持費補助金及びいすみ鉄道経営支援補助金等でございます。公共交通政策事業は、品川行き高速バス運行補助金等でございます。

ふるさと納税事業の報償費は、ふるさと納税返礼品代等でございます。

75ページをお願いします。

ふるさと基金積立事業では、ふるさと基金への積立金でございます。総合計画策定事業では、総合開発審議会委員報酬及び第3次総合計画後期基本計画策定業務委託料でございます。77ページをお願いします。

下段になりますが、外国人技能実習生受入れ事業の経費といたしまして、特別養護老人ホーム特別会計への操出金でございます。特別定額給付金事業では、次の79ページをお願いします。事業に係る経費と負担金補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、1人10万円の特別定額給付金でございます。

次の新型コロナウイルス感染症緊急対策、感染拡大防止対策の消耗品では、主に避難所での間仕切り、段ボールベッド、議員席用アクリルパーティション、手指消毒用アルコール、マスク等で、委託料の設計業務委託料は、放課後児童クラブ建設工事設計業務、また備品購入費は防災備蓄倉庫、災害時用簡易トイレ、投票用紙自動交付機、サーモグラフィカメラ等でございます。また、負担金補助及び交付金は、国保国吉病院の新型コロナウイルス検査体制整備及び感染症病床確保支援に係る負担金でございます。

その下の新型コロナウイルス感染症緊急対策、雇用対策では、次の81ページをお願いします。負担金補助及び交付金の飲食店等に対する感染拡大防止協力金、事業継続特別給付金、またバス事業者に対する公共交通事業者継続支援金等でございます。

次の新型コロナウイルス感染症緊急対策、生活対策の報償費は、赤ちゃん応援臨時交付金でございます。

次の新型コロナウイルス感染症緊急対策、経済対策の報償費は、地域通貨利用協力金や応援フェスティバルクーポン券精算分等で、委託料の設計業務委託は、都市交流センター、加工所改修工事設計業務、また備品購入費は地域通貨加盟店用アプリ用スマートフォンなどでございます。

82、83ページをお願いします。

項2 徴税費の支出済額は、8,101万41円。主なものとしたしまして、職員の人件費、税務総務事務費の負担金補助及び交付金は、関係団体への負担金や補助金、賦課事務費は、次の85ページをお願いします。委託料では基幹系システム大量一括処理委託料、下段の地図情報システム管理事業では、地図情報データ修正委託料等でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費の支出済額は5,146万5,698円。主なものは、職員の人件費、87ページをお願いします。各出張所の会計年度任用職員報酬、委託料は、戸籍システムの保守料等でございます。その下の住民基本台帳ネットワークシステム事業の維持管理経費等でございます。

項4 選挙費の支出済額は2,112万8,958円。主なものは選挙管理委員会事務費、次の89ページをお願いします。千葉県知事選挙及び、下段の大多喜町議会議員選挙の経費でございます。90、91ページをお願いします。

項5 統計調査費の支出済額は1,124万8,539円。主なものは、職員の人件費、下段になりますが、学校基本調査費、工業統計調査費、93ページをお願いします。農林業センサス国勢調査費等の各種統計調査の経費でございます。

項6 監査委員費の支出済額は34万2,260円。監査委員の報酬等でございます。

款3 民生費の支出済額は12億3,065万7,796円。翌年度繰越額の繰越明許費は49万5,000円でございます。

項1 社会福祉費の支出済額は8億3,043万6,021円。主なものは、次の95ページをお願いします。職員の人件費及び事務費、中段の社会福祉関係団体助成事業では、関係団体への負担金や補助金でございます。

障害者福祉事業では、次の97ページをお願いします。

委託料の障害者計画等作成業務委託、扶助費としては介護給付費、民生委員活動事業では、民生委員活動費としての報償費等でございます。

下段の国民健康保険特別会計操出金は、国保会計への基盤安定負担金等の操出金でございます。

99ページをお願いします。

中段になりますが、高齢者在宅生活支援事業では、外出支援サービス委託料等でございます。

101ページをお願いします。

中段の介護保険特別会計への操出金や、次期介護保険事業計画等策定業務の委託料等でご

ざいます。

103ページをお願いします。

後期高齢者医療対策事業では、後期高齢者医療広域連合への負担金、後期高齢者医療特別会計への操出金でございます。

項2 児童福祉費の支出済額は4億22万1,775円。主なものは職員の人件費、子ども医療対策事業で支給される医療費の扶助費、その下は子育て世代へ支給される臨時特別給付金でございます。

児童手当支給事業では、次の105ページをお願いします。上段の扶助費は児童手当の支給でございます。中段の保育園管理運営事業では、両保育園の会計年度任用職員報酬、また施設の維持管理経費、次の107ページをお願いします。上段の園児の送迎バス委託料、備品購入費は調理器具等の購入でございます。

児童クラブ運営事業は、会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費、次の109ページをお願いします。地域子育て支援センター運営事業は、会計年度任用職員報酬等の経費でございます。

款4 衛生費の支出済額は4億7,771万1,464円。翌年度繰越額の繰越明許費は5,364万6,000円でございます。

項1 保健衛生費の支出済額は2億2,837万2,335円。主なものは、職員の人件費、保健衛生事務費は負担金補助及び交付金で、国保国吉病院への負担金、次の111ページをお願いします。各種健康診査、予防接種及び健康増進事業に係る経費等でございます。

113ページをお願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチン接種体制に係る経費及び人材派遣業務委託料などがございます。

環境衛生事務費の負担金補助及び交付金は、夷隅環境衛生組合の負担金、次の115ページをお願いします。中段の合併処理浄化槽設置事業では、浄化槽設置整備事業補助金、また面白峡発電所管理運営事業では、経費及び環境基金の積立金でございます。

117ページをお願いします。

中段の斎場無相苑管理運営事業は、施設の維持管理経費及び火葬炉運転業務委託料等がございます。

118、119ページをお願いします。

項2 清掃費の支出済額は1億7,933万9,129円。主なものは、職員の人件費、会計年度任用

職員報酬等でございます。

121ページをお願いします。

環境センター運営事業ではごみ収集委託料、粗大ごみ処理委託料、小型家電運搬処理委託料等で、負担金補助及び交付金では、いすみクリーンセンター塵芥処理負担金でございます。

項3上水道費の支出済額は7,000万円。水道企業会計に対する上水道高料金対策補助金でございます。

款5農林水産業費の支出済額は2億6,295万5,374円。翌年度繰越額の繰越明許費は571万3,000円でございます。

項1農業費の支出済額は2億445万7,777円。主なものは、職員の人件費、農業委員会委員の事業として、次123ページをお願いします。農地利用最適化推進委員、農業委員会委員への報酬でございます。中段の農業総務事務費の報償費は、農家組合長への報償費等の経費でございます。

下段の農業振興事業では、会計年度任用職員報酬、次の125ページをお願いします。委託料は養老溪谷観光センターの指定管理委託料、工事請負費は養老溪谷観光センターの施設工事、負担金補助及び交付金は農業畜産各団体への負担金や補助金でございます。農業振興事業繰越明許の負担金補助及び交付金は、令和2年度大多喜町経営体育成支援事業補助金でございます。

127ページをお願いします。

鉦毒ダム対策事業は、平沢ダムの維持管理等の経費、その下の基幹農道整備事業の調査設計業務委託料は、農道施設点検及び農道保全対策計画の策定と、農道橋耐震化対策整備計画策定業務でございます。土地改良関係団体事業では、委託料としてため池ハザードマップ作成委託、工事請負費として品の川用水補修工事、また関係団体への負担金や補助金等でございます。

129ページをお願いします。

多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業は、事業実施地区への交付金でございます。土地改良関係団体事業（繰越明許の委託料）は、ため池ハザードマップ作成委託、農業用排水路改修工事でございます。

次に、集落センター、味の研修館、次の131ページをお願いします。農村コミュニティーセンターの管理運営事業は、各施設の維持管理経費等で、都市交流センターの管理事業の設備改修工事は、高圧電気設備改修工事でございます。

項2 林業費の支出済額は5,849万7,597円。主なものは、職員の人件費。

133ページをお願いします。

有害鳥獣駆除対策事業では、有害獣の捕獲に伴う捕獲報償費、有害鳥獣駆除委託料、被害防止に係る補助金等でございます。

また、下段の森林環境譲与税事業は、次の135ページをお願いします。間伐促進地域活性化事業補助金は、森林環境譲与税基金への積立金でございます。

款6 商工費と項1 商工費の支出済額は同額の1億7,434万4,959円。翌年度繰越額は、継続費、逡次繰越しが1,786万円、事故繰越は32万6,000円でございます。主なものは、職員の人件費、商業振興事業の負担金補助及び交付金は、経営改善普及事業及び地域総合振興事業補助金として、商工会への補助金また中小企業経営改善資金等利子補給などでございます。

商い資料館管理運営事業、次の137ページをお願いします。商い資料館管理委託料は、町観光協会への指定管理委託料でございます。観光施設管理事業では、公衆トイレ、公園等の維持管理経費、工事請負費のトイレ改修工事は大多喜駅前のトイレでございます。

139ページをお願いします。

観光振興事業の負担金及び交付金は、町観光協会ほか、関係団体への負担金や補助金でございます。

141ページをお願いします。

中段の観光まちづくり推進事業の工事請負費の施設整備工事は、栗又の滝と養老溪谷観光センターの工事費等で、面白峡遊歩道整備事業は、遊歩道の施設整備工事費でございます。また、観光施設管理事業繰越明許の公有財産購入費は、観光施設事業用地及び面白峡遊歩道整備事業用地でございます。

款7 土木費の支出済額は5億1,784万5,501円。翌年度繰越額は、繰越明許費891万8,000円でございます。

142、143ページをお願いします。

項1 土木管理費の支出済額は2億5,793万535円。主なものは、職員の人件費、会計年度任用職員報酬、土木総務費の負担金補助及び交付金は、土木関係団体への負担金や補助金でございます。

145ページをお願いします。

下段の国土調査事業では、会計年度任用職員報酬、次147ページをお願いします。委託料では、地籍調査委託料等でございます。道の駅維持管理事業では、道の駅維持管理経費等で

ございます。

項2 道路橋梁費の支出済額は2億1,358万8,800円。主なものは、会計年度任用職員報酬、委託料では、設計委託は町道中野大多喜線、方丈谷トンネルほか、補修設計業務につきましては149ページをお願いします。工事請負費の舗装打替え工事は、町道高谷田代線と町道石神新小内線、のり面補修工事は町道三又297号線でございます。道路改良事業の舗装整備工事は、町道増田小土呂線、道路改良工事は町道宇野辺当月川線、町道大中西線でございます。交通安全対策事業の交通安全対策工事は、メキシコ通り、道路照明更新工事、区画線工事は町道三又中央線と上原紙敷線及び中野大多喜線でございます。

150、151ページをお願いします。

項3 都市計画費の支出済額は369万4,089円。街なみ整備助成事業補助金等でございます。

項4 住宅費の支出済額は4,263万2,077円。町営住宅管理事業は、町営住宅の維持管理経費及び公営住宅管理等基金積立金、横山住宅管理事業では、維持管理経費及び、次の153ページをお願いします。定住化基金、ふるさと基金への積立金等でございます。被災住宅修繕支援事業（繰越明許）では、令和元年の台風で被害を受けた住宅の被災住宅修繕補助金でございます。宅地造成事業では、城見ヶ丘団地の定住化補助金、定住化対策住宅助成事業では、住宅取得奨励金及び住宅リフォーム補助金でございます。

款8 消防費、項1 消防費の支出済額は、同額の2億6,704万6,946円。翌年度繰越額の繰越明許費は4,598万円でございます。常備消防負担事業の負担金補助及び交付金は、夷隅郡市広域常備消防負担金でございます。消防団運営事業では、町消防団員の報酬、各分団における消防車の維持費用、次の155ページをお願いします。委託料は団員の健康診査委託料、負担金補助及び交付金は消防関係の負担金でございます。消防用施設整備事業の工事請負費は2地区の防火水槽漏水改修工事、消防機械器具整備事業の備品購入費は、小型動力ポンプ及びポンプ用充電器の購入費でございます。

157ページをお願いします。

上段の防災無線維持管理費では、防災無線の維持管理経費及び防災行政無線施設保守委託料等でございます。

款9 教育費の支出済額は4億9,671万9,157円、翌年度繰越額は繰越明許費4,755万3,000円でございます。

項1 教育総務費の支出済額は7,413万8,608円。主なものは、教育委員の報酬、次の159ページをお願いします。教育長及び職員の人件費、教育委員会事務事業の負担金補助及び交付

金は、教育関係団体への負担金等でございます。

160、161ページをお願いします。

項2 小学校費の支出済額は1億2,183万2,511円。主なものは、小学校管理事務事業は、町内2小学校の学校医報酬、児童送迎バス委託料等で、小学校施設管理事業は、施設の維持管理経費、163ページをお願いします。設備の保守点検の業務委託、パソコン使用料等でございます。学校管理事業（西小）コロナ対策と、165ページの学校管理事業（大小）コロナ対策の備品購入費は、加湿器ほかの感染防止に係る備品購入でございます。小学校情報化整備事業では、全児童への学習用タブレット端末の整備経費でございます。

教育振興事業では、教材備品等の購入費、クラブ活動助成補助金や遠距離通学費補助金等でございます。

167ページをお願いします。

小学校教育振興事業では、英語教室業務委託、学校給食費補助金等でございます。

項3 中学校費の支出済額は7,097万4,529円。主なものは、中学校管理事務事業では、学校医報酬、生徒送迎業務委託料及び送迎バス委託料等で、中学校施設管理事業では、施設の保守点検等の業務委託、パソコン借上料等でございます。

169ページをお願いします。

学校管理事業（大中）コロナ対策の備品購入費は、加湿器ほかの感染防止に係る備品購入、中学校情報化整備事業では、全生徒への学習用タブレット端末の整備経費でございます。教育振興事業では教材備品等の購入費、クラブ活動や各種大会等への生徒派遣費補助金、遠距離通学生徒通学費補助金等でございます。

中学校教育振興事業では、次の171ページをお願いします。外国語指導助手委託料、学校給食費補助金等でございます。

項4 社会教育費の支出済額は7,167万2,289円。主なものは、職員の人件費、生涯学習推進事業では、社会教育関係団体への負担金や補助金等でございます。

公民館管理運営事業では、会計年度任用職員報酬、173ページをお願いします。委託料の設計業務委託料は、施設改修工事設計業務、工事請負費の設備修繕工事は、消火栓設備修繕及び消火栓配管修繕工事でございます。

図書館管理運営事業では、会計年度任用職員報酬や施設の維持管理経費等でございます。

176、177ページをお願いします。

項5 保健体育費の支出済額は1億5,810万1,220円。主なものは、職員の人件費、保健体育

振興事業では、スポーツ推進委員の報酬、体育関係団体への負担金や補助金でございます。

海洋センター管理運営事業では、施設の維持管理経費、179ページをお願いします。中段の工事請負費の施設改修工事は、体育館屋根塗装、またトイレ改修工事等でございます。海洋センター屋外施設管理運営事業は、海洋センター、野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営経費等でございます。

181ページをお願いします。

学校給食センター管理運営事業では、会計年度任用職員報酬、施設の維持管理経費、給食用賄い材料費、給食配送委託料等でございます。

182、183ページをお願いします。

款10災害復旧費の支出済額は2億3,214万5,920円。翌年度繰越額は、繰越費、逡次繰越し534万8,000円でございます。

項1農林水産施設災害復旧費の支出済額は7,501万4,400円。農地災害復旧工事でございます。また、中段の農業施設災害復旧事業の工事請負費は、稲附ため池災害復旧工事及び基幹農道川畑平沢線、のり面補修工事、農業施設災害復旧事業、繰越明許の委託料は、稲附ため池実施設計業務委託、工事請負費は用排水路災害復旧工事でございます。林道施設災害復旧事業の工事請負費は、林道塚越線災害復旧工事でございます。

項2公共土木施設災害復旧費の支出済額は1億5,713万1,520円。道路橋梁災害復旧事業の工事請負費は、町道災害復旧工事、道路橋梁復旧事業、繰越明許の工事請負費は町道中野大多喜線ほかの災害復旧工事でございます。

185ページをお願いします。

河川災害復旧事業の工事請負費は、普通河川、弓木川の災害復旧工事でございます。

款11公債費の支出済額は4億5,988万9,258円。借り入れいたしました起債分の元金及び利子分でございます。

款12予備費の当初予算額は500万円。予備費を充当した額は420万円でございます。

以上、歳出合計は予算現額70億5,646万2,000円、支出済額63億20万9,537円、翌年度繰越額の繰越費、逡次繰越し2,320万8,000円、繰越明許費4億2,262万円、事故繰越し32万6,000円、不用額3億1,009万8,463円でございます。

次、186ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、この表は、会計年度の実質的な歳入歳出の額を示したものでございます。単位は千円でございます。

初めに、1項歳入総額67億6,101万2,000円、2項歳出総額63億21万円、3項歳入歳出差引額4億6,080万2,000円、4項翌年度へ繰り越すべき財源は、1号継続費繰越額1,793万6,000円、2号繰越明許費繰越額1億2,908万2,000円、3号事故繰越額32万6,000円、計といたしまして、1億4,734万4,000円、5項実質収支額は、歳入歳出差引額から繰越額を差し引いた3億1,345万8,000円でございます。

以上で、令和2年度大多喜町一般会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 次に、議案第51号 令和2年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） それでは着座にてご説明させていただきます。

議案第51号 令和2年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

この特別会計は、夷隅郡市2市2町からの拠出金や負担金等を基に設けられた基金を適正に管理するための会計で、いすみ鉄道に助成費として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

それでは、事項別明細書により決算内容をご説明いたします。

決算書の194ページ、195ページをお開きください。

歳入。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1基金利子の収入済額は15万409円で、鉄道経営対策事業基金を運用した利子になります。

収入合計額は15万409円でございます。

次のページをお開きください。

歳出。

款1、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費、節24積立金の支出済額15万409円は、鉄道経営対策事業基金の利子を基金へ積み立てたものでございます。

歳出合計額は15万409円でございます。積立て後の基金残高は4億1,917万4,050円になります。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、歳入総額と歳出総額が同額のため、歳入歳出差引額以降の行は

ゼロ円となっております。

以上で、鉄道経営対策事業基金特別会計の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） ここでしばらく休憩します。

なお、14時10分から再開します。

（午後 1時56分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

○議長（麻生 勇君） 次に、議案第52号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 議案第52号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

着座のまま説明させていただきます。

それでは、決算の認定につきまして、決算書の事項別明細書によりご説明させていただきますので、決算書、206、207ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

款1国民健康保険税は、予算現額2億1,685万1,000円、調定額2億7,754万7,223円、収入済額2億2,679万1,187円、不納欠損額523万9,193円、収入未済額4,551万6,843円となり、収納率は、現年度分95.9パーセント、滞納繰越分26.6パーセント、合計81.7パーセントでございます。

次に、不納欠損の内容でございますが、件数は68件、不納欠損とした事由は生活困窮が43件、生活保護が12件、相続放棄行方不明等によるものが13件でございます。

次に、国民健康保険税の内容でございますが、目1一般被保険者国民健康保険税は、調定額2億7,752万5,158円、収入済額2億2,677万8,122円、不納欠損額523万9,193円、収入未済額4,550万7,843円でございます。

次に、目2退職被保険者等国民健康保険税は、調定額2万2,065円、収入済額1万3,065円、不納欠損額はございませんでした。収入未済額9,000円でございます。

次は、款 2 一部負担金となりますが、ここから先は科目及び収入済額を読み上げての説明とさせていただきます。

款 2 項 1 目 1 一部負担金につきましては、収入はございませんでした。

次に、款 3 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 督促手数料は、収入済額10万4,700円でございます。

次に、款 4 国庫支出金、項 1 国庫補助金、次のページをお願いいたします。目 1 社会保障税番号制度システム整備費補助金は、収入済額61万1,000円で、システム改修に係る補助金でございます。

目 2 災害臨時特例補助金は、収入済額232万1,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者の保険料を減免した場合の補助金でございます。

次に、款 5 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金は、収入済額 9 億9,299万2,885円で、内訳は、節 1 普通交付金と節 2 特別交付金となります。普通交付金は保険給付費のうち療養給付費審査支払手数料、高額療養費等に対する交付金、特別交付金は医療費適正化収納率向上対策、保険事業等に対する交付金でございます。

次に、款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、収入済額9,063万6,720円でございます。内訳としまして、節 1 保険基盤安定繰入金、保険税軽減分と、節 2 保険基盤安定繰入金、保険者支援分は、保険税の軽減に対し、国・県・町の負担による繰入れを行うことで、財政基盤の安定化を図り、保険者の支援を行うものであります。

節 3 職員給与費等繰入金は、人件費及び事務費に対する繰入れでございます。節 4 助産費等繰入金は、出産育児一時金の 3 分の 2 相当を繰り入れるものでございます。

節 5 財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び保険税の負担の平準化に対する繰入金でございます。

節 6 特定健康診査等事業費繰入金は、特定健康診査の追加健診項目に対する繰入れでございます。

款 7 項 1 繰越金は、収入済額 1 億1,056万3,417円で、前年度からの繰越金でございます。

款 8 諸収入は、収入済額106万3,944円で、内訳は、項 1 延滞金及び過料が30万7,944円、次のページをお願いいたします。項 2 雑入は、収入済額75万6,000円で、内訳は目 8 雑入、節 1 特定健康診査徴収金が24万円、これは特定健康診査の40歳以上70歳未満の受診者から、1人当たり500円を負担金として徴収したものであります。

次に、節 6 特定健康診査負担金精算金51万6,000円は、令和元年度分の保険給付費等交付

金における特定健康診査負担金の精算に伴い不足分として交付されたものでございます。

歳入合計、予算現額14億4,742万4,000円、調定額14億7,584万889円、収入済額14億2,508万4,853円、不納欠損額523万9,193円、収入未済額4,551万6,843円でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたしますので、212、213ページをお願いいたします。

科目及び支出済額を読み上げての説明とさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、支出済額2,759万9,040円は、備考欄記載のとおり、国民健康保険関係職員3名分の人件費、国民健康保険事務費及び県国保連合会への負担金でございます。国民健康保険事務費は節12委託料が主な支出を占め、内容は基幹系システム大量一括委託料、その他レセプト電算委託料、システム改修委託料となっております。

節13使用料及び賃借料は、高額療養費はパソコンソフト使用料でございます。

項2目1運営協議会費5万6,000円は、国民健康保険運営協議会2回分の委員報酬となります。

款2保険給付費、項1療養諸費は8億2,506万1,312円で、前年度と比較いたしまして0.75パーセント、金額にして628万1,163円減となりました。内訳は、目1一般被保険者療養給付費は8億1,829万3,931円で、一般分の診療医療費となります。

次のページをお願いいたします。

目2退職被保険者等療養給付費1万8,207円は、厚生年金、共済年金などの受給者で、65歳未満の方の医療費でございます。

目3一般被保険者療養費543万7,633円は、補装具代や柔道整復師等の施術にかかった医療費でございます。

目4退職被保険者等療養費6,671円は、厚生年金、共済年金などの受給者で、65歳未満の方の補装具代や柔道整復師等の施術にかかった医療費でございます。

目5審査及び支払手数料130万4,870円は、レセプトの審査及び支払いに係る手数料でございます。

項2高額療養費は、医療費が自己負担限度額を超えた場合に給付されるもので、前年度と比較しまして9.7パーセント増となり、内訳は、目1一般被保険者高額療養費の1億4,582万3,856円のみで、目2退職被保険者等高額療養費から、次のページをお願いいたします。目4退職被保険者等高額介護合算療養費までは支出はございませんでした。

次の項3移送費につきましても、支出はございませんでした。

次に、項4 出産育児一時金42万210円は、目1 出産育児一時金42万円と、目2 審査支払手数料210円が内訳となり、いずれも出生1件に対するものでございます。

項1 目1 葬祭費120万円は、被保険者の葬儀を行った場合に5万円を支給するもので、支給件数は24件でございます。

項6 傷病手当金は、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり、感染が疑われた場合にその療養のため労務に服することができなかった期間に対し、傷病手当金を支給するものでございますが、支出はございませんでした。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分は2億243万6,062円。

次のページをお願いいたします。

項2 後期高齢者支援金等分6,823万3,574円。

項3 介護納付金分2,424万6,009円の納付金については、大多喜町の保険税負担相当分として県に納付するものでございます。

款4 項1 目1 共同事業拠出金210円は、退職者医療事務費拠出金となります。

次のページをお願いいたします。

款5 項1 目1 保健事業費377万2,073円は、備考欄記載のとおり、国保総合健康づくり支援事業に係る経費で、主な支出は、節18負担金補助及び交付金の人間ドック経費補助金で、78名分の補助金でございます。

項2 目1 特定健康診査等事業費1,421万8,174円は、備考欄記載のとおりで、節12委託料が主な支出となっており、内容は特定健康診査委託料等となっております。なお、特定健康診査の受診者数は747人、受診率が35.6パーセントとなりました。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険税還付金は51万2,500円で、死亡等による過年度分保険税の還付金でございます。

次に、目2 退職被保険者等保険税還付金、次のページをお願いいたします。目3 療養給付費等負担金償還金、目4 療養給付費等交付金償還金につきましては、支出はございませんでした。

次に、款7 予備費につきましても、支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額14億4,742万4,000円、支出済額13億1,357万9,020円、不用額1億3,384万4,980円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額14億2,508万5,000円、歳出総額13億1,357万9,000円、歳入歳出差引額1億1,150万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1億1,150万6,000円でございます。実質収支額につきましては翌年度に繰越しとなりますが、使途としては国民健康保険事業納付金等の財源や、予算不足が生じた場合の補正財源に充当をしております。

以上で、令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 次に、議案第53号 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 議案第53号 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

着座のまま説明させていただきます。

それでは決算につきまして、決算書の事項別明細書によりご説明させていただきますので、決算書232ページ、233ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料、予算現額は1億694万9,000円、調定額は1億327万3,000円で、前年度比9パーセントの増となりました。

次に収入済額は1億317万3,100円、前年度比9.2パーセントの増となりました。調定額、収入額ともに大幅に増となっておりますが、保険料率及び均等割、軽減割の見直しにより増となったものでございます。

次の不納欠損額は2件で、5万1,500円、収入未済額は4万8,400円でございます。なお、保険料の収納率でございますが、現年度分は99.95パーセントで、前年度比0.11パーセントの増、滞納繰越分は76.21パーセントで、前年度比0.8パーセント増、合計は99.9パーセントで、前年度比0.14パーセントの増となりました。

次に、保険料の内容となります。目1 特別徴収保険料は、調定額、収入額ともに7,149万5,600円で、収納率は100パーセント、年金からの天引きによるものでございます。

目2 普通徴収保険料は、現年度分と滞納繰越分を合わせまして、調定額は3,177万7,400円、収入済額は3,167万7,500円となり、収納率は99.68パーセント、現金納付や口座振替によるものでございます。

この後の款2 使用料及び手数料以降は、科目と収入済額を読み上げての説明とさせていた

できます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料は、収入済額1万7,000円でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金は、収入済額82万6,188円で、一般会計からの事務費相当分の繰入金です。

目2 保険基盤安定繰入金、収入済額3,362万3,032円は、保険税の軽減に対し、県と町の負担による繰入金でございます。

款4 項1 目1 繰越金、収入済額387万5,359円は、前年度からの繰越金でございます。

款5 諸収入33万6,900円は、保険料の還付金でございます。

収入合計、予算現額1億4,588万4,000円、調定額1億4,195万1,479円、収入済額1億4,185万1,579円、不納欠損額5万1,500円、収入未済額4万8,400円でございます。

次に、歳出の説明をいたしますので、次のページ、234、235ページをお願いいたします。

科目及び支出済額を読み上げての説明とさせていただきます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、支出済額60万4,980円で、内訳は備考欄記載のとおり、需用費、役務費及び委託料等事務的経費で、節13委託料の基幹系システム大量一括処理委託料43万9,580円が主な支出となります。

項2 目1 徴収費が23万8,208円で、内訳は、備考欄記載のとおり、保険料の徴収経費で需用費、役務費でございます。

款2 項1 目1 後期高齢者医療広域連合納付金は1億4,054万3,491円で、被保険者から納付されました保険料及び保険基盤安定繰入金を、保険者であります後期広域連合へ納付するものでございます。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金35万1,100円は、死亡等による保険料還付金でございます。

項2 繰出金、次のページをお願いいたします。目1 他会計繰出金については支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額1億4,588万4,000円、支出済額1億4,173万7,779円、不用額414万6,221円でございます。

次のページ、238ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、単位は千円でございます。

歳入総額1億4,185万2,000円、歳出総額1億4,173万8,000円、歳入歳出差引額11万4,000

円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額11万4,000円でございます。実質収支額につきましては、翌年度に繰り越すこととなりますが、令和3年度に後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

以上で、令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 次に、議案第54号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 着座のまま、失礼いたします。

議案第54号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算の明細につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、248、249ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款1保険料、調定額2億1,930万7,090円、収入済額2億1,425万6,300円、収納率97.7パーセント、内容につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。不納欠損額55万3,040円は、時効成立による22名分、24件の処理でございます。

これ以降につきましては、収入済額を主に説明させていただきます。

款2分担金及び負担金、項1負担金4万5,500円は、いきいき塾参加者負担金及び認知症予防教室参加者負担金でございます。

次に、款3使用料及び手数料、項1手数料7万4,040円は、認定情報の情報公開手数料及び督促手数料となります。

款4国庫支出金、項1国庫負担金1億7,884万4,335円は、介護給付に係る国の法定負担金でございます。

項2国庫補助金9,524万5,934円につきましては、介護保険の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別、階層別分布状況、所得の分布状況を考慮して、市町村に交付される調整交付金及び地域支援事業の中の包括的支援事業・任意事業と、介護予防・日常生活支援総合事業に係る国の法定負担金が主なものとなっております。

次に、250、251ページをお開きください。

一番上段、保険者機能強化推進交付金、こちらは市町村の自立支援、重度化防止等の取組

を支援するためのものであり、一つ飛んで、保険者努力支援交付金は、介護予防健康づくり等の取組を支援するためのもので、地域支援事業に充当されるものでございます。

次の介護保険災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した低所得者へ実施した保険料の免除に対する国の補助金でございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金 2億9,859万1,552円は、介護給付費等地域支援事業に係る第2号被保険者分の法定負担金及び令和元年度分の精算に伴う追加交付金でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金 1億6,454万1,654円は、介護給付に係る県の法定負担金でございます。

項2 県補助金592万9,133円は、地域支援事業の包括的支援事業・任意事業と、介護予防・日常生活支援総合事業に係る県の法定負担金でございます。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金 1億8,414万8,928円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町法定負担金、職員人件費、事務費及び低所得者の保険料軽減に係る繰入金でございます。

次に、252、253ページをお開きください。

項2 基金繰入金1,931万6,000円は、介護給付費の第1号被保険者負担分の不足を補うため、繰り入れたものでございます。

款8 繰越金、項1 繰越金4,250万4,840円は、前年度の繰越金でございます。

款9 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料につきましては、実績がございませんでした。

項2 雑入166万7,995円は、生活保護者認定調査等手数料、予防給付介護負担金、介護予防ケアマネジメント負担金、第三者納付金でございます。

以上、歳入合計12億516万6,211円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

254、255ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額を主に説明させていただきます。なお、支出のない科目は割愛させていただきます。

款1 総務費、項1 総務管理費2,473万5,485円は、職員の人件費及び介護保険事業の事務的経費でございます。

項2 徴収費108万8,248円は、第1号被保険者保険料の賦課及び徴収事務に係る経費でございます。

次のページをお開きください。

項3 介護認定審査会費495万1,985円は、認定調査に従事する臨時職員、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料及び2市2町による介護認定審査会共同設置に係る負担金等でございます。

項4 運営協議会費7万円は、介護保険運営協議会の委員報酬でございます。

次に、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費9億7,206万1,673円は、訪問系サービス、通所系サービスに係る給付費のほか、次のページをお開きください。グループホームや介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設入所に係る給付費でございます。

さらに、在宅において入浴や排せつ等に使用する補助用具の購入費や、手すりの取付けや段差の解消など、住宅改修に対して給付されるものでございます。居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費でございます。

項2 介護予防サービス等諸費は1,891万5,882円でございます。内容は、介護サービス等諸費と同じであります。対象者が要支援1、要支援2の方に対する給付費でございます。

260、261ページをお開きください。

中段、項3 その他諸費63万1,000円は、国保連合会への介護給付費に係る審査支払手数料でございます。

項4 高額介護サービス等費2,303万6,625円は、一月の利用者負担額が一定額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

項5 高額医薬合算介護サービス等費201万2,064円は、介護保険と医療保険両方の自己負担額が合算して年額の限度額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

262、263ページをお願いいたします。

項6 特定入所者介護サービス等費4,499万4,369円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう、所得に応じ、食事と居住費が一定額を超えた分について保険給付するものでございます。

款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費2,258万194円は、介護給付費の適正化や家族介護支援等の事業に係る経費のほか、264、265ページをお開きください。地域包括支援センター関係職員の人件費及び事務的経費でございます。

項2 介護予防・日常生活支援サービス事業費1,350万8,596円は、要支援1、要支援2の方の訪問型サービス、通所型サービス及びケアプラン作成に係る経費と、一月の利用者負担額

が一定額を超えた場合に、超えた分について保険給付するものでございます。

項3 その他諸費3万9,800円は、国保連合会への総合事業費に係る審査支払手数料でございます。

266、267ページをお開きください。

項4 一般介護予防費204万5,160円でございます。これは高齢者及びその支援のための活動に関わる者を対象に行う事業等に係るもので、具体的には介護予防の普及啓発に資する経費などでございます。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付金467万4,004円は、令和元年度分の精算に伴う国・県支払基金への返還金及び過年度分保険料の還付金でございます。

款6 基金積立金、項1 基金積立金959万9,575円は、前年度からの繰り越された保険料と国・県支払基金交付金の精算に伴う積立てでございます。

以上、歳出合計11億4,494万4,842円でございます。

270ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額12億516万6,000円、歳出総額11億4,494万5,000円、歳入歳出差引額6,022万1,000円、歳入歳出差引額の6,022万1,000円につきましては、令和2年度分の精算に伴う国・県支払基金等への返還金及び令和3年度の保険給付費及び基金積立金等の財源となるものでございます。

以上で、令和2年度大多喜町介護保険特別会計の決算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） ここでしばらく休憩します。

なお、15時から再開します。

（午後 2時48分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

○議長（麻生 勇君） 次に、議案第55号 令和2年度大多喜町水道事業会計決算認定について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第55号 令和2年度大多喜町水道事業会計決算の認定について説明いたします。

別冊の水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

令和2年度大多喜町水道事業会計決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

収入。第1款水道事業収益の決算額は5億2,475万0,904円です。第1項営業収益3億979万8,226円、第2項営業外収益2億1,495万2,678円となりました。

支出。第1款水道事業費用の決算額は4億6,976万7,273円、第1項営業費用4億4,341万5,259円、第2項営業外費用2,635万2,014円、第3項予備費につきましては、支出はありませんでした。

次に、2ページ。2、資本的収入及び支出。

収入。第1款資本的収入の決算額は5億9,542万7,000円、第1項負担金140万8,000円、第2項企業債5億9,400万円、第3項固定資産売却代金1万9,000円となりました。

支出。第1款資本的支出の決算額は7億7,211万3,318円で、第1項建設改良費6億7,690万7,219円、第2項企業債償還金9,520万6,099円となりました。

また、翌年度繰越額としまして、地方公営企業法第26条の規定による繰越額として9,760万3,000円、継続費通次繰越額として1億8,996万2,100円を令和3年度へ繰り越します。

資本的収入及び支出において、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億7,668万6,318円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額911万2,887円、及び過年度分損益勘定留保資金4,682万8,753円、及び当年度分損益勘定留保資金6,974万4,678円。なお、不足する額5,100万円につきましては、令和2年度同意済企業債の未発行分5,100万円をもって翌年度に措置するものとします。

また、棚卸資産の購入執行額は180万3,344円で、うち仮払消費税は16万3,940円です。

次に、3ページをお開きください。

令和2年度大多喜町水道事業損益計算書になります。

こちらは税抜き額になります。

1、営業収益、給水収益、その他営業収益で、営業収益の合計額は2億8,168万4,596円です。

2、営業費用、原水及び浄水費から、その他営業費用までの合計額は4億2,176万9,144円です。この結果、営業損失として1億4,008万4,548円となりました。

次に、営業外収益、受取利息及び配当金から雑収益までで1億7,196万1,782円です。

4、営業外費用、支払利息、雑支出で、営業外費用の合計額は2,635万2,014円となり、この結果、営業外利益が1億4,560万9,768円となりました。

このため、水道事業としての経常利益が552万5,220円で、前年度繰越利益剰余金が4,446万4,335円ありましたので、最終的に当年度未処分利益剰余金は4,998万9,555円となりました。

次に、4ページになります。

令和2年度大多喜町水道事業剰余金計算書です。

剰余金の欄の右側、利益剰余金、未処分利益剰余金については、当年度純利益552万5,220円の発生に伴い、利益剰余金の年度末残高が4,998万9,555円となり、資本合計は12億9,422万8,146円となりました。

次に、5ページをご覧ください。

上段部の令和2年度大多喜町水道事業剰余金処分計算書になります。

先ほど、損益計算書にてご説明いたしました当年度分未処分利益剰余金4,998万9,555円の処分方法について、全額を未処分利益剰余金として翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、下の段になりますけれども、令和2年度大多喜町水道事業貸借対照表ですが、これは、水道事業の令和3年3月31日の財政状況を示した表になります。

資産の部。1、固定資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で、固定資産の合計額は35億7,190万5,123円となります。

2、流動資産、現金預金、未収金、貯蔵品で、流動資産の合計額は2億9,122万2,710円です。

資産の合計は38億6,312万7,833円となります。

次に、6ページになりますけれども、負債の部。

3、固定負債、企業債、引当金で、固定負債の合計額は17億3,012万9,004円です。

4、流動負債、企業債、未払い金、引当金、その他流動負債で、流動負債の合計は1億7,291万997円となりました。

5、繰延収益、長期前受金、収益化累計額で、繰延収益の合計は6億6,585万9,686円となり、負債の合計は25億6,889万9,687円となりました。

続きまして、資本の部。

6、資本金、資本金合計は11億4,329万7,623円です。

7、剰余金、利益剰余金の合計は1億5,093万523円です。

資本合計額は12億9,422万8,146円となり、負債・資本合計は38億6,312万7,833円でございます。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

こちらにつきましては、重要な会計方法について、引当金の計上方法や引当金の取崩し状況を注記しています。

続きまして、10ページをお開きください。

令和2年度大多喜町水道事業報告書になります。

1、概況、総括事項、イ、業務の状況。本年度の給水状況は、給水戸数3,771戸、前年度に比べ、12戸の減です。給水人口は7,891人で、前年度に比べ210人の減となりました。

年間総給水量は114万7,453立方で、前年度に比べ6,248立方の減、年間総有収水量は100万7,938立方で、前年度に比べ4,053立方の減となり、これに伴う有収率は87.84パーセントで、前年度に比べ0.12ポイントの増となりました。

ロ、建設改良状況。改良状況では、緊急性のあるものを優先し、老朽化した配水管の布設替え工事2か所、195.2メートル、鉛管布設替え工事を14か所行い、安定供給の向上に努めました。また、布設替え工事に伴う舗装本復旧工事1か所、662.6平方メートルを実施いたしました。

さらに、面白浄水場更新工事、低区配水池更新工事、横山浄水場2号ろ過機塗装工事等を実施しました。

ハ、経理状況。経理状況につきましては、決算報告及び損益計算書の内容と重複しますので割愛させていただきます。

続きまして、11ページ、2、議会の議決事項、12ページ、3、規定規則改正事項、4、行政官庁認可事項については記載のとおりです。

5、職員に関する事項ですが、事務系、技術系職員とも増減はありません。また、給料等につきましては下表のとおりでございます。

次に、13ページ、14ページをお開きください。

2、工事等。建設改良工事の概況ですが、9件の改良工事を実施し、内容につきましては、記載のとおりです。

14ページになりますが、主な修繕工事では、横山浄水場3号井戸導水管修繕工事等を実施し、内容は記載のとおりです。

3、保存工事の概況は、量水器の検定満了に伴う交換工事としまして、371戸の量水器を交換いたしました。

次に、15ページ、16ページにつきましては、業務に関する事項を前年度と比較したものとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、17ページの4、会計、200万円以上の契約では、建設工事請負契約10件、物品売買契約2件、業務委託契約2件で、内容については記載のとおりです。

次の2、企業債の概況ですが、前年度末残高13億2,619万4,134円、本年度借入額5億9,400万円で、本年度の償還額は9,520万6,099円、本年度末残高は18億2,498万8,035円です。この借入残高の件数は63件で、内容につきましては、22、23ページの企業債明細書のとおりです。

3、その他会計経理に関する重要事項につきましては、消費税に係る特定収入等の使途の特定状況を記載したものです。

次に、18ページの令和2年度大多喜町水道事業キャッシュ・フロー計算書についてご説明いたします。

このキャッシュ・フロー計算書は、令和2年度中の現金の流れを事業活動別に記載したものです。年度末の現金預金の期末残高は2億2,488万4,318円となります。この額については、5ページの貸借対照表、2、流動資産、1、現金預金と一致するものとなっております。

次に、19、20ページの収益費明細書につきましては、ご確認をいただきたいと思います。

次の21ページの固定資産明細書につきましては、令和2年度中の固定資産の取得、固定資産の除却の明細を記載したものです。

22、23ページの企業債明細書につきましては、17ページの2、企業債の概況の明細となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、令和2年度大多喜町水道事業会計決算認定の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 次に、議案第56号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） それでは、着座のままご説明をさせていただきます。

議案第56号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について、ご説明をさせていただきます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

それでは、別冊の決算書の1ページをお開きください。

令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款特別養護老人ホーム事業収益の決算額は1億8,895万3,868円、第1項営業収益が1億6,665万8,710円、第2項営業外収益が2,110万2,167円、第3項特別利益が119万2,991円となりました。

続きまして、支出でございます。

第1款特別養護老人ホーム事業費用の決算額は2億7,741万1,250円、第1項営業費用が2億6,854万1,612円、第3項特別損失が886万9,638円、第2項営業外費用、第4項予備費につきましては、支出はございませんでした。

続きまして、次ページの2、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入の決算額は78万4,094円となりました。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出の決算額は1,049万3,890円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額970万9,796円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

続きまして、3ページをご覧ください。

損益計算書でございます。

1、営業収益合計1億6,665万8,710円から、2、営業費用合計2億6,854万1,612円を差し引きますと1億188万2,902円の営業損失となり、3の営業外収益2,110万2,167円を加えた事業の経常損失は8,078万735円となります。この経常損失に、4の特別利益119万2,991円と5の特別損失886万9,638円を加え、当年度純損失は8,845万7,382円となります。

前年度繰越欠損金1億7,812万8,076円に、当年度純損失を加えますと、当年度未処理欠損金は2億6,658万5,458円となります。

続きまして、4ページの剰余金計算書の表中の下段をご覧くださいと思います。

当年度未処理欠損金が同額の2億6,658万5,458円となります。

続きまして、5ページの欠損金処理計算書をご覧ください。

令和2年度末で欠損金が2億6,658万5,458円ありますが、処理で充てるものがございませんので、そのまま繰り越すこととしております。当年度未処理欠損金が2億6,658万5,458円となります。

その下から、令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業貸借対照表になります。

資産の部。固定資産の合計額は2億6,425万4,835円となります。

1ページめくっていただいて、6ページをご覧ください。

2、流動資産の合計額は1億4,310万6,818円で、資産合計額は4億736万1,653円となります。

負債の部。3、流動負債の合計額は1,901万5,655円となります。

4、繰延収益の合計額は1億484万1,364円で、負債合計額は1億2,385万7,019円となります。

資本の部。5、資本金合計は5億5,009万92円です。

6、剰余金の合計額はマイナス2億6,658万5,458円で、資本合計額は2億8,350万4,634円となり、負債資本合計は4億736万1,653円となります。

続きまして、決算附属書類でございます。

7ページをご覧いただきたいと存じます。

1の概況。1号総括事項、業務でございますが、表をご覧いただきたいと思います。

初めに、施設入所でございますが、令和2年度の年間利用者数は1万7,097人で、1日の平均利用者数は46.8人となり、前年度比1日当たり平均1.2人の増となりました。

続いて、短期入所の年間利用者数は94人で、1日の平均利用者数は0.3人となっております。こちらの利用者の減は、昨年度、新型コロナウイルス感染対策として短期入所の受入れを控えさせていただいたことによるものでございます。

続きまして、13ページ、少し飛びますがキャッシュ・フロー計算書をご覧いただきたいと思います。

キャッシュ・フロー計算書は、1年間の資金の流れを示したものでございます。下から3行目になりますが、令和2年度赤字に伴い、資金が8,852万5,863円減少して、資金の期末残高は1億1,113万5,439円となりました。

続きまして、14ページをご覧ください。

特別養護老人ホーム事業会計収益費用明細書でございます。

まず、収益でございます。第1款特別養護老人ホーム事業収益は1億8,895万3,868円となります。

第1項営業収益は1億6,665万8,710円となり、内訳としまして、第1目介護報酬収益が1億3,359万7,001円、第2目の介護負担金収益が3,306万1,709円となりました。

第2項営業外収益は2,110万2,167円となります。主な内訳としましては、第3目長期前受金戻入926万7,930円、第4目その他事業外収益は255万3,158円、第5目他会計繰入金、こちらは外国人技能実習生の受入れに要する経費ということで、町一般会計からの繰入金でございますが、919万8,729円となりました。

第3項特別利益は119万2,991円となります。こちらは介護報酬の再請求に伴う修正益となります。

続きまして、事業費用でございます。

15ページ、隣のページをご覧ください。

第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用2億6,854万1,612円、第1目総務管理費1億6,370万8,121円。主な内訳は、第2節給料7,673万5,976円と、第3節手当3,156万6,384円、第4節賞与引当金繰入額1,148万7,146円、第5節法定福利費3,796万7,152円は、職員24名分の人件費になります。第14節使用料266万9,060円は、企業会計システム及び福祉総合情報システムのリース料等になります。

第2目施設管理費は1,963万761円で、主な内訳としまして、第1節備消耗品費504万2,873円は介護材料費等でございます。第2節燃料費326万9,640円はボイラー燃料費、第5節委託料334万5,714円はエレベーターの保守や電気保安業務などの委託料でございます。光熱水費585万4,238円は、電気、ガス、水道の使用料になります。

続きまして、第3目居宅介護事業費154万8,800円は短期入所に関する事業費となり、会計年度任用職員1名分の人件費になります。

第4目施設介護事業費5,695万3,710円で、主な内訳は、第1節報酬1,009万1,314円は、定期往診3名分の嘱託医報酬及び会計年度任用職員、パートタイム勤務者9名分の報酬となります。法定福利費420万7,551円は、会計年度任用職員の法定福利費でございます。

続きまして1枚めくっていただきまして、16ページをご覧くださいと思います。

第5節委託料140万8,800円は、入院治療に関する協力医、医療機関、産業医への協力医の委託料及びリハビリ訓練士に対する委託料でございます。第6節使用料154万8,731円は、おむつのリース料等になります。第7節賄い材料費1,736万829円は、給食用の賄い材料費とな

ります。第8節給料1,642万23円は、会計年度任用職員、フルタイム勤務者の9名分の給料となります。第9節手当444万1,830円は、会計年度任用職員18人に係る手当となります。

第5目減価償却費、第1節有形固定資産減価償却費1,735万5,691円、第2節無形固定資産減価償却費14万5,800円。

第6目外国人技能実習生受入れ事業費919万8,729円で、主な内訳は、第1節法定福利費104万7,528円、第7節報酬555万1,984円、第8節手当97万4,948円は、外国人技能実習生3名分の人件費となります。第4節負担金143万1,200円は、外国人技能実習生加入団体への管理費でございます。

第2項特別損失886万9,638円につきましては、介護報酬再請求に係る返金分となります。続きまして、17ページをご覧いただきたいと存じます。

令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計資本的明細書になります。

収入になりますが、第1款資本的収入、第1項繰入金、第1目他会計繰入金は16万94円で、外国人技能実習生住居の夜勤対応、遮光カーテン設置工事に係る一般会計繰入金で、第2目補助金62万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として購入したオンライン面会用タブレットに対する県の補助金でございます。

支出になりますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費、第1節工事請負費179万2,890円の内容は、決算書の9ページ、中段の2号保存工事の概況に記載させていただいてございますが、ボイラー室の給湯用ポンプの更新工事、厨房のガス回転釜の修繕工事、玄関自動ドアの改修工事、館内の消防用配管の修繕工事などになります。第2節備品購入費870万1,000円につきましては、9ページの1号資産取得の概況に記載させていただいてございますが、特殊入浴装置、居室のエアコン1台、食堂の天井つり型エアコン1台、オンライン面会用のタブレット2台でございます。

8ページから12ページ及び18ページから19ページにつきましては、記載のとおりでございますので、ご説明のほうは割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 次に、報告第13号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、ご報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 着座にて説明をさせていただきます。

議案つづり169ページをお開きください。

報告第13号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を報告いたします。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率、表内の項目の実質赤字比率は、一般会計、鉄道経営対策事業基金特別会計を合わせた普通会計の実質収支が赤字の場合、赤字額の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和2年度も黒字のため該当はありませんでした。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらに公営企業における資金不足額など町のあらゆる会計の収支の合計から判断するもので、令和2年度の連結実質収支は黒字のため、該当はありませんでした。

次に、実質公債費比率は、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合などへの負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和2年度決算では、前年度より0.3パーセント減少し、4.6パーセントとなり、早期健全化基準を下回っております。

最後に、将来負担比率は、地方債現在高や一部事務組合等の地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額などから、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額参入見込額などを控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、令和2年度決算では、前年度より1.9パーセント上昇し、6.9パーセントとなりました。上昇の要因としては、地方債の残高や退職手当負担見込額など将来負担額は減少しましたが、将来負担に対しての基金や基準財政需要額参入見込額等の充当可能額が減少したためでございます。

以上、令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内でありますことをご報告させていただきます。

○議長（麻生 勇君） 次に、報告第14号 令和2年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案つづり171ページをお開きください。

報告第14号 令和2年度大多喜町水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率を報告いたします。

経営健全化に関する指標については、国の基準である20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲となっておりますのでご報告いたします。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

次に、報告第15号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、報告願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 報告第15号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明をさせていただきます。

173ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による経営健全化に関する指標につきましては、マイナス74.46パーセントで、資金不足は生じてございません。国の経営健全化基準の20パーセントを下回っており、経営状況は健全の範囲となっております。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

それでは、議案第50号から議案第56号までの各会計決算認定についての説明及び報告第13号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてから、報告第15号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算に基づく資金不足比率の報告が終わりました。

ここで、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。

滝口代表監査委員。

○代表監査委員（滝口延康君） ご指名ですので、監査委員報告をいたします。

なお、報告は着座にて失礼しますので、よろしく申し上げます。

それでは、令和2年度大多喜町一般会計、特別会計、事業会計の決算及び基金の運用状況、また財政健全化及び経営健全化に係る審査につきまして、その結果についてご報告いたします。

まず、水道事業会計、特別養護老人ホーム事業会計につきましては去る7月9日に、また、一般会計、特別会計につきましては8月10日、11日に、渡辺善男監査委員とともに審査を実施しました。

初めに、一般会計、特別会計ですが、各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める附属書類等が関係法令に準拠して作成されているか、また、予算は地方自治法に規定する原則、すなわち公共の福祉の増進のため適正に執行されたか、計数は正確であるかに主眼を置きまして、担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。

その結果であります、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、また、予算の執行は適法かつ適正に執行されており、計数も正確でありました。

続きまして、基金の運用ですが、基金は高速バス運用基金が廃止されまして、総数27基金でございます。年度末の総額は、昨年に対しまして1億200万円減少し、総額は31億1,408万6,000円となりました。一般会計の公共施設整備基金や福祉基金などは必要な施策に充当のため減額となっておりますけれども、これら公共施設整備基金等の各種基金を計画的に積立てして、目的に規定した必要な施策に充当されているということも、併せて報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、令和2年度大多喜町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見及び基金の運用状況審査意見をご覧くださいと思います。

次に、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算について申し上げます。

こちらについても、審査に付されました大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づいて計画どおりに執行されているか、そして計数は正確であるかなどに主眼を置きまして、これも担当職員の方の説明を聴取し、審査を行いました。

その結果であります、両事業会計ともに決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成されておりました。また、適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づいて目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

ただし、特別養護老人ホーム事業会計につきましては、前年度に引き続き大きな赤字となっております。先ほど所長から説明がありましたけれども、コロナの影響とこの事業を取り巻く環境は大変厳しいと思いますけれども、将来的な見通しも含めて計画的に赤字を少しでも減らすよう、一層のご努力をお願いいたします。

ちなみに、キャッシュ・フローはかなり枯渇してきております。今年度ぎりぎりかもしれません。そういう状況でございます。

詳細につきましては、令和2年度大多喜町水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計決算意見書をご覧ください。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条、これに基づきまして大多喜町財政健全化審査及び経営健全化審査を実施しましたので、報告します。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかについて、これも担当職員の説明を聴取しながら審査を行いました。その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

皆さんご承知のとおり、この健全化比率について4項目ありますけれども、先ほど説明がありました、実質赤字比率、連結赤字比率は、これは赤字ではないので問題ありません。

その次に、実質公債費比率は4.6パーセント、これは平成24年は8.3パーセントなんです、ですから10年間で約半分になった、これは大きく良化しています。

それから将来負担比率は6.9パーセント、これは少し増えたらしいですけども、平成24年は80.6パーセント、それから平成28年、24.9パーセント、これは本当に大幅に減少しています。これについては、理由としては交付税措置のある起債の活用と、これは町長も常々言っておりますけれども、償還元金を上回らない地方債の発行、こういうものの成果が表れているというふうに思います。これは、町長はなかなか褒められることはないでしょうけれども、これは大いに褒められることだと思います。ご苦労さまでございます。

続きまして、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計の経営健全化審査については、審査に付されました資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを、これも担当職員の説明を聴取しながら審査を実施しました。その結果、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載する書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

詳細につきましては、令和2年度大多喜町財政健全化及び水道事業、特別養護老人ホーム事業経営健全化審査についてをご覧いただきたいと思います。

以上をもちまして、令和2年度大多喜町一般会計、各特別会計及び事業会計の決算、そして基金の運用状況並びに財政健全化等に係る審査についての報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

以上で監査報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

7日と8日は総務文教・福祉経済常任委員会の合同の委員会協議会が予定されています。
時間は、いずれも午前9時から、会場はここ議場で開催いたします。

また、9月10日は午前10時から、本会議を開きますので参集願います。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 3時48分)

第 1 回大多喜町議会定例会 9 月会議

(第 3 号)

令和3年第1回大多喜町議会定例会9月会議会議録

令和3年9月10日(金)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宜君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課	秋山賢次君
商工観光課	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第50号 令和2年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第51号 令和2年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第52号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第53号 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第54号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第55号 令和2年度大多喜町水道事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第56号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定について（質疑～採決）
- 日程第 8 発議第 4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 追加日程第 1 議案第57号 大多喜町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 追加日程第 2 議案第58号 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） おはようございます。

本日の議事は、既に配付の議事日程（第3号）により、令和2年度大多喜町一般会計のほか、各特別会計4会計及び2事業会計の決算に関する質疑、討論及び採決、発議第4号を行います。

また、既に委員会協議会を開催しておりますので、質疑に際しては重複する部分をご遠慮いただき、議事進行にご協力くださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立いたしました。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長からの行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 議会定例会9月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議長をはじめ議員の皆様方には大変お忙しい中をご出席をいただきました。誠にありがとうございます。

行政報告につきましては9月1日以降の行事でございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと思います。

さて、本日の会議事件は、令和2年度一般会計のほか4つの特別会計並びに2つの事業会計の決算認定でございます。決算の内容につきましては、既に本会議で提案説明させていただき、常任委員会協議会において詳細な説明をさせていただいたところですが、いずれの会計においても、経常的な経費が増加する中で創意工夫に努め、健全な財政運営に配慮した事業を推進してまいりました。この結果、一定の成果を上げることができたものと考えておりますので、よろしくご審議をいただきご承認くださるようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） なお、連絡が遅れましたけれども、滝口代表監査委員につきましては、所用のため欠席する旨の通告がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、諸般の報告であります。9月3日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（麻生 勇君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第50号から日程第7、議案第56号までの令和2年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各事業会計決算については、既に一括議題として提案説明が終わっています。

9月2日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

次に質疑要領ですが、質疑に当たりましては、決算書で質疑されますようお願いするとともに、大多喜町議会会議規則第55条では、質疑は、同一議員につき同一の議題について3回を超えることはできないとされています。このようなことから、一般会計については、歳入は全般にわたり、また歳出は4つに分けた款ごとに質疑を行いますが、1つの議案ですので、同一議員につきまして3回までとしますのでご協力よろしく申し上げます。

また、質疑の際は、決算書記載のページを必ずお示しいただくとともに、議題以外にわたり、またその範囲を超えることのないようにお願いします。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第1、議案第50号 令和2年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとしてください。

それでは、歳入及び歳出のうち、款1 議会費、款2 総務費の質疑を行います。

質疑ありますか。

8 番渡辺八寿雄君。

○8 番（渡辺八寿雄君） すみません。お願いいたします。ページ18、19であります。歳入の部分であります。固定資産税であります。

平素、税務行政の推進にご尽力いただきまして、感謝を申し上げる次第であります。

この固定資産税でありますけれども、町税全体の57パーセントを占めておるといって税であります。令和2年度決算におきまして、当初予算では6億2,589万9,000円。そして、2,917万円の減額補正を行いまして、予算現額は5億9,672万9,000円となっております。一方、調定額に目を向けますと7億983万9,000円と、予算現額に対しまして1億1,311万円の大幅な増をもって調定をされました。しかし、その調定にもかかわらず、収入済額は6億3,513万9,000円。調定額に対しまして、およそ7,470万円の減となっております。

この理由につきましては、先日いただきました徴収猶予の特例申請状況等内訳を見ますと、固定資産の徴収猶予額は2,878万9,000円。このうち収入済額は1,220万5,000円。差額1,658万4,000円は、これは滞納繰越分ということになろうかと思いますが、この決算書、調定額7億983万9,000円に対しまして、収入済額6億3,513万8,000円、この差7,470万円の内訳、これは決算書記載のとおり、不納欠損額614万円、収入未済額6,856万円ではありますが、コロナによる徴収猶予額1,658万4,000円をみてもあまりにも収入未済額が多いと思われませんが、この理由はどうしたのか、この点、お伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） ただいまのご質問に税務住民課からお答えいたします。

収入未済額6,856万213円、これがちょっと多いんではないかというご質問でございますけれども、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、コロナによる徴収の猶予が1,600万円ほどございます。それにしても多いんではないかということでございますが。

まず、1つ、理由としましては、過年度分が、滞納繰越分ですね、3,747万741円ございます。これにつきましても、前年度と比較しまして約200万円ほど増えております。これにつきましては、昨年コロナの感染の予防という意味で、県税のほうも滞納整理のほうをかなり縮減していたということで、滞納整理を去年、例年に比べ、やっている期間というか、回数が減っているというところで、過年度分の部分でかなり減額が出ているということでございます。

あと、そのほかは過去からの滞納額の繰越しということで、特に増えているというところではないんで、過年度分の部分で滞納整理が去年はコロナでできなかったというところで、増えているというところが、主な原因だということで考えております。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしということですので、以上で、歳入及び歳出のうち、款1議会費、款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑ないようですので、以上で、款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑ないようですので、以上で、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑ないようですので、以上で、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番山田久子君。

○7番(山田久子君) それでは、私は、令和2年度大多喜町一般会計歳入歳出決算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

令和2年度は、年度当初より新型コロナウイルス感染症対策が、執行部の事業運営はもちろんのこと、町民の皆様の生命、生活を守るために、行政としての対応が大きく求められた1年であったと思います。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた事業は、様々な角度から検討をしていただき、大変早い取組をしていただいた1人10万円の支給をした特別定額給付金をはじめ、59事業を実施していただきました。

一方、令和元年度の台風被害による各種災害復旧事業や防災・減災対策事業にも取り組んでいただきました。町民の方々はもちろん、職員の皆様にとっても、例年以上に緊張のとれない1年であったのではないかと思うところです。

令和2年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額67億6,101万2,000円、歳出総額63億2万1,000円となりました。コロナ禍という環境もあり事業の実施に影響がみられたものもございますが、事業の必要性、効果性を見直しなども図られ、予算化されました町の各種計画に基づく事業やコロナウイルス感染症対策事業を着実に推進していただいたものと思います。

財政面では、財政健全化審査における是正改善を要する事項について、特に指摘すべき事項がない旨、またこの10年間の間に財政の健全化が大きく図られている旨の監査報告もあつたところでございます。

今後も執行部へは、税負担の公平性の取組や総合計画等に基づく各種事業の推進とともに、新型コロナウイルス感染症対策と生命、生活ウィズコロナの経済活動を守るための取組をはじめ、さらなる財政運営の健全化と住民福祉の増進をしていただくことを望み、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 根本です。私も賛成の立場から発言させていただきます。

平成2年度は人口減少や少子高齢化など様々な影響がある中、その中で町税も税収など伸び悩む中、またコロナ感染症の影響により、さらに全ての面において厳しい状況にもかかわらず、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率など健全化の比率など全ての項目において良好であり、これも町長をはじめとする職員皆様のご努力と感謝申し上げます。限られた財源、限られた職員数の中にあつて様々な事業を行っていただき、大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

しかしながら、今後コロナ感染症の影響はまだまだ収束が見えてきません。大多喜町も感染症者が徐々にではありますが増えてきている状況です。その対策も今後は大変だと思います。また、ますます人口減少、少子高齢化が進む中、大変財政状況は厳しいものと思われませんが、町当局におかれましては、適切な行政運営と町民に対して適切なお指導、ご助言をいただきまして財政の健全化に努めていただければと思います。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和2年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第50号 令和2年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第2、議案第51号 令和2年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和2年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第51号 令和2年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第3、議案第52号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第52号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第4、議案第53号 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第53号 令和2年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第5、議案第54号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第54号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第6、議案第55号 令和2年度大多喜町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 令和2年度大多喜町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第55号 令和2年度大多喜町水道事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第7、議案第56号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。ちょっとページ数、ちょっとうっかりして忘れちゃったんですけども、外国人技能実習生受入事業費、令和元年度に比べて、金額が約200万ちょっと増えています。この増えた理由と、併せて外国人実習生も2年目を迎えたところであります。現在の外国人実習生の状況とか、その辺もまた不足、こういった面がちょっと不足しているよとか、ものがありましたら併せてお伺いできればと思います。

○議長（麻生 勇君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） それでは、令和元年度に比べまして令和2年度外国人技能実習生の受入事業費が増えた理由でございますが、令和元年の6月か7月に来日しましたので、令和元年と比べて令和2年は1年分になっていますので、その分の経費が増えているということでございます。

あと、外国人技能実習生の現状ですけれども、3名の方、昨年10月から夜勤に入っていたいておりまして、職員のほうも負担が軽減をされてございます。また、昨年度、1名の技能実習生が日本語技能検定でN2を取得、2名がN3を取得ということで、日本語の能力の向上も今、図られているところでございます。

以上でございます。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） それでは、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

特別養護老人ホームの決算につきましては、平成26年度以降、介護報酬の引下げや施設の老朽化等により単年度赤字が続いており、平成29年度以降は、本来3フロア利用できる施設が夜間勤務のできる介護士の不足により、2フロアで営業を余儀なくされ、赤字額が大幅に増え、現在に至っています。また、昨年度におきましては、新型コロナウイルス感染対策により短期入所の受入れを控えたこともあり、例年に増して赤字額が増えており大変厳しい状況となっているのは事実ですが、現在のところ、大多喜町にはほかの特別養護老人ホームが存在せず、大多喜町特別養護老人ホームは大多喜町に存在する唯一の特別養護老人ホームであり、町営ということもあり、町内の方を数多く受け入れており、大多喜町の福祉に大きく貢献しております。

このような苦しい状況の中で、新たな介護報酬加算の取得や介護報酬再請求により、少しでも介護収益の向上を図ろうと努力している状況や、入所者が高齢化、重度化していて入院者や退所者も多い中で、長期入所利用者が増加している状況を見ても、収入増加への努力は

見られます。支出の増につきましては、主に会計年度任用職員制度により人件費の増によるもので、制度上やむを得ないと思われまます。

外国人技能実習生の介護技能も向上し、夜間にも従事できるようになったことで介護環境が良くなり、職員の負担も軽減されたようですし、入所者のことを考え、訪問用のカーテンや見守り用のカメラを設置し、コロナ禍で直接面会できない家族のためにタブレットによるオンライン面会設備を導入したり、利用者のことを考えた対応についても努力が見受けられます。

このような状況を踏まえ、施設の必要性と経営改善に努力がうかがえることから、施設には今後もさらなる努力を期待し、令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算につきましては賛成したいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定についてを採決します。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第56号 令和2年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

以上で、各会計決算決算認定についての審議が全て終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

なお、10時45分から再開いたします。

（午前10時33分）

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 次に、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局職員をして、議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（宮原幸男君） それでは、発議案を朗読いたします。

発議第4号。

大多喜町議会議長、麻生勇様。

提出者、大多喜町議会議員、末吉昭男。賛成者、同、野村賢一、賛成者、同、渡辺泰宣、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、山田久子。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

○議長（麻生 勇君） 局長、座ってやってよ。

○議会事務局長（宮原幸男君） すみません。着座で説明させていただきます。

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきもので

あり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛て。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 次に、提案理由について、提出者の説明を求めます。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） それでは、発議第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本意見書は、全国町村議会議長会及び千葉県町村議会議長会などからも協力要請があったものであり、新型コロナウイルス感染症の拡大による甚大な経済的、社会的な影響から国民生活への不安が続いております。この中で地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

引き続き、地方税・地方交付税等の一般財源総額が確保されるよう、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を、我々大多喜町議会といたしましても、内閣総理大臣をはじめとする関係各大臣に意見書を提出いたしたく、野村賢一議員、渡辺泰宣議員、根本年生議員、山田久子議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただきます。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のありましたとおりでございます。よろしくご審議いただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

ただいま町長から、議案第57号 大多喜町過疎地域持続的発展計画を定めることについてが提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 大多喜町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

事務局員から議案を配付いたします。

議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 追加日程第1、議案第57号 大多喜町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 議案第57号の説明をさせていただきます。

大多喜町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

別冊の説明に入る前に、提案理由についてご説明させていただきます。

過疎対策につきましては、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などの推進を図ってきたところでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、過疎地域自立促進特別法が令和3年3月末で期限を迎えたことから、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するため、新たな法律として制定されました。この法律の制定に伴い、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする大多喜町過疎地域持続的発展計画を、第3次総合計画の後期基本計画に基づき別冊のとおりまとめさせていただきました。

それでは、大多喜町過疎地域持続的発展計画の冊子について、一部割愛して説明させていただきます。

冊子の1ページをお開きください。

第1項は基本的な事項として町の概要を、人口及び産業の推移と動向、町の行財政の状況、地域の……

○議長（麻生 勇君） 企画課長、着座をお願いします。

○企画課長（市原芳則君） 着座にて説明させていただきます。

初めからやり直します。

○議長（麻生 勇君） ごめんなさい。すみません。

○企画課長（市原芳則君） 第1項は基本的な事項として町の概況、人口及び産業の推移と動向、町の行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、地域の持続的発展のための基本目標、計画の達成状況の評価に関する事項、計画期間及び公共施設等総合管理計画との整合を記載

してございます。

13ページをお開きください。

第2項は移住・定住・地域間交流の促進、人材育成として、現況と問題点、その対策。16ページからは、事業計画として11事業を記載してございます。以後、第3項から第13項までも、同様に現況と問題点、その対策、事業計画をそれぞれ定めてございます。

19ページをお開きください。

第3項は産業の振興について定めており、25ページからは事業計画として25事業を、続いて産業振興促進事項、公共施設等総合管理計画との整合を記載してございます。

30ページをお開きください。

第4項は地域における情報化について定めています。右側ページの事業計画では2事業を記載してございます。

次のページ。

第5項は交通施設の整備、交通手段の確保について定めています。34ページからの事業計画では20事業を、続いて公共施設等総合管理計画との整合を記載してございます。

37ページをお開きください。

第6項は生活環境の整備について定めております。42ページからは事業計画として9事業を、続いて公共施設等総合管理計画との整合を記載してございます。

44ページをお開きください。

第7項は子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について定めており、48ページからは事業計画として18事業を記載してございます。

52ページをお開きください。

第8項は医療の確保について定めております。右側ページでは事業計画として4事業を記載してございます。

次のページ。

第9項は教育の振興について定めており、57ページからは事業計画として12事業を、続いて公共施設等総合管理計画との整合を記載してございます。

60ページをお開きください。

第10項は集落の整備について定めております。右側ページでは事業計画として3事業を記載してございます。

次のページ。

第11項は地域文化の振興等について定めています。右側ページでは事業計画として2事業を記載してございます。

次のページ。

第12項は再生可能エネルギーの利用の推進について定めています。右側ページでは事業計画として1事業を記載してございます。

次のページ。

第13項はその他地域の持続的発展に関し必要な事項について定めています。69ページからは事業計画として9事業を記載してございます。

本計画は、以上の内容のとおり、全体で114事業を事業計画とするものでございます。また、71ページ以降は全体計画のうち過疎地域持続的発展特別事業分、ソフト事業分75事業を記載してございます。

本計画に記載する内容は、法律の目的に合致すると思われる事業を幅広く掲載しており、過疎対策事業債は本計画に基づく事業に充当されます。本計画策定による最大の効果は、過疎対策事業債の発行による財政措置にあります。充当率は100パーセントであり、将来の財政負担を軽減するため、元利償還金の70パーセントが後年度に交付税措置されることになっており、市町村は残りの30パーセントの負担になります。

以上で、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 今、ご説明を受けて、課長から慎重に審議をしてくださいという話があったんですが、あまり雑駁な説明で、今日提案されて、この冊子、かなりありますよ。ここで、今、議決しろというのは、ちょっと本当。それより、まだ時間がいっぱいありますから、もう少し中身の説明をしてくれて、議決してくれればありがたいんですけど。

過疎の対策事業というのは、今までいろいろ、大多喜町は過疎の恩恵を受けていろいろやってきました。しかし、課長、これ、ページ数めくって次から次への事業をほんの雑駁な説明で、これを今、ご検討してくださいと言うのは、ちょっと粗い議論じゃないですかね。

いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 今、3番野村賢一君からの意見がございましたけれども、どうですか。もう少し。

（「私もそう思うけれど」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 3番、5番、2人がそういう提案なんですけれども。

もう少し、じゃ、詳しく、説明。

町長。

○町長（飯島勝美君） これ、この今日の大多喜町過疎地域持続的発展計画につきましては、実は、前回全員協議会で一回ご説明させていただいているんですけど、それでどうでしょうか。全員協議会ではご説明させていただいているんですけど、それと同じものなんですけれども、よろしいですかね。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） そのとおりで全員協議会で詳しい説明は受けました。

全員協議会と本会議とちょっと多少違う部分もあると思いますので、もし全部説明できないようでしたら、特に最重要項目というんですかね。何か特にこの辺に力を入れて今後はやっていきたいんだという項目がありましたら、それを、もし、最低でもそのくらいないと、どうかなということが、私は考えています。

私はそう思っているけれど、ほかの皆さんがいいよと言えば、それは別ですけど。

○議長（麻生 勇君） 課長、どうですか。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 今思い出しました。全員協議会で説明を受けたのを。大変恐縮しました。

あまり、でも、雑駁なあれだったから、ちょっとあれしたんですけども。

大変失礼しました。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今回、過疎計画に提案させていただきました事業計画の中に含まれている内容というのは、昨年度策定しました総合計画の後期基本計画に基づいて実施計画等もつくっているわけですけども、その内容に基づく内容として、各担当課のほうに照会させていただき、その内容については計画させていただいているところであります。

内容について、特に重要だという部分については全体重要ということで、ソフト事業とハード事業と両方ともこの中には入っております。必ずしもこの5年間にこの内容を全てやる

わけではございません。先ほどちょっと説明の中でもあったんですが、この法律に合うような内容を幅広く計画の中には載せている状況ではございますけれども、今後も新たなものが出てくるような状況がありましたら、その都度、その部分についてはまた新たなものとして追加する、変更するような形で対応はしていきたいというふうに考えておりますので、この内容について、個々にもし特別聞きたいというものがございましたら、ぜひ担当課のほうに照会いただければと思います。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ありがとうございます。

町長。

○町長（飯島勝美君） この計画につきましては、今、ここに全部載せてある、これは、みんな重要なんですけども、こういう事業をやるときに過疎債が使えますよという話なんです。ですから、これに載せていないと過疎債が利用できないんです。

さっき説明がありましたけれど、過疎債という非常に有利な、いわゆる財源でございますので、ですから、ここに載せていないと、そのときに過疎債を使おうと思っても使えないということで、これは、県あるいは国のほうに、こういうものでは過疎債を使わせてくださいということで、そういうことでしているところがございますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 61ページで、地域おこし協力隊事業とかいろいろ、すばらしい計画があるんですけども、たまたま、この中野駅周辺拠点整備説明会資料というのが、区長会、区長さんを集めて説明があったということで、すばらしいことなんですけれど、地元の中野新町が区長止まりで住民が知らないということで、この観光地域づくり法人DMO、これは絡んでいますから、これは国から相当補助金が出ているということで、中野周辺拠点整備検討会会議という二回、三回くらいかな、私、地元で全然知らなくて、申し訳ないんですけども、これ、もう少し協働のまちづくりという……

○議長（麻生 勇君） 吉野君。

すみません。議題外ですので、後にしてもらえませんか。

○6番（吉野僖一君） ちょっと待って。

○議長（麻生 勇君） 待ちません。

○6番（吉野僖一君） 協働のまちづくりって、今、質問しているんじゃないかよ。何だよ。

○議長（麻生 勇君） そんなこと書いていないじゃないか、61ページに。

○6番（吉野僖一君） 書いていない。

○議長（麻生 勇君） ほかに質問はありませんか。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。

ページ、14ページの移住・定住というところで、イの住環境の拡充を効率的に図るため、民間事業者の実施する分譲地について、事業者との協働によると書いてあります。

まだ具体的に決まっていなければいいんですけれども、もし具体的に、ある程度こういった形で民間企業さんと一緒に宅地造成を図りたいんだという、あと、ここには書かれていませんけれど、ここには当然、地域住民の方も、地域住民と民間事業者と行政が三位一体で宅地分譲の造成を図るという考え方でいいんでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 根本君さ、先ほど町長が説明したとおり。

○5番（根本年生君） じゃ、すみません。

（「全然、違うじゃない」の声あり）

○5番（根本年生君） すみません。いいです。じゃ、大丈夫です。

（「ここはあとでまた聞かれたらどうですか」の声あり）

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

ただいま町長から、議案第58号 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2とし、議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とすることに決定いたしました。

事務局職員から議案を配付いたします。

議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 追加日程第2、議案第58号 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案第58号についてご説明します。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

現行条例では、500平方メートル以上を埋立て事業とし、許可、届出を必要としています。しかしながら、許可、届出の必要のない面積500平方メートル未満であっても、再生土、改良土等の埋立てが行われ、町が状況を把握できないまま現地の埋立てが進行し、指導等が後

手に回るケースも考えられます。そこで、500平方メートル未満の埋立てについて事前に届出を必要とすることとし、未然に違法な埋立てを防ごうとするため、条例を改正するものです。

条例の改正点は、埋立て事業の面積の下限の撤廃と、500平方メートル未満の埋立てについて、原則として届出を必要とすることの2点でございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、本文の朗読は一部割愛させていただきます、要点のみの説明とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長、座ってお願いします。

○環境水道課長（和泉陽一君） 議長のお許しをいただきましたので、座って説明させていただきます。

大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中以下につきましては、これまで埋立て事業の下限である500平方メートルを撤廃するものです。その撤廃に伴い、小規模事業を「500平方メートル以上3,000平方メートル未満」として明確化するものです。

6条第1項第4号中以下につきましては、許可の必要のない事業について、第4号として「事業区域の面積が500平方メートル未満の埋立て事業」を追加し、4号を追加したことによる号ずれを改正するものです。

第6条の次に次の1条を加える。埋立て事業の届出等。

第6条の2、前条第1項第3号に規定する事業を行おうとする事業者等は、あらかじめ規則で定めるところにより、許認可土砂等であることを証する書面その他の規則で定める書類及び図面を添付して町長に届け出なければならない。この場合において、次条の規定を準用する。

第2項、前条第1項第4号に規定する事業を行おうとする事業者等は、あらかじめ規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

これは、現行条例で規定している届出事業と今回の改正で追加される500平方メートル未満の届出事業を1つの条文としてまとめ、追加するものです。

第7条中以下は、第6条の2を追加したことによる引用条文のずれを改正するものです。

第40条第1号中以下についても、第6条の2を追加したことによる引用条文のずれを改正するものです。

附則、施行期日、条例改正の内容を周知するため約1か月間の周知期間を設け、令和3年10月15日から施行することを定めたものです。

経過措置、施行期日前にされる許可の申請は旧条例の適用とするものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。私、この条例には大賛成なんですけれども、一つ気になる点がありまして、申請、あらゆる法律がそうだと思うんですけれども、必ず下限というのが、これだと1平米からでも届け出なくちゃいけないということになっているかと思うんですけれども、建築確認書等においても10平米未満は建築確認の届出が要らないとか、それはなぜかと言うと、町民というか住民にとって過度の負担にならないという点で、あらゆる法律が少量のものであれば申請は要らないということの法体制になっているものと私は認識しています。

ですから、これが過度の申請にとって、善良なる町民にとって過度の負担にならない点を重々配慮してもらいたいと思いますけれど、その辺はいかに考えますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 根本議員おっしゃるとおり、住民の方の負担にならないということで、それは第一に考えていきたいと思います。

届出という形なんですけれども、取りあえず、そういうことをやりたい、あるいはそういう話を聞いた、そういったものがあつた場合には、取りあえず役場のほうにご一報いただいて、その上で役場の職員のほうで現地のほうを確認させていただいて、これは届出が要るとか要らないとか、その辺も考えてやっていきたいと思います。

様式のほうは規則のほうで定めることになりましたけれども、今のところ考えているのは、特に添付書類のほうは必要としなく、印鑑を押してもらおうというような程度の様式を、今、考えております。

以上です。

○5番（根本年生君） すみません。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。私はこの条例を読んで、一般住民としてちょっと難しい部分があるのかなというふうに、ちょっと感じているところがあります。

条例が悪いわけではなくて、一住民として、この条例が制定されたときには、どういうことに具体的に気をつけていかなければいけないのか。例えば、サインをするときですとか、持ち込んでもらうときだとか、また、自分がこの書類にサインをしたことにおける後々の責任とか、そういったところで、もうちょっと条例じゃなくて、平たく教えていただけたらと思うんですけども、ご説明いただけたらと、ちょっと思うんですが。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） すみません。再度ちょっとお願いします。

ちょっとよく聞き取れなかったもので、すみません。

○7番（山田久子君） すみません。

この条例ができたときに、私はどういうことに対して、今後埋立てをするような場合に気をつけていかなければいけないのか、どういう責任を負うことになるのか。具体的にイメージできるものがありましたら、教えていただければと思うんですが。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） まず、埋立てについては、あくまでも手段であって、まず目的ではないと思われるんですね。その土地を持っている方が、その土地を埋立てすることによって、どういうふうにしたいかというのがメインになってくると思うんですね。

それで、埋立てをご自身でやる場合は、当然、こういうふうにしたんだということで、基本的にそんなに悪いことをする方はいらっしやらないと思うんですけども。例えば、よそから、その土地をきれいにしてあげますよとか、そういったことで言う場合、そういったものが結構怪しいといいますか、そういうことになるケースがまま考えられますので、その辺は十分、住民の方もその辺は注意してやっていただきたいなというふうに思いますので、何かそういう話がありましたら役場のほうにご一報いただいて、それで早いうちに、早い段階で埋立てのほうを、基本的に役場のほうでそういう事業をいろんなところでやることを把握して、何も無いような形で事業のほうをやっていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） それで、もし万が一、今、課長がおっしゃったような後半のような部分のところが起こってしまった場合、私はどういう責任をとるようなことになってくるのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 責任については、当然、埋立てをする所有者の方、あとやっている事業者の方、そういった方が皆さん3者同じ立場でおりますので、当然、土地を提供したりそういったことも関係してきますので、連帯責任といいますか、そういった形になりますので、その辺は事業者の方とやる方、あと土地の所有者の方、その方で十分にお話をし、やるということは、その3者の方が同じ責任を持つんですよということで、十分に注意していただきたいというふうに思います。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

もう一点お伺いいたします。例えば、前テレビで見たような感じでもあったんですけども、埋立てしたものを私が売りました、そのときは何も気がつかなくて、後で何かそこに問題が発覚したような場合、この売った私に対する責任というのはどのような形になる、負うことが発生するのかわからないのか、その辺というのは、どのような形になってくるのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今回の500平米未満のものも全部届出という話でしているんですが、確かに、若干皆さん方にとって面倒くさいかなというようにも思いますけれども、要は、いわゆる埋立てビジネスをどうやって防ぐかということで、ひとつの今回改正ということでお願いしたんですが、特に、一般的に埋めるときに、例えば山砂とか正体の知れている泥については、ほとんど問題ないわけですね。要は残土と言われる、どこから持ってくるかわからないような泥、あるいはさっきの改良土とか、そういうのがありますけれど、そういったものについては、所有者が埋めてもらうときに、簡単に言えばお金になるわけですね。ただで埋めてもらってお金をもらえるというような状況がありますので、これはだから、どうしてもそういうちょっといかがわしいものが入ってくるわけですね。そういったものを防ぐ意味でやっているわけです。

それで、先ほども多分熱海の事例だと思うんですが、要は埋立てを正規のもので通してあれば、所有者がそれを売ったとしても問題ないけれども、いわゆる届出のない不正規のもので埋立てして、そういう状況が発生すれば、当然、その売った元の所有者もそういうことで、買った所有者も責任が出てくるわけですね。

ですから、それはやはり何よりも正規な形で埋めていただくということが必要なんですね。それで、特にこの500平米未満を今回出したというのは、そういう事例がちょっと実はありまして、500平米未満は届出が必要ないということで、改良土をばっと埋めていったわけですよね。ですから、そういうのはもう違法なんです。だけれども、500平米は届出なしだから、さっと埋めていかれちゃうわけですよね。それは、もう未然に防ぐことができたんですけど、そういうものをなくすということですね。

ですから、町民の皆さんが、もし埋めるときに役所のほうに届出するにしても、先ほど言いましたように簡単な形になりますけれども、要するに情報をもろうために、一応は全部届けてもらうということで、500平米未満については、今までとそんなに中身は変わりませんから。

特に、やっぱり今巧妙な事件があるのは、500平米という届けなしでやれるとする。それで郊外から持ってくる残土で埋めるとしますよね、これは届け出なくてもいいですから。だけれども、例えば大きな土地を500平米ごとに区切って名前の違う人で登記すれば、それぞれ埋められるわけです。そういうことの事例もありますので、そういう全体的なことを考えると、やっぱり一応全部それを届けてもらって、そういう問題が起きないようにということの中で、今回の条例改正ということで考えさせてもらっています。

それで住民の皆さんに特に負担が出るというものではありませんし、デメリットになることではないと思っていますので、そういったことをご理解いただければと思います。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(麻生 勇君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日11日から12月31日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、明日11日から12月31日まで休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(麻生 勇君) 本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

(午前11時33分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 麻 生 勇

署 名 議 員 野 村 賢 一

署 名 議 員 末 吉 昭 男